

第六次
与論町総合振興計画

令和4年度～令和13年度

令和4年3月
鹿児島県与論町

与論町民憲章

わたくしたち与論町民は、恵まれた自然と祖先の遺訓である「誠」の伝統に誇りを持ち、積極性と創造性を培い、島の永遠の繁栄をめざして、ここに町民憲章を定めます。

- わたくしたちは、きまりを守り、平和で生きがいのある町をつくります。
- わたくしたちは、仕事に喜びを持ち、豊かな住みよい町をつくります。
- わたくしたちは、進んで心身を鍛え、活力に満ちた明るい町をつくります。
- わたくしたちは、自然を愛し、花と緑の美しい町をつくります。
- わたくしたちは、教育に力を注ぎ、風格のある文化の町をつくります。

第6次与論町総合振興計画の策定にあたって



与論町は、昭和38年に町制が施行され、以後昭和45年の第1次与論町総合振興計画を皮切りに、第5次まで総合振興計画を策定し、町勢の発展と充実化を目指して各種施策の推進に努めてまいりました。

直近の第5次総合振興計画においては、「共に創ろう 未来への懸け橋 ～元気・チャレンジ・感動～」を基本理念に掲げ、「南の島の豊かな心と自然が創る活力と希望のあるまち」の実現に向け町政全般にわたる施策に取り組み、総人口が計画目標を上回るなど、一定の成果を挙げてきているところです。

この間、本町や国内外をめぐる情勢は目まぐるしい変化を遂げ、現在もその只中におかれています。技術革新による社会基盤整備や、産業活動における生産性の向上、高度情報化の進展等の分野において飛躍的な進化が見られた一方、国際情勢における流動化の亢進や地球規模での環境問題の顕在化、国内における人口の都市圏集中による地方小規模自治体の衰退など、本町の暮らしの将来的な持続に係る重要な課題もあり、今後の本町におけるまちづくりには、新たな分野へのチャレンジや高度な専門性を必要とする対応が求められています。

このような状況の中、本町の第5次総合振興計画が令和2年度末で計画期間の満了を迎えるにあたり、令和2年度において第6次総合振興計画の策定を行う予定としておりましたが、令和元年末からのコロナ禍の影響を受け作業を令和3年度まで延長し、多くの住民の皆さまのご意見、ご協力のもとに今般第6次与論町総合振興計画を策定することができました。

本計画における基本理念「想いどう島ぬ力ーあなたの想いが島の力になるー」は、これまで幾多の危機を乗り越え、島の自然と暮らしを現在へとつなぎ遺してきた先人の遺訓にならい、住民全ての方々が島への想いを実現するための行動を起こし、世代や立場の違いを超えて互いに手を携え、一丸となってまちづくりへのチャレンジを続けることで豊かな自然と暮らしを未来へつなぐ島の実現を目指し、掲げたものです。

本計画を指針としたまちづくりの実現に向けて、住民の皆さまと現状や課題解決に向けた方策・行程を共有し、それぞれの役割を理解しながら連携した取組を推進することで、住民の皆さま一人ひとりが島のまちづくりの主役として、島の明日を拓く力となるよう、計画の実践と目標の達成に取り組んで参ります。

おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言を賜りました町内外の皆さまをはじめ、熱心にご討議を頂きました振興開発計画審議会、ゆんぬまちづくり委員会、与論町議会、及びアンケート調査やヒアリング、パブリックコメントを通じ、本計画の策定にご参画頂きました全ての皆さまに心から感謝致しますとともに、計画の実現に向けたご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

令和4年3月

与論町長 山 元宗

目次

序論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の役割	1
3	計画の期間	1
4	計画の構成	1

基本構想

第1章	与論町の姿	3
第1節	本町の概況	3
第2節	本町を取り巻く時代潮流	10
第2章	まちづくりの目標	14
第1節	基本理念	14
第2節	まちの将来像	16
第3節	まちづくりの基本目標	17
第4節	将来人口の目標	20
第3章	重点プロジェクト	22
第1節	健康増進プロジェクト	22
第2節	子育てプロジェクト	24
第3節	人材育成プロジェクト	26
第4節	農水産業プロジェクト	30
第5節	環境プロジェクト	34
第6節	観光地域づくりプロジェクト	36
第7節	人々をつなぐ情報共有プロジェクト	39

基本計画

第1章	保健・福祉・医療	40
第1節	保健・福祉	40
第2節	医療	48
第2章	教育・文化	51
第1節	島の未来を拓く教育の推進	51
第2節	生涯学習	58
第3節	文化・スポーツ	61

第3章 産業	66
第1節 農業	66
第2節 水産業	81
第3節 商工業	84
第4節 観光業	86
第5節 特産品の開発	90
第4章 生活基盤	92
第1節 土地利用	92
第2節 道路・交通	94
第3節 情報・通信	98
第4節 住宅	100
第5節 緑化	102
第6節 水道	103
第7節 環境保全	104
第8節 消防防災・生活安全	108
第9節 墓地	111
第5章 共生・協働	113
第1節 共生・協働	113
第6章 行財政	118
第1節 行政	118
第2節 財政	123

資料編

第6次総合振興計画策定に係る経過	127
町長から審議会に対する諮問	128
審議会から町長に対する答申	129
与論町振興開発計画審議会委員名簿	130
ゆんぬまちづくり委員会名簿	131
与論町総合振興計画策定委員会委員名簿	131
与論町総合振興計画策定ワーキング委員会委員名簿	132

用語集

本計画に記載された用語の解説	133
----------------	-----

序論

序論

1 計画策定の趣旨

本町はこれまで5次にわたり様々な施策を展開し、町勢発展に努めて参りました。近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、情報技術の革新的発達による高度情報化社会の進展、流動化する世界経済情勢への対応、SDGsをはじめとする国際的指標に基づく持続可能な社会の実現など、現代社会を生きるうえでの社会課題や地域ニーズが多様化・複雑化してきています。

このような激しい変化の只中であって、今後の本町の地域社会を将来にわたり持続可能性の確保された状態で未来の世代へ引き継ぐためには、本町の特性や強みを活かし、住民や行政が一丸となってまちの明日を開くためのチャレンジに取り組むことが求められています。

今般、第6次与論町総合振興計画を策定し、新しい時代に向けた本町の指針を定めることにより、本町のまちづくりの方向を明確にし、将来の発展に向けて、今後10年間、全ての住民が想いを重ね、行政・住民がそれぞれの役割を理解し、対等な協力のもと、まちづくりに取り組んでいくものであります。

2 計画の役割

この総合計画は、町政運営における最上位計画となるものであり、本町の将来の発展に向けて、住民と行政が協働し、島の特性を活かしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための町政の総合的指針となるものです。

3 計画の期間

この計画期間は、令和4年度～令和13年度の10年間とします。

4 計画の構成

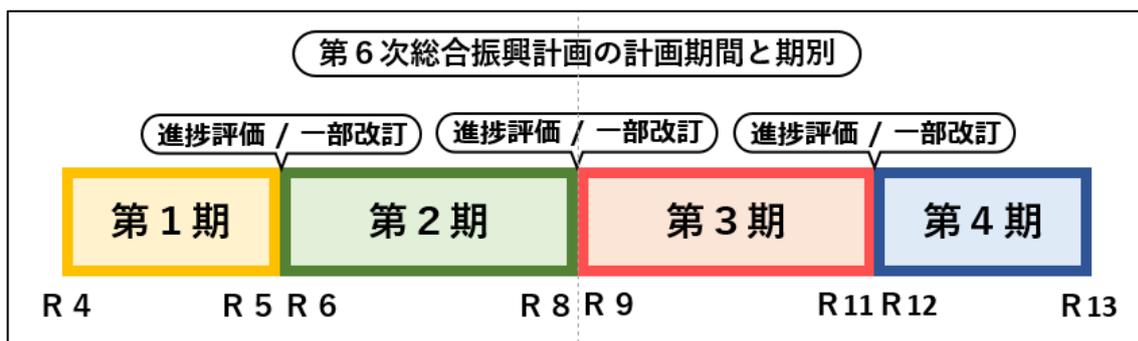
この計画は、「基本構想」「基本計画」「重点プロジェクト」から構成されています。また、この計画に基づいた「実施計画」を(4)に示す4期に分けて各期ごとに策定することとします。

- (1)「基本構想」は、本町の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念とまちの将来像を明らかにし、まちづくりの目標と基本方向を示します。
- (2)「基本計画」は「基本構想」に基づいて、本町のまちづくりの各分野における施策の基本方向をしめしています。

(3)「重点プロジェクト」は、「基本構想」で明らかにされた本町のまちづくりの目標及び基本方向を実現するために、必要かつ重要と考えられる施策で、最重点で取り組んでいくべき施策を示しています。

(4)「実施計画」は、基本計画に定めた各施策及び基本事業を財政的な裏付けのもとで実施していくことを目的とするもので、各期の初年度に策定します。また、10年間の計画期間を下記の4期に分け、各期において計画の進捗と推進について、住民と連携して評価及び見直しを行います。

第1期	令和4年度～令和5年度	(2年間)
第2期	令和6年度～令和8年度	(3年間)
第3期	令和9年度～令和11年度	(3年間)
第4期	令和12年度～令和13年度	(2年間)



基本構想 第1章

与論町の姿

- ・ 第1節 本町の概況
- ・ 第2節 本町を取り巻く時代潮流

第1章 与論町の姿

第1節 本町の概況

第1項 位置・地勢

与論町は、鹿児島県及び奄美群島の最南端（北緯 27 度 2 分、東経 128 度 25 分）に位置し、鹿児島市の南南西 563 km の洋上に浮かぶ与論島に所在する一島一町の町です。島の東側に太平洋、西側に東シナ海を望み、本町の南方 23 km に沖縄本島、北方には沖永良部島が位置しており、島の南方海上の北緯 27 度線を境として沖縄県と県境を接しています。

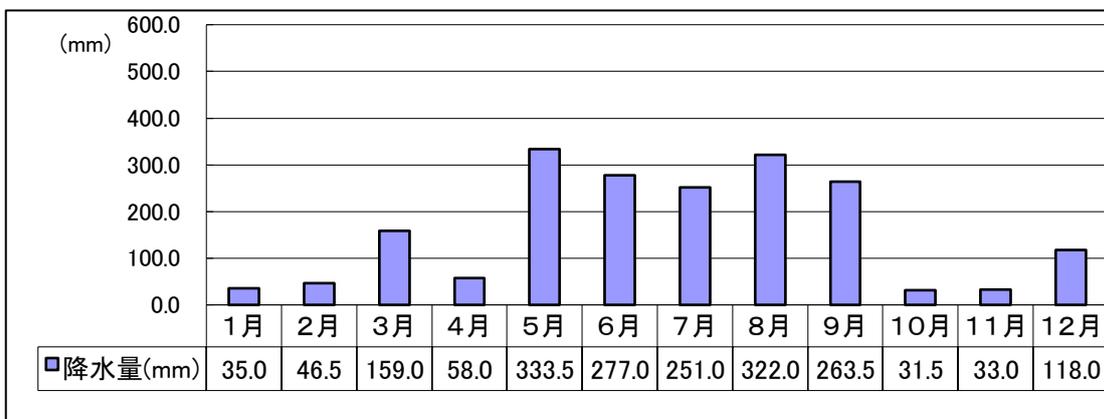
本町の所在する与論島は、周囲 23.7 km、総面積 20.58 km² の島で、島内の最高標高は 97.1m となっています。人口は令和 2 年度国勢調査時点で 5,119 人であり、島内には茶花（ちゃはな）、立長（りっちょう）、城（ぐすく）、朝戸（あさと）、西区（にしく）、東区（ひがしく）、古里（ふるさと）、叶（かのう）、那間（なま）の 9 つの集落が形成されています。

与論島への島外からの交通アクセスは航空便が鹿児島・奄美・那覇と与論間の各路線を 1 日 1 便、定期船が鹿児島向け・沖縄向けの各航路に 1 日 1 便ずつ運航しています。

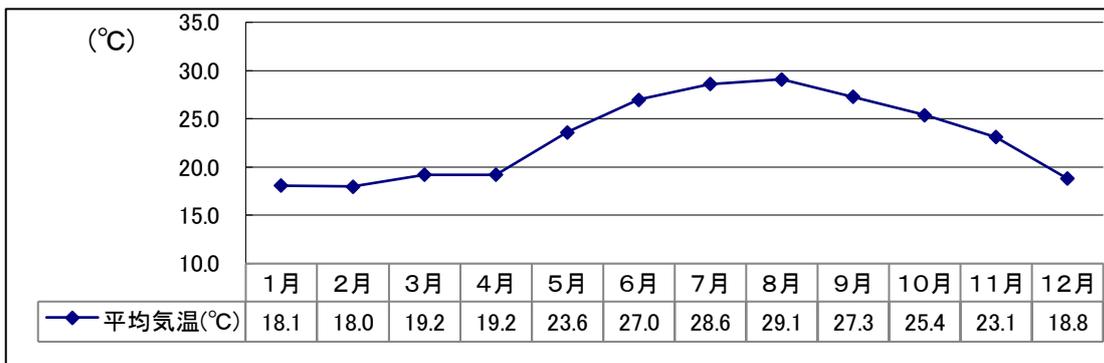
第2項 気象

与論島は琉球列島の中中部、北緯 27 度線に近接しており、奄美群島や沖縄以南の島々とともに亜熱帯海洋性気候に区分されています。これらの地域の気候特性として、夏季は湿度が高く蒸し暑い日が多く、冬は時折雨天がある以外、曇りの日が多くなるとともに、夏は南東～南、冬は北西～北の季節風が卓越する傾向があります。令和 2 年の気象庁による観測値では、月別平均気温は 2 月の 18.0℃ が最も低く、8 月の 29.1℃ が最も高くなっています。1 年を通じた平均気温は 23.1℃ で、年間降水量は 1,928 mm、年間平均風速は 5.3 m/s となっています。温暖な気候に育まれた豊かな自然環境がある一方、台風の常襲地域ともなっており、過去には大型台風の襲来や干ばつといった自然災害に幾度となく見舞われてきています。

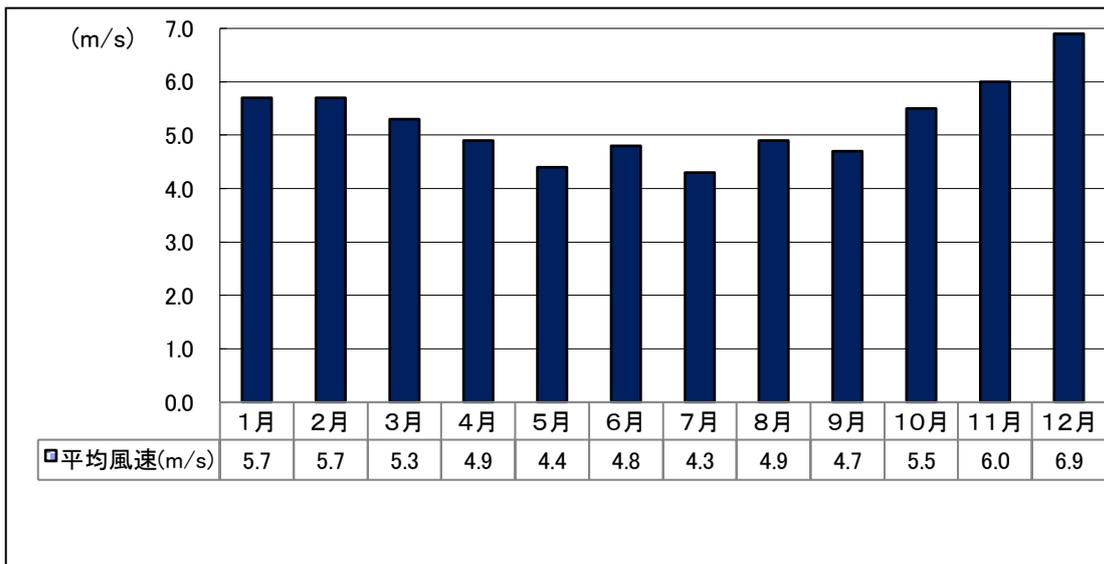
■年間降水量



■年間の月別平均気温



■年間の月別平均風速

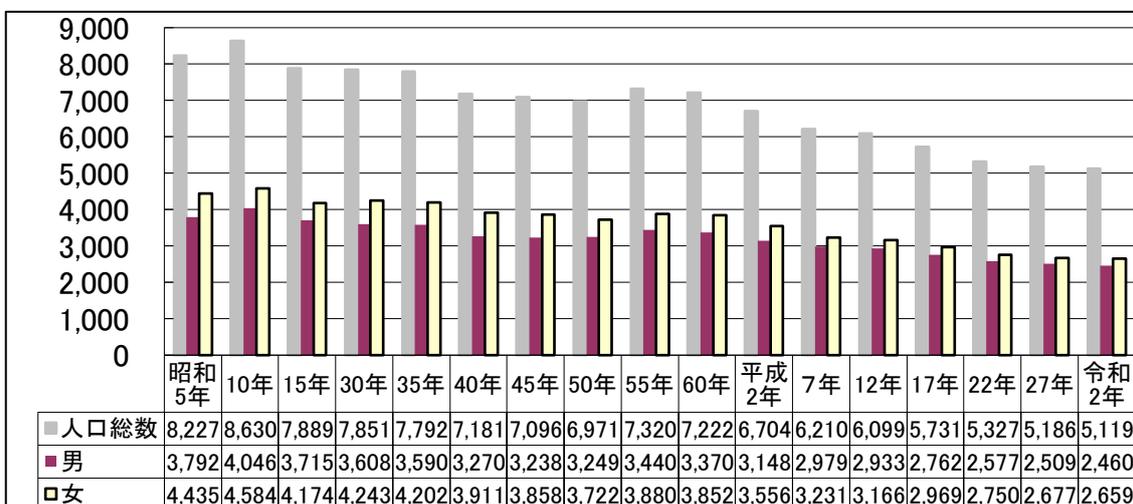


第3項 人口

1) 総人口と世帯数

令和2年の国勢調査によると、本町の総人口は5,119名で、前回平成27年の調査時の総人口5,186名より67名減少しています。本町は昭和10年の8,630名をピークに、以降人口減少が長期的に進行していますが、世帯数の増減をみると平成22年以降世帯数は毎年増加している一方、一世帯あたりの世帯人員は減少する傾向にあることから、世帯構成の少数化が進行している状況が見て取れます。

■国勢調査人口の推移



■世帯数と一世帯あたり世帯人員の推移

年	世帯数	世帯人員(人)	年	世帯数	世帯人員(人)	年	世帯数	世帯人員(人)
昭和5年	1,714	4.80	昭和45年	1,626	4.40	平成12年	2,063	3.00
昭和10年	1,817	4.70	昭和50年	1,697	4.10	平成17年	2,087	2.75
昭和15年	1,731	4.60	昭和55年	1,939	3.80	平成22年	2,007	2.65
昭和30年	1,640	4.80	昭和60年	1,979	3.60	平成27年	2,056	2.52
昭和35年	1,635	4.80	平成2年	2,013	3.30	令和2年	2,160	2.37
昭和40年	1,596	4.50	平成7年	2,004	3.10			

(2) 年齢別人口

平成27年における年齢別人口は、60～69歳の人口が820名で最多であり、次いで50～59歳の人口が815名となっています。一方、20～24歳の人口は59名で最小となっているほか、次いで25～29歳の人口が151名の順となっています。人口構成としては40代以降の人口が大きく、依然として少子高齢化が進行している状況といえます。

■年齢別人口

区分(歳)	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計(人)
昭和40年	848	1,032	1,020	239	232	335	479	502	740	661	544	383	166	7,181
昭和45年	655	843	1,008	549	277	284	347	449	840	678	585	409	171	7,095
昭和50年	640	670	840	584	347	379	325	344	935	683	577	433	214	6,971
昭和55年	623	716	706	505	398	555	440	362	840	813	632	464	266	7,320
昭和60年	626	634	707	416	221	513	554	436	729	931	654	485	316	7,222
平成2年	409	622	588	418	159	316	475	524	713	797	762	546	375	6,704
平成7年	303	432	606	334	133	205	358	466	873	676	837	565	422	6,210
平成12年	309	339	434	395	137	233	271	392	974	683	734	667	529	6,097
平成17年	282	302	317	271	89	231	292	283	846	868	667	737	546	5,731
平成22年	234	251	275	197	69	184	281	272	631	942	643	677	671	5,327
平成27年	250	265	255	182	59	151	259	302	544	815	820	578	706	5,186

令和2年の人口動態における自然動態を見てみると、出生者33名に対し死亡者が43名多い76名となっています。社会動態については転入者242名に対し転出が230名と12名の社会増となっていますが、近年では転出超過の傾向にあり、人口減少が進行している状況がうかがえます。

■人口動態(1月1日～12月31日)

	自然動態			社会動態			差引増減(人)
	出生	死亡	自然増(人)	転入	転出	社会増(人)	
平成12年	45	61	△ 16	389	419	△ 30	△ 46
平成13年	64	70	△ 6	348	442	△ 94	△ 100
平成14年	54	76	△ 22	382	448	△ 66	△ 88
平成15年	59	59	0	371	435	△ 64	△ 64
平成16年	46	69	△ 23	347	449	△ 102	△ 125
平成17年	41	83	△ 42	308	341	△ 33	△ 75
平成18年	59	70	△ 11	330	343	△ 13	△ 24
平成19年	43	76	△ 33	312	358	△ 46	△ 79
平成20年	63	86	△ 23	323	371	△ 48	△ 71
平成21年	39	67	△ 28	307	396	△ 89	△ 117
平成22年	47	80	△ 33	317	361	△ 44	△ 77
平成23年	51	73	△ 22	268	265	3	△ 19
平成24年	48	68	△ 20	298	266	32	12
平成25年	55	75	△ 20	270	284	△ 14	△ 34
平成26年	51	78	△ 27	254	269	△ 15	△ 42
平成27年	40	84	△ 44	279	277	2	△ 42
平成28年	47	97	△ 50	290	308	△ 18	△ 68
平成29年	44	77	△ 33	253	263	△ 10	△ 43
平成30年	30	92	△ 62	259	237	△ 22	△ 84
令和元年	33	61	△ 28	226	226	± 0	△ 28
令和2年	33	76	△ 43	242	230	12	△ 31

第4項 産業

(1) 本町の産業別就業人口

本町における産業別の就業者数の推移をみると、昭和55年以降増減を繰り返しながらも、全体的な減少傾向が続いています。昭和55年と平成27年の産業別就業者を比較すると、製造業の就業者数が約83%減少しており、農業の就業者数も19%減少しています。一方で、小売業・飲食業やサービス業などの産業においては就業人口の増加がみられています。

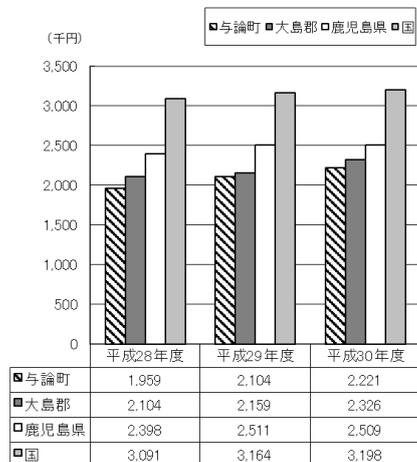
■産業別就業者数（15歳以上）

産 業 分 類	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農 業	985	911	953	896	988	887	732	796
林 業 ・ 狩 猟 業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁 業	34	44	38	48	55	62	46	50
鉱 業	1	2	0	0	0	0	0	3
建 設 業	251	224	269	345	321	303	227	263
製 造 業	1,113	930	520	213	165	191	142	144
卸 売 小 売 飲 食 店	439	434	421	376	430	572	492	519
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	10	13	17	20	12	14	23	21
運 輸 通 信 業	103	132	116	93	107	96	109	95
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	18	20	22	28	24	18	16	23
サ ー ビ ス 業	570	554	650	691	779	693	655	750
公 務	122	133	140	173	161	153	152	158
分 類 不 能 の 産 業	0	0	0	0	0	1	10	3
総 数 (人)	3,646	3,397	3,146	2,883	3,042	2,990	2,604	2,825

(2) 人口1人あたりの市町村民所得

本町の人口1人当たりの町民所得をみると、近年の所得額は上昇傾向にあるものの依然として国・県の所得額との格差は大きく、奄美群島内においても12市町村中下位から4番目に低い額となっています。

1人当たり所得の推移



■平成30年度奄美群島内の所得額

市町村名	人 口	総 額		人口1人当り	
		総 生 産	所 得	総生産	所得
奄 美 市	41,693	125,594,427	100,582,281	3,012	2,412
大 和 村	1,430	4,944,165	3,191,168	3,457	2,232
宇 検 村	1,685	9,024,578	4,927,991	5,356	2,925
瀬 戸 内 町	8,556	33,044,378	21,000,249	3,862	2,454
龍 郷 町	5,781	16,392,676	12,773,122	2,836	2,210
喜 界 町	6,839	19,940,551	15,228,080	2,916	2,227
徳 之 島 町	10,481	34,035,005	24,115,000	3,247	2,301
天 城 町	5,738	14,905,887	11,234,582	2,598	1,958
伊 仙 町	6,171	15,638,136	11,621,478	2,534	1,883
和 泊 町	6,442	21,364,931	16,413,374	3,317	2,548
知 名 町	5,920	18,175,328	13,732,423	3,070	2,320
与 論 町	5,056	14,228,210	11,231,116	2,814	2,221
大 島 郡	105,792	327,288,272	246,050,864	39,019	2,326

(3) 農畜産業における販売額

本町の主要作物及び畜産における販売実績額をみると、肉用牛（子牛）の出荷額が1,494,735千円と最も大きく、次いでサトウキビの602,707千円、サトイモの136,824千円と続いています。主要作物10aあたりの販売実績は、トルコギキョウが3,189千円と最も高く、次いでニガウリが1,951千円、ソリダゴ1,758千円の順となっています。

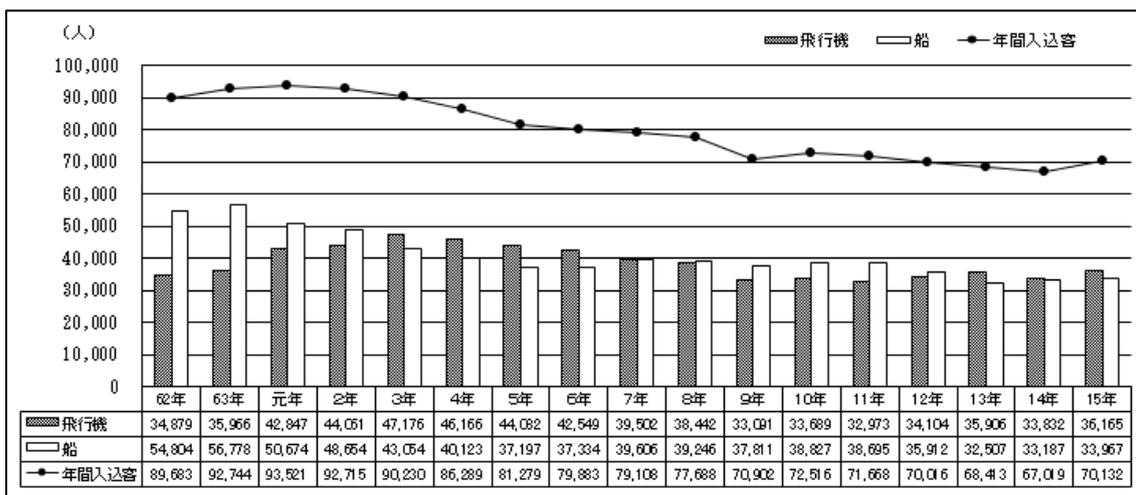
■主要作物10aあたり販売実績（令和2/3年期農協共販額）

項目	生産戸数 (戸)	面積 (ha)	出荷量	出荷額 (千円)	10aあたり	
					出荷量	出荷額(千円)
さとうきび	599	394	25,921 t	602,707	6.6 t	153
畜産(子牛)	270	391.7	2,411 頭	1,494,735	1 頭	619
畜産(成牛)			21 頭	5,144	1 頭	244
サトイモ	142	30	226 t	136,824	0.7 t	456
インゲン	121	20	127 t	111,746	0.6 t	558
ニガウリ	12	1.5	64 t	29,265	4.2 t	1,951
ソリダゴ	5	0.9	41 万本	15,828	4.5 万本	1,758
トルコギキョウ	5	0.9	24 万本	28,703	2.6 万本	3,189
計(農業生産額)				2,424,952		

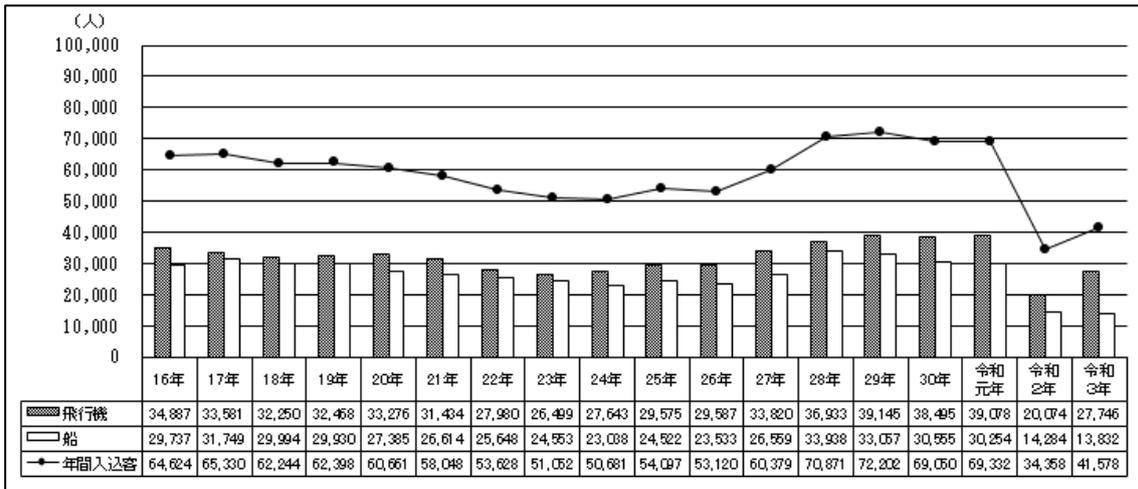
(4) 旅行客入込客数の推移

本島への旅行客入込数は、昭和56年の142,465人をピークに減少を続け、平成24年には50,681人まで減少しましたが、以降増加傾向に転じ平成29年には72,202まで増加しました。しかし、令和2年は世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延による観光需要の急落により、34,358人まで減少しています。

■観光入込客数（昭和62年～平成15年）



■観光入込客数（平成16年～令和2年）



第2節 本町を取り巻く時代潮流

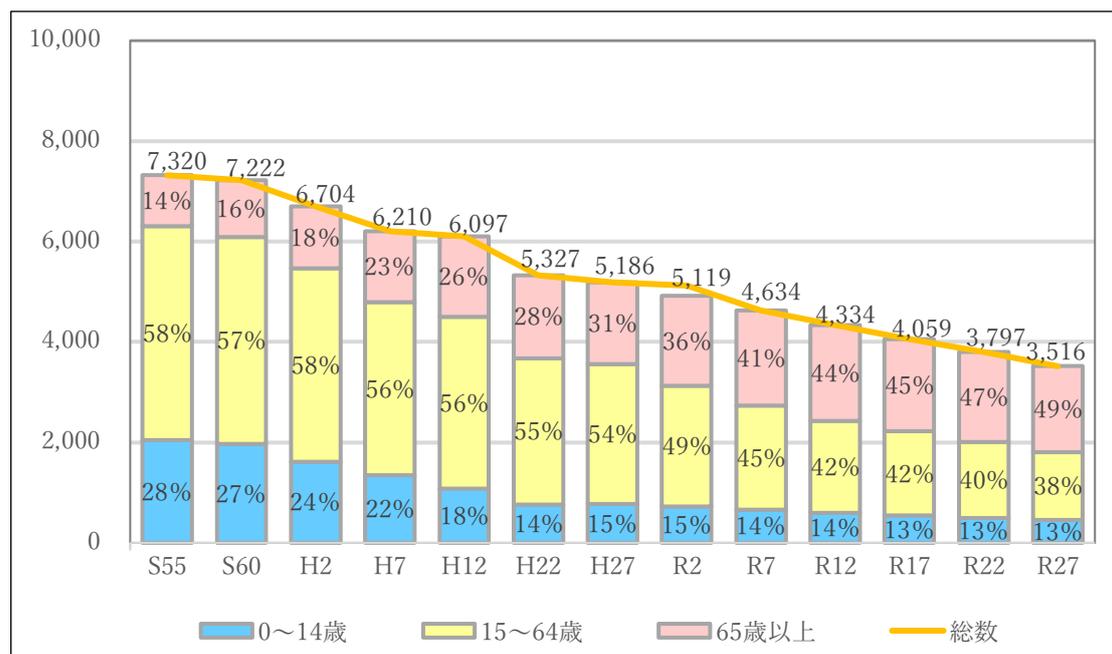
第1項 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国においては、国内総人口が平成20年の12,808万人をピークに、以降減少傾向にあり、その主たる背景に出生率の長期的な低下による少子高齢化の進行があるとされています。この傾向は今後も加速度的に進行すると予想されており、地域社会や経済活動の担い手不足、社会保障費の増大等の影響が懸念されています。また、東京など大都市圏への人口集中の長期的進行に伴う過疎化も各地で進行しており、地域の加速度的な衰退への危機感から、国による地方創生事業や過疎対策事業などにより、地域社会の存続を図るための施策が各地で取り組まれています。

本町における人口も昭和55年以降一貫した減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の今後20年間ににおける総人口は約26%減少し、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合が47%と予測されており、将来的な人口減少と少子高齢化の進行への対応策として、地域の特性や強みを活かし、出生率の向上や若年世代の定住・Uターンの促進が求められます。

また、地域社会を支える人材確保に寄与する「交流人口」や「関係人口」の拡大など、人口減少時代に対応した活力の維持に取り組むとともに、高齢になっても元気で暮らし続けられる社会環境の整備など、人口構造の変化に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

■ 与論町の人口推移と将来予測（国立社会保障・人口問題研究所）



第2項 高度情報化の進展と社会経済環境の変化

今日における我が国や世界規模での社会経済活動は、近年のグローバル化の進展と情報通信技術の革新的な発達・普及により、経済圏の拡大と市場取引の高速化が飛躍的に進展しており、一部大企業のみならず地方の中小企業等においても世界市場を視野に入れた事業展開が可能な環境が到来しつつある一方、コロナ禍や国際情勢の変化に伴う市場や物流の混乱など、流動的な情勢変化への対応も求められています。

また、生産年齢人口の減少に伴う人材不足が産業活動や地域社会の維持を図るうえで課題となっているほか、労働者の長時間労働の改善や正規雇用と非正規雇用の格差の是正、労働環境における男女平等参画や高齢者の就労促進といった労働をめぐる諸課題への対応として「働き方改革」が国全体で進められています。本町においても、産業経済活動や地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化しており、農業の担い手確保や農地集約による地域営農の維持対策、観光産業における省力化や付加価値の向上による収益の向上など、働き方改革のムーブメントへの対応は大きな課題となっています。

併せて、近年のデジタル技術をはじめとする情報通信技術の革新的な進展に伴い、国内外各地においてIoTやAI（人工知能）、ビッグデータ等の活用により、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させ、経済的発展に加え地域社会的課題の解決との両立を目指す「Society5.0」の実現が求められており、本町においても産業や医療・福祉、教育など様々な分野における情報化の推進に向けて、官民が一体となって積極的に取り組んでいく必要があります。

第3項 安心・安全への意識の高まり

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨や平成30年の西日本豪雨等の自然災害が相次いで発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。これらの災害の経験や、今後高確率での発生が警戒されている南海トラフ巨大地震などへの備えに関する報道等により、自然災害に対する意識や関心が高まり、個人での取り組みに加え、地域単位での災害対応に関する日常的な備えが求められています。

本町においても、近年における台風の大型化や局地的大雨の発生回数の増加がみられており、平成24年の台風15号・16号・17号の連続した襲来による被害や、平成30年台風6号による豪雨で茶花市街地が浸水するなどの被害が出ています。

また、四方を海に囲まれている本町においては、台風時の高潮や地震発生に伴

う津波などから命を守る備えも不可欠であり、安全・安心な暮らしの実現に向けて自然災害への対応を強化する必要があります。

こうした災害への備えのほか、電話やインターネットを通じた振り込め詐欺など、本町の住民を対象とした犯罪被害の防止や、町内での火災・交通事故の防止に係る各種訓練・講座の充実について、住民と連携した体制づくりに取り組み、誰もが安全・安心に暮らせる環境を整備することが必要となっています。

第4項 地域ニーズの多様化と協働型のまちづくり

近代化の進展を経て、社会経済活動をめぐる価値観の多様化が進展している現在、地域社会も国籍や宗教、言語、習慣などの異なる多様な住民によって構成されています。そのため、地域におけるニーズや社会課題も多様化する傾向にあり、従来の行政主導型のまちづくりでは多様化するこれらの課題への対応と解決が図れないことから、住民と行政、企業や団体等を巻き込みお互いがパートナーとして対等に連携しそれぞれの役割を理解しながら地域ニーズへの対応及び社会課題の解決にあたる「協働型のまちづくり」への転換が不可欠となっています。

本町においても、住民が主体的に地域の運営に取り組む活動を支援し、住民がまちづくりに参加できる機会を増やすとともに、住民の誰もが個性や自己の価値観を持ち、誤った認識や知識不足による偏見や差別などが起こらないよう、互いの異なる意見や考え方、生き方の違いを理解し、差別のない共生社会の実現に向け取り組む必要があります。

第5項 持続可能な社会の実現

現在、国際社会においては地球規模の環境問題や、社会における格差や差別、貧困などの課題を解決し、地球上全ての人々の暮らしの営みが将来にわたって持続可能なものとなるための様々な議論が行われており、新たな社会の実現に向けた国際的な目標が制定されています。

平成27年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには、持続可能な世界の実現に向けた2016年から2030年までの国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が明記されました。これらの目標は、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げており、発展途上国も先進国も等しく自身に取り組む普遍的な目標として設定されており、日本においても、各地の自治体や企業、個人単位でのSDGsの達成に向けた取組が広がりを見せています。

本町においても、世界的な気候変動による災害の増加や令和 3 年の海底火山の噴火による軽石漂着及び令和 4 年のトンガ沖海底火山噴火に伴う津波避難、コロナ禍による社会経済の影響など、私たちの暮らしと世界とが繋がりを持っていることを改めて認識する事象が発生しています。

私たちの身近な暮らしにおいても周囲の海洋環境をはじめとした美しく豊かな自然を次世代へ守りつなぐために、産業経済活動における乱開発の抑制や廃棄物処理の適正化、過度な消費を伴う生活様式の見直しなどの必要性が高まっています。

本町における SDGs の実現に向けては、小さな与論島における持続可能性の模索が世界の持続可能な社会の実現に寄与するという認識に立ち、身近な暮らしの見直しにより私たちに続く未来の世代により良き島をつなぐために、あらゆる分野における持続可能性の実現に取り組んでいくことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



基本構想 第2章

まちづくりの目標

- ・ 第1節 基本理念
- ・ 第2節 まちの将来像
- ・ 第3節 まちづくりの基本目標
- ・ 第4節 将来人口の目標

第2章 まちづくりの目標

第1節 基本理念

○基本理念

想い^むどう島ぬ力 —あなたの想いが島の力になる—

亜熱帯の豊かな自然の中で、悠久の時をかけたサンゴ礁の営みによってこの与論島が海面上に形を表し、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と謳われる唯一無二の希少な自然環境が形成されました。やがて自然豊かなこの島に降り立った先人達が、今日に至るまで島での暮らしを脈々と受け継ぐ中で培われてきた、島の自然の恵みを活かす生活技術や、小さな島を拠点とした生活の中で育まれたお互いのつながりを大切にし、困ったときに助け合う温かな島民性は、失ってはならないこの島の宝のひとつです。

私たちは、そうした先人達が連綿と続けてきた営みの末端に位置するものとして今の島を生きていますが、今日の与論島が置かれる社会状況は世界規模の気候変動や環境問題、世界経済や政治情勢の流動性の激化、近代化に伴う人口減少や生活様式の変化による産業や地域社会機能の衰退など、多くの深刻な問題に直面している状況にあり、これからのまちづくりを考える際に、これらの大きな課題に対する姿勢が問われる変化期を迎えているといえます。

このような変化の時期にあって将来に向けたまちづくりを見据えたとき、大きな示唆を与えてくれるのは、先人たちが苦難を乗り越えてきた歴史です。琉球王国や薩摩藩による統治、明治期の飢饉や疫病と島外への集団移住、昭和の戦禍と占領期を経ての祖国復帰等、島の存続が危ぶまれるような幾多の災厄や危機にあって、先人達はその都度お互いの力を合わせ、一丸となって島の未来を切り開いてきた経緯があります。

今、激しく変動する変化期にあって与論島の未来へ向けたまちづくりを進めるとき、もう一度このような先人達の足跡に想いを馳せ、この島を次世代へと守りつなげるために、島に関わり今を生きる私たち全てが、個々の持つ島への想いに耳を傾け合いながら、よりよい与論の未来へ向けた取組を実践していく必要があります。

基本理念に掲げた「想いどう島の力」は、先人の遺訓である「想いどう^む運命^{ぬさ} 請^ふい^うどう^{うぶ}幸運^ん（強く想い願うことがその人の運命となり、請い願うことがその人の幸運につながる）」の趣旨にならい、将来に住みよい島を残すためにひとりひとりが主体的に島の現状や他者についての学びを深め、自らの出来ること・すべきことへ想いを馳せ、その想いを他者と共有し連携して解決へ向けた実践を粘り強く重ねることで課題を乗り越え、明るい未来を築いていく決意とともに、今般の総合振興計画の基本理念として掲げるものです。

基本理念の実現と地域課題の解決に向けた道のりは容易なものではありませんが、住民をはじめとしたこの島の暮らしに関わる全ての方々が、世代や立場の違いを超えて連携し、島外、国内、さらに世界へと島の新たな未来づくりへ向けたつながりの輪が広がっていき、互いに力を合わせて大きくチャレンジするまちの実現を目指していきます。

第2節 まちの将来像

第1項 将来像

先に掲げた基本理念に基づき、以下の3つの項目を今後10年間の本町におけるまちづくりを通じ実現したい島の将来像として定めました。先の基本理念に基づき、これらの将来像を実現するために必要となる各施策の取組を進めて参ります。

● お互いを知り、学びを深め合う島

この島に暮らす人々が、子どもから大人まで与論島や島に暮らす他者について新たに知り、これまで気づかなかった魅力や課題を発見することを通じて、島やその環境を共有する人々とのつながりや暮らし全体への肯定感・責任感を高め、自らの暮らしの価値を高める行動へと踏み出せる島を目指します。

● 力を合わせ、チャレンジする島

一人ひとりの住民が、住みよいまちづくりを「自分ごと」として受け止め、自らの感じる島の強みや直面する課題についての想いを共有し、お互いをまちづくりの主役として尊重し合い、力を合わせることで、住民が一体となった課題解決やまちづくりを目指します。

● 豊かな自然と暮らしを未来へつなぐ島

この島の豊かで美しい自然と、その恵みを受けつつ営まれてきた先人達の歴史や文化を、今の島を生きる世代として次世代へと守りつなぐ責任をもち、この島の将来の子孫が先人達と同じように豊かな環境に囲まれ、その恵みを受けられるよう、世代や立場を超えて島の未来づくりに向けて協力し合い、共に歩みを進める島を目指します。

第3節 まちづくりの基本目標

目指すまちの姿の実現に向け、以下の5つの項目をまちづくりの基本目標に定め、必要な取組を進めて参ります。

① 想いを重ね合い、お互いが輝けるまち・ひとづくり

まちづくりの主役は、この島に暮らす全ての住民です。本町におけるまちづくりの最終的な目標は、住民一人ひとりがこの島に暮らすことの幸せを実感できる環境を実現することです。そのためには、一人ひとりの住民の個性と能力が発揮され、お互いの持つ島への想いを立場を超えて共有し、その実現に向けて協力し合いながら、将来への希望とともに暮らすことができる環境を整える必要があります。

この島に生まれ育つ子どもたちがこの島について学びを深める中で、ここで今を生きる人々の姿を見ながら、島に生まれたことを肯定的に捉え、「島でもできる・島だからできる」という観点から自らの能力を伸ばす教育環境づくりを進めるとともに、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

② 安心で住みやすいまちづくり

この島に暮らす方々がいつも健康で安心して暮らしていくためには、自然災害や交通事故、犯罪など住民の生命や財産を脅かす事態から守るための各種対策の充実など、住民生活の安全性を高める必要があります。

また、病気や怪我へ対応した医療環境の整備や、高齢の方、障がいのある方が安心して暮らせる福祉環境の充実、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる暮らしの場づくりが求められます。

近隣地の医療拠点等との連携により、必要なときに必要な医療サービスが受けられる環境づくりや、住民自らに取り組む疾病予防・健康増進の充実、互いに支えあう福祉環境の整備等を進めるほか、島を襲う多様な自然災害に対する防災機能の強化や日常生活における安全への取組の強化を通じて、この島で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、今後とも持続可能なまちとするためには、将来のまちの担い手となる子

どもたちや、島外からの移住・定住を希望される方々がこの先も暮らし続けたいと思えるまちを実現する必要があります。

そのために情報通信基盤、医療環境、水道等、生活に必要なインフラ整備を進めるとともに、地域の人材確保に直結する住環境整備に早急に取り組むほか、島外の方々が本町の暮らしの魅力に触れる機会を通じて、本町への移住需要の拡大や移住せずとも島外に居住しながら島と関わり合える環境づくりに取り組みます。

③ 島内外のつながりを広げ、活力を生み出すシゴトづくり

本町ではこれまで、農業と観光を機軸とした産業振興を掲げ、農林水産業分野における基盤整備及び観光産業分野における観光施設の整備や各種プロモーション事業の展開等を通じた地域産業の活性化に取り組んできました。しかし近年では各産業分野における高齢化の影響等による担い手不足が深刻であり、事業承継に困難を抱える事業者も少なくありません。

このような状況において、将来にわたり本町の活力を維持・向上するためには、自らのアイデアや地域の資源を活用し新たなビジネスを創出する起業家人材を創出・育成するとともに、既存事業者の多様な連携や生産性の向上を支援することで、経済振興の担い手としてのさらなる成長と持続的な発展が不可欠です。

このため、農林水産物の付加価値の向上と、他産業分野との連携による新たな成長機会の創出、次世代の担い手の育成を通じた農水産業振興や、商工業等、地域の雇用・経済活動を支える民間事業者の経営支援及び後継者の確保などへの取組を通じて、既存産業の活力を高めていきます。

また、与論島の多様で魅力ある地域資源を活かしつつ、その保全にも取り組む持続的な観光地づくりを進めるとともに、離島交通の利便性の向上、島外企業や学術機関と連携した新たな産業づくり等を通じて、与論島への人材・物資・情報の流入を促進していきます。

さらに、島での生活に必要な物資等を島内で生産・流通する仕組みづくりを通じて、与論島の域内経済の循環率を高め、住民が豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

④ 豊かな自然と恵みを次世代へつなげるまちづくり

与論島の他に類を見ない豊かで美しい自然環境は、長い時間をかけた自然の営みが生み出した地域共有の財産であるとともに、時代を超えてこの島に多くの人々を惹きつける魅力の一つです。この豊かで美しい自然環境と、その自然を畏れ敬いながら恵みを受けてきた島の先人達の長い営みの中で培われた歴史や文化、生活様式を大切に、次世代の島人へと引き継いでいくことが今この島を生きる私たちの責務といっても過言ではありません。

大型台風や記録的な大雨等異常気象の発生、温暖化に伴う海面上昇等、世界的な規模での環境変化の進行している今日、私たち島の住民も他の地域と関係を持った地域の一員として、離島環境での処理能力を超えた廃棄物を生み出す過大な資源消費型の生活様式の見直しや産業活動における資源循環サイクルの構築など、島と地球の環境へ配慮した身近な取り組みを一人ひとりの住民が主体となり、互いに協力しながら進めてまいります。

また、与論島の美しい自然景観を保全し、日常生活の中にある島の風景が暮らしの価値へと繋がり、自然とともにある与論の暮らしに対して島内外の方々から豊かさを実感できる環境づくりに地域の皆さまと協力して取り組みます。

⑤ 多様な人々が共に創るまちづくり

人口の減少等による産業の衰退や税収の減少、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加など、本町の財政状況が厳しさを増す一方で、多様化・高度化する社会情勢に対応していくためには、効率的・効果的な施策の推進を図る必要があります。

この島に存在する様々な課題の解決に取り組み、本町が目指す将来像の実現を見据えたとき、住民と行政が情報を共有し理解と信頼を深め、相互の連携や協力関係に基づく協働のまちづくりをより一層強力に進めることが求められます。それと併せて、役場職員一人ひとりの意識改革や能力向上を図り、選択と集中の徹底による質の高い行政サービスの提供にも取り組んで参ります。

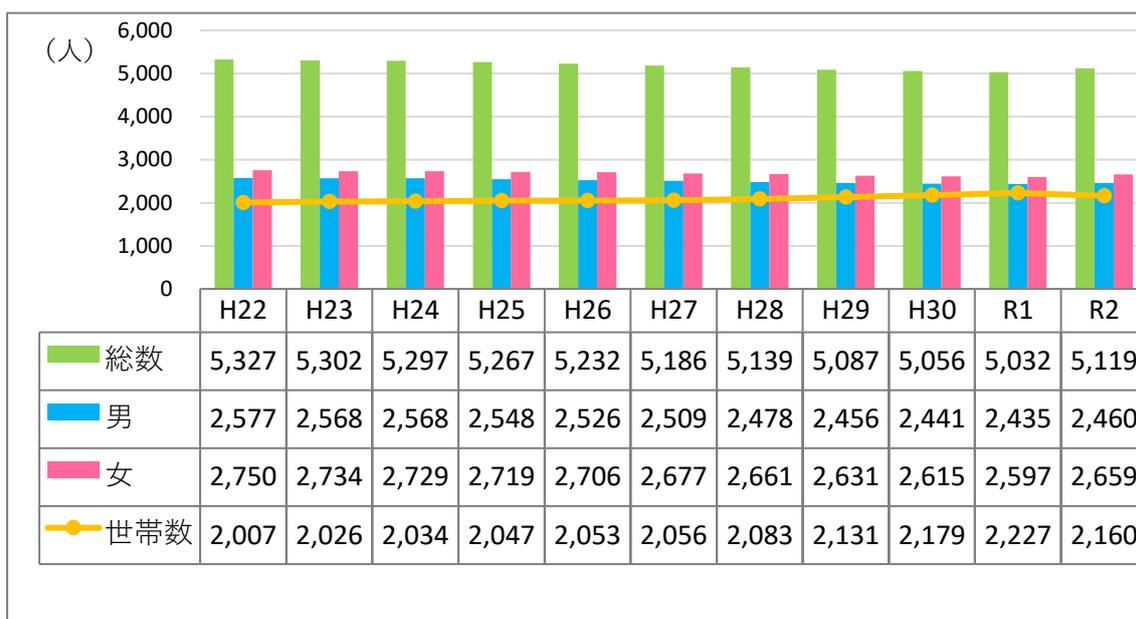
第4節 将来人口の目標

本町の人口は減少傾向にあるものの、第5次総合振興計画策定当初と比較しますと、平成22年の5,327人から令和2年の5,119人と208人減少、世帯数は2,007世帯から2,160世帯と153世帯増加となっております。令和2年時点での人口は第5次総合振興計画策定時の平成32年（令和2年）の社人研推計人口4,893人を226人上回りました。

第5次総合振興計画で掲げた将来の人口（目標）についても、全国的な人口減少の流れの中において、目標値の5,000人を119人上回り、一定の成果がみられたと考えられます。

本町の人口推移の傾向についてしてみると、自然増減においては、死亡数が出生数を上回る状況（自然減少）が続いており、出生者数から死亡者数を引いた数の差が一時広がりましたが、近年は差が狭まりつつあります。出生数については減少傾向にあるため、今後も少子高齢化が予想されます。今後の人口減少の抑制策として、出生数の増加、子どもを産み育てやすい環境の整備等が引き続き重要になると考えられます。

■人口と世帯数の推移



社会増減においては、これまでの転出者数と転入者数の差は少なく、毎年高校卒業後に転出する人数が一定数あることを考えると、転入者も一定の規模があると考えられます。今後の対策として、高校卒業等を契機として島外に一度転出した住民がUターンし、島で暮らすことを肯定的に捉えることが出来るような環境の確保に加え、島外からのIターン等の移住を受け入れるための定住促進施策や雇用施策等が引き続き重要になると考えられます。

これら第5次総合振興計画期の人口推移の特徴を踏まえ、第6次総合振興計画においては、引き続き人口総数の目標を**5,000人**とします。加えて、人口減少の抑制について下記の目標を設定し、その実現に向けて必要な施策を推進していきます。

第6次総合振興計画における 人口減少抑制目標値	
計画期間中の年間出生数	50名
学齢期（6～18歳）の 各年齢の人口	60名以上
本町の就業者人口	2,800人以上
計画期間中における 年間の新規定住人口	25名

基本構想 第3章

重点プロジェクト

- ・ 第1節 健康増進プロジェクト
- ・ 第2節 子育てプロジェクト
- ・ 第3節 人材育成プロジェクト
- ・ 第4節 農水産業プロジェクト
- ・ 第5節 環境プロジェクト
- ・ 第6節 観光地域づくりプロジェクト
- ・ 第7節 人々をつなぐ情報共有プロジェクト

第3章 重点プロジェクト

第1節 健康増進プロジェクト

<ねらい>

近年における本町の人口状況は、年々少子高齢化が進行している傾向にあります。こうした状況の中で、健康寿命の延伸により生涯にわたり健康で生きがいを持ち、誰もが安心して暮らせる長寿のまちづくりを目指して、生活習慣の改善や運動不足の解消、ストレス対策など、「健康よろん21」に基づき、町民の心身の健康づくりに対する意識の啓発と積極的な健康づくり活動の普及を推進します。

1 健康づくりの推進

<目的>

町民一人一人が生涯にわたり健康に暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、支援や介護、医療が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を営めるまちの実現のため、国保・社保加入者とともに全町民を対象とする各種健康づくり活動事業を推進します。

<事業主体>

町（健康長寿課、保健センター、教育委員会等）、医療機関、各種団体等

<事業概要>

(1) 町民のライフステージに応じた保健・福祉施策の推進

- 町民の健康づくりにおけるフェーズを出生～就学期の「子ども」・20代～60代の「働く世代」・70代以上の「高齢世代」の3期に分け、各世代のニーズに対応した医療体制の強化を図るとともに、各世代における健康づくり支援策を推進します。
- 健康寿命の延伸に向け、特定健診やがん検診を気軽に受診できる体制の充実を図り、生活習慣病予防及び重症化予防に努めます。
- 心の健康づくりの重要性について周知を図るとともに、「与論町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」を中心とした自殺防止に向けた関係機関の連携強化、ゲートキーパー養成など、心の悩みを相談しやすい体制の強化を推進します。
- 精神疾患の早期発見に向けた各部署・関係機関の連携による情報共有に努めるとともに、島外の精神医療機関との連携により適切な専門医療の受診体制の強化を図り、地域で安心して生活を送れる支援体制等の充実及びその普及啓発に取り組みます。

(2) 互いに支え合う福祉環境の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、生活支援等を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、事業者だけでなく住民等が参画するような多様なサービスの構築に取り組みます。
- 公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりの普及・啓発を推進し、全ての町民

が年齢や疾病、障がいの有無等の違いに関わらず安心して暮らし、元気に活躍できる生活環境の実現を目指します。

(3) 多様な住民活動への支援を通じた健康増進

- 町民が心身ともに自立した状態での健康寿命の延伸を図るため、多世代の住民によるスポーツイベントの開催や集落単位での高齢者世代のサロン事業の実施等、地域住民による多様な活動への支援を通じ、町民の心身の健康増進を図ります。

(4) 医療の確保・充実

- 町内医療機関や鹿児島県、大学等と連携し将来の医療スタッフの確保・定着につながる取り組みを強化し、医療体制の充実に必要な医療人材の確保を図ります。
- 小児科、産婦人科等の子育て世代に関連する診療科や、心の健康に関連する精神科等の一部専門医療については、医師の常駐による診療体制の充実に向け、関係機関への要望や情報発信に取り組みます。

第2節 子育てプロジェクト

<ねらい>

全国的な少子高齢化の進行する現代において、本町における地域社会の持続を見据えた際に、次世代を担う子どもの出生数の確保や子どもが地域で健やかに育つための環境整備等、「子育てのしやすい地域」の実現に係る施策は、ますますその重要性が高まっています。

一方、近年の全国的な産科医減少により、外海離島の本町においても妊婦の島外での出産に伴い、子育て世帯が多大な経済的・精神的負担を強いられる環境であるほか、育児期の就労における支援の拡充や家庭の経済状況による格差などの課題が存在しています。

これらの課題を解消し、全ての子どもたちが等しく島で育っていけるよう、安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて、これまでの取り組みを継続していくとともに、地域の子育て世帯をはじめとした多世代の住民や関係機関のより緊密な連携によるサポートの充実に取り組みます。

本プロジェクトの着実な進行により出生数の増加を促し、第6次総合振興計画の期間内における各年度の出生者数が50人以上となるよう、各施策の効果的な推進に取り組みます。

1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

<目的>

安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、出生率の上昇に取り組むとともに、地域全体で子育てに関わり、多くの人々に次世代を育む喜びが共有されるまちの実現を目指します。

<事業主体>

町（町民生活課、健康長寿課、保健センター、教育委員会等）、医療機関、各種民間団体等

<事業概要>

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

- 妊婦検診の受診率向上に努めるとともに、妊娠期の当該受診及び出産に係る経済負担の軽減、相談支援体制の整備、不妊治療に関する相談や情報提供のより一層の推進に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠・出産・育児に係る相談サービスの充実化による多様なニーズの把握と支援策の提供を推進します。

(2) 子育て支援金給付事業の推進

- 外海離島である本町における島外出産時の医療費や育児に係る日用品の購入費、教育費等、子育て世帯の様々な出費は家計の大きな負担となっており、子育ての困難さを高める要因のひとつとなっていることから、経済的支援を通じた少子化対策としての子育て支援金の給付を引き続き実施するとともに、多くの子育て世帯が支援を受けられるよう、周知と利用促進に努めます。

(3) 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

- 保育士、放課後児童支援員等の人材確保や町内の事業所における子育て環境改善に向けた啓発及び支援の実施、地域行事等を通じた子どもと地域住民との交流機会の創出等、地域の企業や団体、住民と連携した子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 既存の児童館や保育施設等、保育環境の拡充に向けた適切な整備の検討を進めます。

(4) 子どもが安心・安全・健やかに育つ環境づくり

- 多子世帯に対する経済的負担軽減のため、県の補助事業を活用した保育料軽減措置に引き続き取り組みます。
- ひとり親世帯への医療費軽減措置、児童相談所と連携した児童虐待の予防・早期発見事業を展開するとともに、当事者への支援制度の周知と利用促進に努めます。

第3節 人材育成プロジェクト

<ねらい>

本町の幼児教育・学校教育において、島の将来を担う子どもたちが自らの関心に基づいて学ぶ意欲を引き出し、一人ひとりの能力を伸ばす教育環境づくりを進めるとともに、ふるさとへの理解や愛着の向上とそれを伝える表現力、他者と協力しながら様々な課題に粘り強く取り組み解決へ導く「生きる力」を持った子どもたちが育つまちを実現します。

また、学校教育の修了以降も住民が生涯にわたり学びに触れる機会を確保し、自身の職業分野における生産価値向上や社会生活を送るうえで求められる見識・能力の向上を志向する方々に対する支援および学習環境の整備に取り組み、様々な分野において、まちづくりや地域を興す人材を育成し、未来を創造する人づくりを進めます。

1 幼児教育の充実

<目的>

家庭や地域社会との連携を深めながら、地域の自然、産業、行事等の体験活動等を通し、同年齢集団のみならず、高齢者等多世代の地域住民とのふれあい活動や地域の文化・自然体験により、心豊かな人づくりを推進します。

<事業主体>

町（町民生活課、各認定こども園、教育委員会等）、各種民間団体等

<事業概要>

（1）家庭や地域社会と連携した幼児教育の推進

- 保護者が同年齢集団での自分の子どもを客観的に見る場としての保育参観や保育への体験参加などの機会を設け、家庭との連携を図っていきます。
- 与論島の豊かな自然環境や地域住民の方々と触れ合う機会を創出し、同年齢集団や家族のみにとどまらない多様な世代・立場の方々と関わり合う中で、地域の環境や暮らしへの関心を持ち、他者へ表現する心豊かな人材育成の場としての幼児教育に取り組みます。

（2）学校及び関係機関との連携

- 認定こども園及び小学校間での合同研修会の開催や互いの教育現場の視察等を通して、学校教育との連続性を意識した幼児教育の推進に取り組むとともに、幼児教育に携わる職員の資質向上の支援を実施します。
- こども園運営の弾力化を図り、公立/私立こども園間の連携強化などを通じた幼児教育のさらなる充実化に取り組みます。
- こども園の園児と学校の生徒や児童との交流機会となる行事や体験学習等の実施を通じ、幼児保育から小学校教育へのシームレスな展開に向けた環境整備を推進します。

2 学校教育における海洋教育の実践

<目的>

本町の学校教育において、小・中・高の各段階での「海と人との共生」について共同的な探求学習を行う「海洋教育」の実践により、子ども達の自主的な学習能力を養うとともに、自己肯定感や目的を達成するための粘り強さ、自己開示力や自己表現技術などの非認知能力の習得を通じ、人間性を育むことを通じ、次世代の地域を担う人材の育成を推進します。

<事業主体>

町（教育委員会等）、各小学校、与論中学校、与論高校、民間団体等

<事業概要>

(1) 小学校における海洋教育の推進

- 自ら考え、判断し、解決することができる「生きる力」の育成を基本としながら、思いやりがあり人間性豊かで心身ともにたくましい児童生徒の育成に取り組みます。
- 従来の教科教育に加え、与論の身近な海洋環境を学びの対象とした「海洋教育」を地域の事業者や団体等と連携し展開することで、児童生徒の自発的な課題の探索に基づいた探究型学習の反復的な実施により、個々の自動に備わる探究力の向上を図ります。

(2) 中学校における海洋教育の推進

- 中学校における海洋教育では、小学校での海洋教育による探求型学習を発展的に継承し、中学校での学びが高校教育における生徒自身のさらに高次な学びへと接続するよう、自身の学習能力や表現力、他者とのコミュニケーション能力等の涵養^{かん}に取り組むとともに、本町における中高一貫教育の推進体制の強化を図ります。
- 探求型学習のプロセスを活用しながら与論島の強みや問題点に迫り、島に暮らす人々との交流を通じ生徒自身の生き方や進路について考えることで、更なる学びの深化を図ります。

(3) 高等学校における海洋教育の推進

- 高校における海洋教育では、探究のさらなる深化に取り組む過程でプロジェクトの企画から実施までを生徒自身が主体的に行い、その成果を報告して評価を受けることを通じ、課題の発見から検討・分析を経て課題解決への実践まで一連の行程を経験することで、課題解決に向けた幅広い探究心や粘り強い実行力、他者との協働力などを身に付けることを目指します。
- 島外学校との連携による生徒の体験留学や異年齢間の相互学習等を通して、自主性やコミュニケーション能力の練成及び他地域での見聞を踏まえた広い視野から郷土を見つめ直す次世代人材の育成を推進します。

(4) 学校教育施設環境の最適化

- 学校校舎施設の老朽化については、当事者となる住民意見の聴取を十分に実施するとともに、今後の本町における学校教育の在り方や現有施設の耐久性等の緊急度を

勘案して計画的な整備を図ります。その際、環境負荷の軽減、地域の協働や文化活動における拠点機能など、将来を展望した視点も取り入れます。

- 学校給食施設については、衛生面・安全面等に配慮した施設整備を推進します。

3 社会人における教育機会の確保

<目的>

国際情勢の変動や情報通信技術の革新による急速なデジタル化の進展などにより、社会経済における流動性が高まり、それに伴い国内の都市部/地方を問わず学校教育を修了した後の社会人期における学びの重要性が高まっています。

本町においても、与論島を取り巻く時代潮流の中で変化する社会経済情勢に対応し、町民それぞれが主体的に自らの職業における生産性の維持・向上を図るための新たな知識・スキルの獲得に向けた「リカレント教育」及び市場の変化による時宜をとらえた職種の転換や事業構造の変革に対応するためのスキルの塗り替えなどに取り組む「リスクリング」など、島で働く世代の生産性向上に寄与できる学習機会の創出や環境づくりを推進します。

<事業主体>

町（教育委員会、商工観光課、町民生活課、健康長寿課、福祉センター）、民間団体等

<事業概要>

(1) 官民協働によるリカレント教育・リスクリングの推進

- 国内外の変化する社会情勢に対応し、住民が自身の職業で今後必要となる専門知識や求められるスキルを学び直すリカレント教育に取り組める環境づくりを、島内の事業者や団体、島外の大学等と連携し推進します。
- 市場の変化や技術革新等による事業転換及び新規事業の立上げに伴い、事業者が従業員に対し新たな専門知識やスキルの習得に係る再教育を施す「リスクリング」を実施する事業者への支援に取り組みます。
- リカレント教育及びリスクリングの実践に係る支援を官民が連携し実施することで、本町における雇用の確保や人材不足を補い、事業者の経営の安定化を図ることにより地域経済の持続可能性の確保に繋がります。

4 島を支える多様な地域人材の育成

<目的>

本町の社会生活を持続する上で、産業や医療、環境など多くの分野に様々な課題が山積している現状であり、これらの課題解決に向けて多様な分野のまちづくりを支える人材の育成を推進するとともに、島の活性化と発展のための官民連携による人材育成基盤を創出します。

また、従来の生産年齢人口を主とした起業支援にとどまらず、中高生や退職後のシルバー人材に焦点を当てた起業機運の醸成、及び町内の人材確保に寄与する団体の設立や活動に対する効果的な支援を通じ、町内の持続可能な地域振興の担い手となり得る人材の確保・育成に取り組めます。

<事業主体>

町（総務企画課、商工観光課、町民生活課、健康長寿課、福祉センター）、商工会、民間団体等

<事業概要>

（１）社会起業家の育成環境の整備

- 自らの島への深い理解と多様な振興策の立案スキルとを併せ持ち、持続可能な地域振興の担い手となり得る人材の確保・育成施策を実施します。
- 開業資金をはじめとしたスタートアップ段階での各資源の調達を支援する官民連携ファンド等の構築に取り組みます。

（２）人材確保に寄与する団体の設立・運営に対する支援

- 人材不足の解消に向け、国の制度を活用し産官連携による島外からの人材確保に寄与する事業組合等の設立による人材確保に取り組みます。

（３）医療や介護分野における専門人材の確保・育成

- 医療・介護分野における専門人材は、地域における安心した暮らしの持続にとって重要な存在であることから、大学等の高等教育機関や島内外の医療機関及び支援団体と連携し、島外からの専門人材の招へい及び島内における人材育成に取り組みます。

第4節 農水産業プロジェクト

<ねらい>

農業・漁業は本町の経済の基盤であり、就業者が多いことや他業種への波及効果が大きく持続した発展が最も望まれていることから、関係機関が一体となり諸事業を展開することで魅力を生みだし、後継者や担い手となる人材を確保・育成するとともに、陸域・海域における環境保全や資源保護に取り組み、持続可能な産業振興を推進します。

さらに、農水産物の加工を推進し、未利用資源の活用を図ると共に、島内産品の購買による自給率の向上及び域内経済の循環を図り、町民の収益向上と特産品開発による魅力ある地域づくりを推進します。

1 農業の振興

<目的>

本町の農業は島内の耕地面積が限定的であり、多くの農地が小規模であるため、農業農村整備事業等を展開し、ほ場整備や農業用水の確保等の基盤整備により有効的な農地活用を促進し、農業経営の安定化の支援と活力ある農業の振興を図るとともに、農業者の高齢化や後継者不足から担い手不足が課題として顕在化してきているため、担い手農家の育成に努めます。

また、農業が基幹産業として持続的に発展することを目指し、農産物の生産の省力化、高品質化や作業の平準化を図るため、スマート技術の積極的な導入を推進するとともに、島内で生産された農産物の出荷体制の強化や新たな販路開拓の検討、さらには関連施設の整備や改修の支援を推進します。

<事業主体>

町（産業課、耕地課）、鹿児島県、JAあまみ与論事業本部、民間団体等

<事業概要>

(1) 若手農家や担い手農家の育成

- 新規就農者の受入れに際しては、関係機関と相談体制及び支援体制を構築し、就農しやすい環境整備に取り組みます。
- 就農者や営農組合相互の交流を促進し、研修による専門的知識や技術の習得と研さん、経営感覚の向上に努め、優れた担い手の育成・確保を図ります。

(2) 農地の効率的利用による農業生産体系の確立

- 農地の円滑な利用推進を図るため、地域での合意を基にした「実質化された人・農地プラン」の定期的な更新・見直しを実施し、地域の中心となる経営体を位置づけたうえで農地の利用集積を推進します。
- 併せて地域農業における経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地の利用効率化などの促進のために農地中間管理機構が行う農地中間管理事業について農業者に周知し、その活用を推進します。

(3) 生産体制の整備充実

- 生産施設や機械の導入を進めるとともに、農作業の受委託組織を設立し地域農業の課題に取り組めます。
- 重点品目への生産拡大と品質向上を支援し、収益性の高い農業を推進します。
- 各種作物の生産における畑の更新や施肥改善、かん水等の栽培技術の向上を図るとともに、耕畜連携による未利用資源の飼料化や長大作物の導入等により効率的な生産体系の確立を推進します。

2 環境保全型農業の推進

<目的>

本町の農業及び畜産業をめぐる状況として、過剰な堆肥や化学肥料の投入、畜産し尿の堆積及び地下へ浸透により、地下水脈や海洋環境の汚染が懸念されているほか、ほ場整備地区においては、ほ場沈砂地や流末沈砂地を整備していますが、降雨時には裸地になっているほ場を中心に赤土流出が見られ、海域への流出による環境負荷の拡大が懸念される状況にあります。

こうした状況を踏まえ、産業の振興と地域環境の保全とが対立的に付置される関係ではなく、相互に連携し補完し合うことで更なる成長を励起する関係となるよう、畜産環境対策として家畜排せつ物等の還元による資源循環の構築や、耕畜連携の推進に取り組めます。

<事業主体>

町（産業課、耕地課）、鹿児島県、JAあまみ与論事業本部、民間団体等

<事業概要>

(1) IPM*の推進と持続可能な土づくり

- 農薬や化学肥料だけに頼らない総合的な病害虫・雑草防除を念頭に、生産農家への周知や研修を通じて良質堆肥の施用や夏季の緑肥栽培による土づくり、土壌診断に基づく単肥配合や肥効調節型肥料等を活用した施肥の削減等を促進することで、環境負荷を軽減した持続可能な土づくりを推進します。

*IPM：「総合的病害虫・雑草管理 (Integrated Pest Management)」の略称。利用可能なすべての防除技術の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで病害虫や雑草の発生を抑える技術

(2) 家畜排泄物の適正処理と良質堆肥の速やかな農地還元

- 畜産施設への堆肥舎設置を支援するとともに、町有の堆肥センターの機能強化に取り組み、畜産廃棄物の堆肥化の促進と農地還元による再資源化に取り組みます、
- 良質堆肥の農地還元により、化学肥料の施肥削減及び有機農産物の付加価値向上に繋げ、農家の更なる生産性向上に寄与することを目指します。
- 町内で伐採された雑木・雑草等を再資源化した敷料の生産拡大を図り供給を増やすことで、牛舎の生育環境向上と尿の堆肥化効率を高めるほか、生菌資材の活用により堆肥化を促進し、地下浸透による地下水資源や海洋環境への負荷軽減を推進しま

す。

3 水産業の振興

<目的>

安定的な水産業経営を図るために、「獲る漁業」だけでなく、「作り育てる漁業」の育成を基本とし、海洋資源の保護を進めながら、加工品の開発や養殖を促進し、より生産性の高い水産業の振興を図ります。また、漁業施設や環境の整備による生産性の向上に取り組むとともに、観光産業と漁業の連携に取り組み、双方の強みを活かした新たな観光漁業振興を推進します。

イノー*：リーフ内の浅瀬。

<事業主体>

町（産業課）、与論町漁業協同組合、与論島漁業集落、民間団体等

<事業概要>

(1) 作り育てる漁業の推進

- 豊かな海の土台となる藻場を再生するために、与論町漁業協同組合及び与論島漁業集落、研究機関や企業等と連携し海藻が生育しやすい環境をつくるとともに、恵まれたイノー（内海）環境を活用し、伝統的な海藻・貝類の養殖を推進し、水産資源回復に向けた技術の向上に取り組めます。

(2) 施設の充実と産業連携の推進

- 製氷施設・冷凍施設の整備を図り、水揚げした水産物を安定した鮮度で市場に出荷可能な体制を構築することで、販路の拡大や収益向上を目指します。
- 観光産業と連携した体験漁業の拡充や漁港の周辺環境、景観整備を進め、観光ポイントの一つとしてセリ市や売店の充実を図り、加工特産品の販売を含めて観光と漁業を組み合わせた魅力ある漁業を目指します。

4 特産品開発の支援

<目的>

本町は、農耕面積が狭小であり、主要な農産物はほとんどが生鮮食料として島外に出荷しているため、島内で加工・活用される農産物は少なく商品化への取り組み意識は低い状況であることから、ヨロン特産品支援センターを活用した加工を促進し、市場調査も同時に行っていくことで規格外農産物を活用した収益の向上を図ります。

また、関係機関と連携し島の生産性に見合った販路開拓や、既存商品の付加価値を高めた販売についても戦略的な展開を図ります。

<事業主体>

町（産業課）、ヨロン島観光協会、JAあまみ与論事業本部、町内加工グループ、民間団体等

<事業概要>

(1) 連携体制の充実化

- 農業生産者と加工業者、販売業者との連携を強化し、生産規模とマッチした販売体制の確立と、市場への安定供給に向けた生産加工の体制づくりを推進します。
- 生産された商品の単独販売に留まらず、複数の商品を組み合わせたパッケージ商品の開発等、生産者と販売者の緊密な連携による収益向上に努めます。
- 販路開拓と一体となった商品開発に取り組めます。

(2) 取り組みやすい加工技術の推進

- ヨロン特産品支援センターの設備の充実と利用促進により加工技術の向上を図ります。
- 一次産物のパッケージング、乾燥等簡易な加工技術や情報の提供を促進し、農産加工への参画意識の醸成に努めます。

第5節 環境プロジェクト

<ねらい>

本町の恵まれた美しい自然環境を、より良い形で次世代へ継承していくことが現在を生きる世代の責務となっていることから、町内の一般ごみ等の処理や産業活動に伴い生成される産業廃棄物の処理の適正化と、ごみの排出抑制や森林の伐採、海洋環境の汚染防止のために、町民一人一人が島の暮らしを見つめなおし、過度な消費型の生活様式を出来るところから改善し、島の自然環境の持続可能性向上に向けた取組を推進します。

1 花と緑のまちづくりの推進

<目的>

公共施設や沿道に町民の協力のもと花木等を植栽し、与論らしさを体感できる花と緑にあふれた美しい景観整備を図るとともに、地域の景観と調和のとれた魅力あるまちづくりに向けた住民単位からの緑化の取り組みを起こすため、緑化モデル地区等の設定を検討し、緑化に関する住民意識の向上を図ります。

<事業主体>

町（環境課、教育委員会等）、民間団体等

<事業概要>

(1) みどりあふれる景観事業の推進

- 緑化対策については、地域の子供会や老人クラブ等の協力により行われていますが、計画的な緑化対策が進まない現状にあるため、公共施設や主要道路の沿道に植栽を行い維持管理することにより、地域の景観と調和のとれた魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 産業活動と連携した緑化の推進

- 土地改良事業等で発生する樹木を一時的に仮置きするグリーンバンクの整備を行い、公共事業等で再利用することにより緑化の推進を図ります。
- 農地の境界上や法面におけるグリーンベルトの植栽を通じ、赤土流出防止と併せた農地の緑化を促進します。

2 持続可能な地域づくりと連携したサンゴの海の再生

<目的>

本町は亜熱帯島嶼地域の自然環境を有し、海域ではサンゴ礁生態系が発達する独特の景観と特有の動植物種の生息域となっています。

こうしたサンゴ礁に育まれた自然環境を次世代へと受け継ぐために、本町の農林水産観光産業の振興と自然環境の保全・再生の両立を図り、住民生活とサンゴ礁生態系の調和に向けた実践的な活動に取り組めます。

<事業主体>

町（環境課）、大学等学術研究機関、民間団体等

<事業概要>

（１）「ヨロンの海再生事業」の推進

- 陸域に由来する栄養塩等の海洋流出による環境負荷低減対策を講じることにより、サンゴ礁生態系から得られる恩恵を将来にわたり享受できる持続可能な地域づくりの実現を目指し「サンゴの海再生と持続可能な地域づくり」を住民が一体となって推進していく体制基盤として「ヨロンの海再生事業」の運営組織の構築を推進します。

（２）陸域の栄養塩管理とモニタリングの実施

- 島の周辺海域のサンゴ礁生態系保全・再生に向けた陸域からの栄養塩管理及び陸域・海域でのモニタリングを継続的に実施します。

（３）ヨロンの海と地域の将来あるべき姿の検討

- 本町の共有財産であるサンゴ礁生態系を再生保全し、その恩恵を持続的に享受することが可能な地域づくりの実現を目的として、ヨロンの海とともに生きる地域が目指すべき将来像について検討します。

3 持続可能な地域づくりに寄与する環境学習の推進

<目的>

本町の海洋教育推進グランドデザインに示された基本理念の下、本町内の小中高等学校の授業及びセミナー・講演会の開催、社会人教育プログラムの構築と実践を通じて、ヨロンの海のサンゴ礁生態系と持続可能な地域づくりに係る環境学習を展開する。

<事業主体>

町（環境課、教育委員会等）、大学等学術研究機関、民間団体等

<事業概要>

（１）学校における環境学習の推進

- 有識者等による助言を得ながら、与論町海洋教育推進グランドデザインによる取組と連携を図り、町内の各学校教育におけるサンゴの海再生と持続可能な地域づくりをテーマにした授業の教材提供と体験講座等を通じて、学校教育の場での与論の海域・陸域での魅力ある島嶼環境を学ぶことが出来る環境づくりに努めます。

（２）社会人教育における環境学習の推進

- 大学の専門家等の支援により、海洋調査研究やサンゴ再生活動を通じた講演会・見学会・ワークショップ等の開催を通じて、与論の海域・陸域での魅力ある島嶼環境を学ぶことが出来る社会人教育プログラムの提供により、島の海洋環境に対する町民の意識啓発を図ります。

第6節 観光地域づくりプロジェクト

<ねらい>

本町における観光産業は、昭和期の観光ブーム以降、地域の産業を支える重要性の高い分野となっています。本町における観光ブーム以降の産業形態となっているツアー客誘客による大規模な来訪客の誘致は、その経済的恩恵のみが注目されていましたが、近年では地域の自然環境の悪化や住民の生活文化との摩擦等、所謂「オーバーツーリズム」による弊害が大きな課題として指摘されています。

こうした状況を踏まえ、従前の観光形態によらない視点からの新たな観光資源の創出と、地域がイニシアチブをとり地域の自然環境や生活文化を消費せず、来訪客と住民との対等な交流を通じた持続可能な観光地域づくりの推進に取り組みます。

1 与論島の自然環境や集落景観に配慮した持続可能な観光地域づくり

<目的>

地域の美しい自然環境や集落景観を保全し持続可能な観光地域づくりを推進するために、島内の観光ルールの構築・普及と、観光ルールと連動した地域づくりに取り組みます。

<事業主体>

町（商工観光課等）、ヨロン島観光協会等、観光事業者、民間団体等

<事業概要>

- (1) 持続可能な観光地域づくりに向けた基本戦略・重点方策の策定
 - 観光分野における観光振興の基本的指針となる「観光振興計画」を、ヨロン島観光協会を主体として策定し、計画の定期的な見直しと PDCA サイクルの確立および実施体制の構築に取り組みます。
- (2) 魅力的な島の環境維持と現代の観光にあわせた島の景観整備
 - 環境に配慮した観光のルールづくりや環境に配慮したアクティビティ観光の推進等により、レスポンスツーリズム（責任ある観光）の推進に努めます。
- (3) 持続可能な観光地域づくりのための各種基盤整備
 - 観光地づくりの財源確保や観光協会の財政運営体制を検討するとともに、担い手人材の確保（特定地域づくり事業協同組合との連携による担い手確保の検討、島外地域との人材交流等）方策の検討に取り組みます。
 - 自然災害や感染症等への対応や危険箇所の把握・周知等、観光分野における危機管理体制整備に努めます。
 - 地域への負担を軽減した持続可能なイベントのあり方を検討・実施します。
- (4) 関係機関との連携強化や観光協会のDMO化を軸とする観光推進体制づくり
 - 観光協会による主体的な行政機関や各種関連団体（農協、漁協、商工会、スポーツ団体、エコツアーガイド連絡協議会等）との連携強化および役割分担の明確化・島内住民と観光客との広範な交流につながる観光推進体制の構築に取り組みます。

2 与論島の生活文化の保存継承及び地域住民への配慮と交流を軸とする陸域観光の推進

<目的>

本町の観光産業におけるコンテンツは、その大部分を海域におけるマリレジャーが占める状況が長期にわたり続いており、海域の観光コンテンツが提供不可能な冬季や荒天時に与論を楽しむメニューがほぼ存在しないという偏在的な状況となっていることから、陸域における農業体験や史跡の散策、島唄や料理の体験等、島の生活文化を活用した観光コンテンツの創出と提供に取り組みます。

また、島の暮らしへの理解を通じ地域の生活文化を嗜好する来訪需要を創出するとともに、交流を通じた島民の島暮らしへの理解と持続意識の醸成による生活文化の持続可能性の向上を目指します。

<事業主体>

町（商工観光課）、ヨロン島観光協会、ゆんぬツーリズム推進委員会、観光事業者、商工事業者、商工会、農協、漁協、民間団体等

<事業概要>

(1) 生活文化と密接した滞在メニューの開発

- 与論島らしい陸域観光のコンテンツ（星空、十五夜踊り、アドベンチャーツーリズム、集落あるきやまちあるき等）や荒天時に提供可能なコンテンツ、海の暮らしを継承する体験コンテンツの開発を推進します。
- 多様なガイド人材（観光事業者以外で案内ができる人材づくり、中高生による島内ガイド等）の創出と育成に取り組みます。

(2) 新たな観光と既存の観光をつなぐルールづくり

- 従来の観光施設や公共施設（サザンクロスセンター、ゆんぬ体験館、多目的運動場、砂美地来館等）の再編による柔軟な利活用と陸域観光の充実化に取り組みます。
- 新しい観光スタイル（ワーケーション、サスティナブルツーリズム等）の誘客と受入れ体制の構築を推進します。

(3) 与論らしい食の提供と特産品づくりのための島内システムの構築

- 観光協会が主体となり、特産品の開発生産販売までのワンストップ支援体制の整備に取り組みます。
- 島内の飲食特産品事業者と一次産業関係者の交流機会（農林水産物マルシェの検討、食材供給が可能な島内農家の把握等）の創出に努めます。
- 島内向け（飲食店や宿泊施設向け原材料）と島外向け（土産物等）に適した特産品の区分と販売戦略の検討を進めます。

3 与論島の集客交流産業の生産性向上と観光従事者の仕事満足度の拡充

<目的>

本町における観光産業は、個人や家族経営による事業者が大半を占めており、観光産業活動における従事者の負担は大きい反面、十分に収益や報酬を得られていない現状です。

事業主の高齢化による事業承継やその担い手となる次世代人材の確保の観点から、観光産業活動における生産性向上と従事者の所得の増大にむけた取組が急務となっていることから、観光事業における生産性向上の取組を通じ、観光産業従事者の収益増加と観光業へ携わることへの誇りや充実度を高め、来訪客層の質的向上を図ります。

<事業主体>

町（商工観光課）、ヨロン島観光協会、商工会、観光事業者、運輸事業者、スポーツ団体、民間団体等

<事業概要>

（１）リゾート地としての快適性や利便性向上と宿泊業の負担軽減策の実施

- 顧客の利便性向上方策（チェックアウト後や体験事業者の待ち合わせ場所づくり、手荷物の一時預かり等）の検討を進めます。
- 宿泊事業者の負担軽減（宿泊客の送迎、泊食分離、スポット的な業務支援のマンパワー確保等）と収益性向上等による「後継者が継ぎたくなる宿泊業」への転換方策を推進します。

（２）スムーズな島内移動のための域内交通の仕組みづくり

- 到着後のスムーズな島内移動と住民利便性も視野に入れた移動手段（公共交通の社会実験、貨客混載等の新システムの導入）を検討します。
- 観光客の手荷物の島内輸送システムを検討します。

（３）ターゲット戦略の確立と適切なプロモーション方策の検討

- 観光統計データにもとづくターゲット設定（コロナ後を見据えた誘客等）の検討及びターゲットに即したプロモーション（既存のプロモーションの確認、設定するターゲット別のPR方策検討等）に取り組みます。
- 考古学や民俗学、文化人類学等の歴史文化、環境や海洋に関連する与論島に適した学会等を中心とする小規模なMICE*の誘致を推進します。
- スポーツチームの自主トレや大学のスポーツ部の誘致によるスポーツツーリズムの受入れに向けたPRや周知活動に努めます。

*MICE：Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention/Conference

（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、これらの集客交流効果が大きいビジネスイベントの総称である。

（４）観光情報の発信強化と観光統計情報の広範な公開

- DX/デジタルトランスフォーメーション（観光客向、観光協会内向）を活用した観光（デジタルマップシステムの導入による周遊データ収集、観光協会業務のデジタル化等）を推進します。
- 情報発信の強化（質の高い既存コンテンツの多角的な利活用、既存サイトの見直し、マップデザインの見直しと各種体験のテーマ別マップの整備、更新が容易な飲食店情報提供方策等）とDXによる具体策の検討に取り組みます。
- 観光統計データの収集と分析および統計データの公開に努めます。

第7節 人々をつなぐ情報共有プロジェクト

<ねらい>

人口減少や少子高齢化の進行する本町において、医療福祉や産業、次世代育成や生活環境保全など、持続可能な地域運営に関する様々な課題に対応するためには、地域住民、地域団体等が主体的に取り組むとともに、行政や事業者等が多角的に関わり、それぞれが役割を理解し、相互に連携する協働的なまちづくりの推進が求められます。

こうした状況を踏まえ、地域課題に対し協働的に取り組むための町民の交流を促進し、お互いが情報を共有することで、課題の解決に役立てるだけでなく、地域資源の再発見、魅力発信による地域活性化の機会の創出し、将来にわたり豊かな島づくりの基盤としての情報共有の環境体制の構築に取り組みます。

1 情報提供・情報共有の推進

<目的>

住民と行政がそれぞれの役割を理解し合い、共に地域課題に取り組む協働のまちづくりに向け、地域課題やニーズの把握、対応策の検討に係る情報提供・共有体制の環境づくりに努めます。

<事業主体>

町（総務企画課、ほか各課）、民間事業者、各種団体等

<事業概要>

(1) 情報提供・情報共有の推進

- 行政の諸活動を住民に説明する責任を果たし、より一層の信頼確保と住民参画を進めるため、情報公開制度の適正な運用を図ります。また、町の保有する行政情報を適正に管理し、町政への住民参画を促す適切な公表に取り組みます。

(2) 広報・公聴活動の充実

- 本町の広報誌やホームページ等、多様な情報媒体を活用しつつ、島内外に向けた本町の特色ある取組や住民生活に密着した情報発信を行い、より分かりやすく親しみやすい広報活動を推進します。
- 週報の配布については、紙媒体配布の効率性の問題や小組合長への負担軽減及び本町の高齢化率の上昇により小組合制度自体の運用が困難であることから、住民意見の聴取による週報配布の最適化に努めます。

(3) 地域理解促進に向けた情報コミュニケーションの促進

- 住民の相互理解や地域課題の把握、様々な課題解決に向けた協働機運の醸成を図るため、多様な媒体を通じた地域内の情報コミュニケーション促進に官民が連携して取り組む体制の構築に取り組みます。

基本計画 第1章

保健・福祉・医療

- ・ 第1節 保健・福祉
- ・ 第2節 医療

第1章 保健・福祉・医療

第1節 保健・福祉

第1項 町民のライフステージに応じた保健・福祉施策の展開

現状・課題

- 安心して子育てができる環境をつくるためには、子育てにかかわる様々な不安や悩みを解消し、地域社会全体で子どもを育てていく姿勢が重要になることから、町内の関係機関や地域の方々と連携し地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりを推進する必要があります。
- これまでの取り組みを引き続き推進するとともに地域の子育て世代のニーズに配慮しながら活動を充実していくことが必要です。
- 働く世代の健康づくりについては、各種検診の受診率の向上により疾病の早期発見と早期治療による健康の増進を図るとともに、ストレスの蓄積による依存症の防止等、島の社会を担う世代として健康で活躍できる期間の延伸に取り組む必要があります。
- 高齢者福祉については、高齢化が進むなか要介護認定者数や介護サービス受給者の増加に伴う介護費用の増大が、利用者への負担や介護保険料、公費負担にも影響を及ぼしています。また、それに伴い介護人材の不足も課題となっています。
- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、所得水準が低いため保険料の負担感があるなどの構造的な問題に加え、医療需要の多様化や医療技術の高度化による医療費の増加により運営が厳しい状況にあります。

基本方針

(1) 町民のライフステージに応じた保健・福祉施策の推進

町民一人一人が心身ともに健康に暮らすため、町民の健康づくりにおけるフェーズを出生～就学期の「子ども」・20代～60代の「働く世代」・70代以上の「高齢世代」の3期に分け、それぞれの段階における健康づくり支援策を推進するとともに、健康づくり意識の普及啓発による健康寿命の延伸を図ります。

(2) 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上に努めるとともに、適正受診や健康づくりなどによる医療費の削減を図り、国民健康保険制度の健全な運営を目指し

ます。

また、国民健康保険制度の広域化については、平成30年度より都道府県国保へ移管したことから、より健全な国保運営が求められています。国保税率については、住民の過重な負担にならないよう適宜見直しを行い、財源の確保を行って参ります。

施策と基本事業

第1項 町民のライフステージに応じた保健・福祉施策の展開	
(1) 子どもの保健・福祉の推進	
項 目	基本事業の概要
ア 全ての子育て家庭への支援	島の恵まれた豊かな自然をはじめとした本町の環境のなかで生まれ育つ一人ひとりの子どもが健康で心豊かに成長出来るよう、保護者や周囲とのふれあいなど地域での子育て活動を支援する。 また、ひとり親世帯など多様な子育て世帯の状況に応じた子育て支援策によるサポートの提供に努める。
イ 出産・子育てに係る環境の整備	島外出産支援事業・次世代育成支援対策事業・児童手当・子育てパスポート交付事業・子ども医療費助成事業・延長保育促進事業等の出産・子育てサポートを子育て世帯のニーズに対応したかたちで展開するために、子育て支援に係る専門部署の設置の検討や財源の確保に努め、本町における子育て環境の充実化を推進する。 また、島内出産の実現に向け、本町における常駐産科医の確保等必要となる事項について、引き続き関係機関との連携及び情報共有等に努める。
ウ 相談支援体制の拡充	子育て世代包括支援センターを中心とした子育てに関する相談・支援体制のさらなる充実に取り組む。
エ 子育て世代への情報提供	本町の子育て支援策に関する情報を対象となる世帯が等しく共有できるよう、広報・周知に係る

<p>オ 児童虐待及び自殺防止等への対応</p>	<p>手法の拡充を推進する。</p> <p>大島児童相談所や教育機関、医療機関、児童委員など関係各機関との緊密な連携・連絡体制の拡充を図り、虐待の早期発見と対応が可能となるよう、体制環境の構築と迅速な初動対応の検討を継続して実施する。</p> <p>自殺対策については、「与論町のち支える自殺対策ネットワーク会議」を中心として、児童の自殺リスクについてのケース会議を定期的に開催するほか、教育機関や児童委員と連携し自殺防止に向けた取組を推進する。</p>
<p>(2) 働く世代の保健・福祉の推進</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 各種がん検診や健康診査の受診率の向上</p>	<p>本町において実施されている各種がん検診や健康診査の受診率50%以上を達成するよう周知広報活動強化に努めるとともに、引き続き休日検診や早朝検診の実施等受診率向上のための施策を推進する。</p>
<p>イ 健康教室や健康相談の充実</p>	<p>健康づくりの促進に寄与する各種健康教室や健康相談の利用促進に引き続き努めるほか、健診結果に基づく要保健指導対象者への保健指導及び健康教室・運動教室・若い世代を対象とした健康教室等の開催と利用者層の拡大を推進する。</p>
<p>ウ 生活習慣病予防の推進</p>	<p>食生活改善推進員を中心に、バランスの良い食生活を基本とした生活習慣病予防を推進するため、活動内容の周知を図るとともに推進員の効果的な活動環境の構築を推進する。</p>
<p>エ 保健センターの機能強化</p>	<p>町民の健康づくり推進に係る保健サービスの総</p>

	<p>合的拠点として、様々な健康づくりの事業推進にあたる各種資格を有する職員等のなお一層の充実を図るとともに、財源確保並びに事業効果の向上を推進する。</p>
<p>オ 感染症予防対策</p>	<p>新規予防接種の増加に伴い、町の財政負担も増大傾向にあることから、財政状況に応じて効果的に感染症抑制を図るために予防接種の接種率を確実に増やす事と新感染症対策の充実を図る。</p>
<p>カ 心の健康づくりの推進</p>	<p>健康づくり計画の「こころの健康」に基づき心の病気、心の健康に対する意識の向上、家族や当事者の悩みの相談の受け皿づくりのための研修会、関係者のネットワークづくりの継続的な実施を行い、住民のこころの健康づくりのさらなる拡充を推進する。</p>
<p>キ 自殺防止対策の推進</p>	<p>平成30年に設置された島内の医療機関や教育機関など幅広い分野の組織から構成される「与論町いのち支える自殺対策ネットワーク会議」を中心として、自殺リスク者への気づきを早急に共有し適切な相談支援の提供等による自殺防止対策を推進する。</p>

(3) 高齢者世代の保健・福祉の推進

項 目	基 本 事 業 の 概 要
<p>ア 自主的健康づくりの促進</p>	<p>集落単位での高齢者向けのサロンを中心とした健康づくり事業を推進することにより地域に密接した自主的な健康づくりを促進する。</p>
<p>イ 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、総合相談事業をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の総合的な推進、地域ケア会議の充実を図りつつ、関係者間のネットワーク構築を形成する。</p>

<p>ウ 在宅高齢者福祉の推進</p>	<p>独居高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の増加に加え認知症高齢者の増加に対応するため、見守り制度の充実や、任意後見制度の導入・啓発など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける在宅高齢者福祉の推進を多角的に推進する。</p>
<p>エ 権利擁護事業の推進</p>	<p>高齢者虐待や成年後見制度及び相談窓口に対する町民への普及啓発及び関係機関との連携により、制度の円滑利用に寄与する支援体制を構築する。</p>
<p>オ 介護予防の推進</p>	<p>集落単位でのふれあいサロン活動及び高齢者元気度アップ・ポイント事業を通じ、住み慣れた地域において多少の介護が必要な状態になっても生活できるよう、介護予防事業等の充実を図る。</p>

第2項 互いに支え合う障がい者福祉環境の充実

現状・課題

- 障がい者（児）をはじめ誰もが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障がいについて正しい知識を広め、そして障がい者（児）に対する理解を深めていくことが重要です。
- 障がい者（児）については、主体性・自主性の確立及び社会参加の促進が必要です。
- 障がい者（児）が家庭や地域において安心して暮らせるように、保健・福祉・医療が一体となった施策の推進が今後さらに重要となっています。

基本方針

(1) 障がい者福祉の啓発・広報の充実

幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発や支援制度に係る情報の提供に努めるとともに、関係機関と連携し地域における障がい者福祉への理解度の向上を図り、互いに支えあいながら住み慣れた島で暮らし続けることが可能な地域づくりを推進します。

(2) 社会参加の促進

障がい者の就労・生きがいづくりを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共助の組織づくりに努めます。

(3) 障がい者福祉サービスの充実

地域における福祉的機能を向上させるための基盤として、地域支え合い活動及び生活困窮者等への支援について各関係機関等と連携して取り組み、更なる地域福祉サービスの強化に努めます。

施策と基本事業

第2項 互いに支え合う障がい福祉環境の充実	
(1) 障がい者福祉の啓発・広報の充実	
項目	基本事業の概要
ア 町ホームページを活用した障がい者福祉の啓発・広報	町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及び各種サービスの周知に取り組む。
イ 関係機関と連携した広報・啓発活動の強化	大島地区障がい者ゲートボール大会や障がい者スポーツ教室をスポーツ団体と連携し開催す

	る。また、障がい者福祉講演会及びペアレントプログラム講座等、障がい者福祉に係る理解の向上に資する機会の創出に努める。
(2) 社会参加の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 障がい児の育成・教育の充実	新たに設立した児童発達支援センターを中心として、学校教育機関や医療機関と連携した療育体制・特別支援教育のさらなる強化を図る。
イ 障がい者雇用制度の活用	あまみ障がい者就業・生活支援センター、大島養護学校、障害福祉サービス事業所及び生活支援部会等が連携し障がい者の一般就労を支援する。
ウ 公的機関における障がい者雇用の創出	継続的な障がい者卒職員採用試験の実施及び行政事務の再検討による需要を創出する。
エ 小規模作業所の支援強化	補助制度の活用等による地域の小規模作業所の運営支援の拡充に努める。
オ 障がい者の人権の擁護	与論町障がい者自立支援協議会を中心として障がい者の権利擁護及び差別解消に向けた啓発を図る。
(3) 障がい者福祉サービスの充実	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 福祉サービス紹介の充実	町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及びサービスの紹介を行う。
イ 障がい者自立支援協議会の強化	障がいのある方が地域や家庭で安心して日常生活を送ることができるよう、与論町障がい者自立支援協議会の強化を通じて地域生活や就労への支援を拡充する。

ウ	精神保健の強化	鹿児島県や心療専門医療機関との連携を拡充し、精神障がい者の措置入院の支援及び遠隔医療提供に向けた検討を行う。
エ	障がい者施設の充実	障がい者の緊急時避難所（シェルター）の確保及び集いの場、体験の場の確保を推進する。

第2節 医療

第1項 医療の確保・充実

現状・課題

- 本町における医療施設は、医科が1施設、歯科が2施設、眼科が1施設であり、全て民間によって設置・運営されています。これらの施設に常勤する医療保健従事者は、令和2年度現在で医師6.9名、歯科医師3名、眼科医師1名、看護師50名、薬剤師5名、歯科衛生士5名、検査技師2.3名、放射線技師2.6名となっています。
- 産婦人科や眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科などの専門外来の常駐には困難があることから、島外の関係医療機関との連携の下に、定期的な医師の循環派遣がなされています。
- 療養諸費を抑制するため、保健事業などによる疾病の予防、特定健診などによる生活習慣病対策が課題となっています。
- ドクターヘリによる奄美群島地域の広域救急医療体制については、奄美大島管内の救急医療拠点である県立大島病院への搬送が原則とされているが、本町については、隣接する沖縄県の医療拠点からも近い位置にあることから、鹿児島県・沖縄県双方との連携を通じて患者及び家族の意向により搬送先を選択できるよう制度の拡充を図る必要があります。
- ドクターヘリによる救急搬送は昼間に限定されることから、夜間は自衛隊機による対応が必要となっています。

基本方針

医療機関との連携を強化し、医師や看護師等の専門医療人材の広域的な確保により利用者のニーズに対応した安心できる医療体制づくりを構築するとともに、鹿児島県・沖縄県等関係団体と協力した救急医療体制の充実を目指します。

(1) 医療人材の確保

常勤医師の対応が困難な専門外来については、島外医療機関からの巡回診療等の機会の増加の要望に努めるとともに、産科医など重要性の高い専門医療人材については、島内常駐医の確保策を継続して検討します。また、感染症の流行時などにおける各医療機関との連携によるリスク管理体制のさらなる強化を推進していきます。

(2) 医療費の抑制

医療費の伸びを抑える対策として、早期発見及び早期治療はもとより、生活習慣病等の予防に向けた集団検診や保健指導（運動・栄養摂取等の指導）の徹底など、特に町民の健康づくりの推進に軸足を置いた中長期的な取り組みを行います。

(3) 緊急医療搬送体制の拡充

ドクターヘリの活用が困難な夜間や悪天候、また他島の緊急搬送との輻輳時等の対応については、自衛隊等との迅速な連携が不可欠であることから、県や消防組合、医療機関及び民間サポート団体など、本町の島外緊急医療搬送体制の拡充に係る関係機関との連携体制を更に強めていきます。

施策と基本事業

第1項 医療の確保・充実	
(1) 医療人材の確保	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 専門外来の支援強化	島外医療機関からの定期的な医師の循環派遣が継続されるよう医療機関の運営状況や体制等を踏まえ、要望を行うとともに、町内に常駐していない専門外来医師への巡回診療機会の確保に努める。
イ 医療費助成制度の拡充	乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、離島地域出産支援事業、母子保健事業による乳児・妊婦健診費用助成、未熟児養育医療制度等による医療費助成を実施できるよう財源を確保し、事業運営を図る
ウ 医療ネットワークシステムの拡充	大学等研究機関や関係医療機関との連携体制を構築し、医療情報の共有やリモート診療が可能となるべく、医療ネットワーク網のさらなる拡充を図る。

(2) 医療費の抑制	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 集団検診・保健指導の徹底	生活習慣病等の予防に向けた集団検診の受診率向上を実現するため保健指導の徹底を実施する。
イ 健康づくりの推進	<p>「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づいて、健康づくりに主体的に取り組む町民を、行政や関係機関が連携を取りながら支援に努め、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。</p> <p>また、本町において罹患事例の高い疾病について、地域環境との関連性や予防対策等における各研究機関等と連携した検討体制づくりを推進する。</p>
(3) 緊急医療搬送体制づくり	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 緊急医療搬送体制の強化	鹿児島・沖縄両県や消防組合、医療機関と連携を図り、地域医療構想調整会議（県主導）等において、本町の地理的要因を考慮した沖縄医療圏域の考え方となるよう、関係機関への要望を行っていく。

基本計画 第2章

教育・文化

- ・ 第1節 島の未来を拓く教育の推進
- ・ 第2節 生涯学習
- ・ 第3節 文化・スポーツ

第2章 教育・文化

第1節 島の未来を拓く教育の推進

第1項 幼児教育の充実

現状・課題

- 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会へ次第に広がりを持つことが必要であることから、家庭との連携を十分に図り、幼児の生活全体を視野に入れ、地域の自然・人材・行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が心豊かな生活体験を得られるよう工夫が求められています。
- 認定こども園における保育と小学校教育は、成長過程として隣接する領域にあることから、その連続性に配慮した教育の提供が重要です。しかし、認定こども園と小学校が離れた場所に位置し日常的な交流が難しいことから、認定こども園と小学校との連携を深める機会を積極的に創出する必要があります。
- 認定こども園の運営に当たっては、地域における子育て支援環境の拡充の観点から、今後、園児と地域の多世代の住民との交流機会の創出や島内外の子育て世代からの相談受付、公立・私立こども園間の連携の強化など、地域の次世代育成に係る最初期の拠点として、施設環境や蓄積したノウハウを積極的に活用し地域の人材育成を支援していく必要があります。

基本方針

基本的な生活習慣などを身に付ける家庭での教育とともに、地域における異年齢集団や多世代の住民とのふれあいを通じた地域社会への理解を促す教育を支援し、認定こども園や保護者、地域住民との連携により「心豊かで思いやりのある優しい人間」を育成する環境整備を推進します。

(1) 家庭や地域社会と連携した幼児教育の実施

認定こども園の生活や幼児期の教育の理解を求めるために、保護者が実際の保育を参観したり、自分の子どもを客観的に見る場として保育に参加したりする機会を設けるなど、家庭との連携を図っていきます。

また、特に自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切であることから、各こども園の近隣にある施設や自然環境の活用を推進するとともに、集落を巻き込んだ行事などにおける多世代の住民との関わりを通じ、島の文化や伝統に触れる機会を確保し、幼児期から豊かな体験が可能な教育を推進します。

(2) 認定こども園と学校及び関係機関との連携

認定こども園における幼児保育と学校教育の円滑な連携は、保育士や教諭等が各自の現場の状況や保育・教育方針について共有し、相互の方針を共有することが前提となります。

そのため、公立・私立こども園間の連携の強化及び認定こども園と小学校との間で合同の研究会の開催等、互いの教育現場における情報の共有を通じて、学校教育との連続性を意識した保育の推進に係る職員の資質向上を図るとともに、園児と児童が行事などで交流する機会となる体験学習等の実施を通じ、幼児保育から小学校教育へのシームレスな教育を推進します。

(3) 認定こども園運営の弾力化

充実した子育て支援を行うため、子育て情報の提供（園便り等）・高齢者やボランティア団体等との交流・子育て相談の実施など、家庭や地域社会との連携を深める活動を積極的に進めていきます。

また、他の認定こども園や小学校、あるいは保健センターや児童相談所などの教育・児童福祉等関係機関と緊密な連携を図りつつ、子育て相談に関する研修などを行い、保護者の相談窓口機能の向上や教諭等の資質・指導力の向上に努めます。

施策と基本事業

第1項 幼児教育の充実	
(1) 家庭や地域社会と連携した幼児教育の実施	
項目	基本事業の概要
ア 幼児教育に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none">・充実した保育・教育運営のための十分な保育士の人数確保を図るため、保育士資格の取得を志望する者への支援及び現役保育士の資質向上に向けたスキルアップ支援に取り組む。・園だより等の発行や保育参観、運動会等、諸園行事への周知及び招へいによる家や地域への情報発信と相互理解を図る。・学校教諭との交流を通じ、学校教育課程への移行を踏まえた幼児教育の在り方について検討する。

<p>イ 地域や自然とのふれあい体験の充実</p> <p>ウ 安全に関する指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩や海遊び等の園外保育を取り入れた自然体験の実施機会の確保に努める。 ・農業自営者組織等と連携し、収穫体験を通じた農業体験機会の確保に努める。 ・地域の集落活動及び伝統行事等への参加や、町内事業者の職場見学などを通じた地域との触れ合い活動の推進に取り組む。 ・登園時や園外保育の際の交通安全の習慣を身に付けさせるとともに、こども園での火災や不審者に対する避難訓練を実施する。 ・こども園と地域が連携した避難訓練を定期的実施する。
<p>(2) 認定こども園と学校及び関係機関との連携</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 交流教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入園希望者の親子体験入園の実施や中・高校生 の職場体験学習の受け入れ実施等、各関係機関 と連携した異年齢交流を推進する。 ・保育士と学校教諭との交流を通じ、学校教育課 程への移行を踏まえた相互の情報共有を継続的 に実施する。
<p>(3) 認定こども園運営の弾力化</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 子育て支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の交流の為の子育て井戸端会議の実施 ・各専門職や子育て経験者による幼児期の保護者 の悩みに関する相談会等、子育て支援機会の拡 充に取り組む。 ・教育委員会や保健センターを介した各専門職に よる幼児期の発達に関するセミナーや巡回相談 の実施に取り組む。

第2項 生きる力を育む学校教育の推進

現状・課題

○ 今日、社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」、先行き不透明な「予測困難な時代」と呼ばれ、少子高齢化が進み、価値観の多様化が見られるなど、子供を取り巻く社会環境が著しく変化する中で、教育格差、子供たちの学力低下、いじめや不登校の問題、社会体験の不足、コミュニケーション能力の低下等、教育における様々な課題も生じています。

このことから、本町においては、家庭・地域社会との連携を密にし、幼小中高一貫教育における確かな学力の習得と併せて、児童生徒自身が多様性を認識し、互いに認め合い尊重し合う豊かな心を持つとともに、健やかな体や環境変化への対応力などの「生きる力」を育むことが求められています。

○ 児童生徒の個性や能力を生かし、個々の「生きる力」を伸ばす学習指導を展開するために、学校教育での指導体制の充実やGIGAスクール構想の実現による情報教育の充実、幼小中高の連携及び姉妹校との交流・体験学習、環境教育等の充実を図る必要があります。

○ これからの時代をたくましく生きていくために、「主体的・対話的で深い学び」を推進し、一人一人が自ら学ぶ意欲を身に付け、他者と協働して問題を解決していきけるようになることを目指すことが求められます。

また、一人一人のニーズに対応した特別支援教育の推進、教育格差の解消のための諸条件整備も必要です。

○ 教育環境の整備充実の視点から、教育機器や教材等のソフト面の充実・整備が求められます。また、那間小学校・茶花小学校の校舎や学校給食センターは、整備以降50年以上が経過しており、これらの老朽化した学校教育施設については、長期的な展望に立った視点から建て替えを進める必要があります。

基本方針

あしたを創る確かな学力（知）・あしたをひらく豊かな心（徳）・あしたを担うたくましい体力・気力（体）の視点から「生きる力」を育むことを基本とし、社会の多様性の認識のもとに一人一人の個性を尊重し、多様な能力を伸ばし、思いやりがあり人間性豊かで心身ともにたくましい児童生徒の育成とその基盤となる教育環境の整備を推進します。

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

児童生徒の学力向上に際して、個別の興味・関心に応じた自律的な学習を促進する指導体制の構築を推進します。また、各教科の学習において体験的な学習の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着と、思考力、判断力、表現力等の育成を目指します。そのためにも、「主体的・対話的で深い学び」の推進と、「個別最適な学び・協働的な学び」の充実を図っていきます。

さらに、子供がそのもてる力を発揮しながら、生活や学習上の困難を克服して

学び続けようとする意欲醸成のため、子供たちの多様な特性に対応した適切な指導や支援が可能な教育環境を構築します。

(2) 海洋教育による探究型学習の推進

児童生徒を、与論の海そのものや海に守られた伝統・文化、恵み・畏れと共に生きる人々の姿などに対峙させ、「海と共にある与論で自分はどう生きるか」を問い、その問いの探究を通して「島だち」に必要な資質・能力を身に付けさせます。そのために、全ての町立学校に海洋教育科「ゆんぬ学」を設置し、地域と連携した協働的な探究学習を推進します。

(3) 教育環境整備の最適化

学校校舎施設の老朽化については、当事者となる住民意見の聴取を十分に実施したうえで、将来的な観点から最適な施設整備の方針を策定します。その際、環境負荷の軽減、地域の協働や文化活動における拠点機能など、将来を展望した視点も取り入れます。

施策と基本事業

第2項 学校教育の充実	
(1) 生きる力を育む教育の推進	
項目	基本事業の概要
ア 交流学習の拡充	認定こども園や島外姉妹盟約校等との交流学習を推進するとともに、オンライン等による交流機会の創出を図る。
イ 学習指導体制の拡充	習熟別指導・少人数学習・ティームティーチング指導等が実施可能な指導体制を整えるとともに、外国語教育におけるALT等の専門人材による指導方法の工夫改善を図り、指導の充実化に努める。 また、学校教育現場における働き方改革の視点に応じた業務内容の見直しや仕事の効率化を行うとともにICTの活用を図り、教育における生産性向上に向けた取組を推進する。
ウ 情報教育の推進と環境整備	国のGIGAスクール構想に基づくタブレット端末を活用した学習の推進、及び探究型学習時の情報収集や先端情報技術の活用により国内外各地との交流を推進するとともに、学校情報環境の充実を図る。

<p>エ 特別支援教育の拡充</p> <p>オ 教育における経済格差の解消</p>	<p>特別支援教育支援員の配置、研修の充実、各種機関との連携の充実等を図り、配慮が必要な児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を行うための体制の拡充を推進する。</p> <p>経済的理由等により、学びに支障がある児童生徒等への支援を拡充するための補助、手当や奨学資金の支給・貸与等の改善に努める。</p>
<p>(2) 海洋教育による探究型学習の推進</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 「島だち」後の社会に必要な資質・能力の明確化と共有</p> <p>イ 海洋教育科「ゆんぬ学」の設置と展開</p> <p>ウ 学校と地域が連携した探究学習の推進</p>	<p>児童生徒が「島だち」後の社会をよりよく生きていくために必要な以下の資質・能力を、学校及び地域で共有する。</p> <p>(1) 知識及び技能の習得【島発ち】 与論島の強みや問題点について理解し、それらをつなぐことで与論島の概念を形成している。</p> <p>(2) 思考力、判断力、表現力等の育成【島建ち】 与論島の強みや問題点から自分なりの問いを見だし、仮説を立て、自分にできることを実践する。</p> <p>(3) 学びに向かう力・人間性の^{かん}涵養【島立ち】 与論島の人々との関わりの中で自己肯定感・自己有用感を高めるとともに、ねばり強くしなやかに探究する心を育む。</p> <p>上記の資質・能力を身に付けさせるために、全ての町立学校に海洋教育科「ゆんぬ学」を設置し、「与論の海、海に守られた伝統・文化、海に囲まれた与論で生きる人々」を教材とした単元開発を推進する。</p> <p>海洋教育推進協議会を設置することにより、小・中・高校の海洋教育に一貫性をもたせるとともに、各学校の海洋教育において地域と連携した協働的な探究学習が行われるようにする。</p>

(3) 教育環境整備の最適化	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 学習教材等の整備・充実	学校と地域が一体となった学びや、「個別最適な学び」が実現できるように、デジタル教材の充実や、ソフト面の教育環境整備に努める。
イ 教育施設の最適化の推進	老朽化した2小学校を含む学校施設の在り方について、地域住民の意見を集約のうえ検討し、将来的な観点から最適な施設整備の方針を策定し、整備を推進する。その際、環境負荷の軽減や地域の協働・文化活動の拠点機能などの視点も取り入れた施設整備の検討を行う。
ウ 学校給食施設の整備	老朽化した学校給食施設に代わり、関係法令の規定に基づく衛生・安全基準や、今後の学校施設規模の推移を考慮した新規施設の整備を推進する。

第2節 生涯学習

第1項 生涯学習の推進

現状・課題

- 町民の価値観の変化、社会の成熟化など、社会の質的变化に伴い、町民の余暇充足意識、自己向上意欲、学習意欲など生涯学習への関心が高まっています。また、近年では学校教育を修了し社会人となった後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事や社会生活を送るうえで求められる見識や能力を向上する「リカレント教育」及び個々の職業で価値の創出を継続するために必要なスキルを学ぶ「リスキリング」を実践することの重要性が増してきています。
- 本町では中央公民館を拠点として各集落自治公民館等を活用し、様々な講座が開設されていますが、中央公民館の老朽化と設備・備品等の不足により、生涯学習推進体制が整っていない状況です。
- あらゆる年齢層が、興味・関心を抱くような講座メニューの開設や開設時間の工夫、町立図書館の充実と活用の促進等、町民のニーズに的確に対応した学習環境の整備が求められています。

多様な学習機会の創出や情報提供を進め、生涯学習の充実に努めるとともに、拠点となる学習施設の整備及び指導者の確保を図り、生涯学習の推進体制の充実・強化を図ります。

基本方向

(1) 推進体制と施設の有効活用

町民の主体的な学習意欲を高め、総合的かつ効果的に学習を推進するため、社会教育委員会を中心とした推進体制の確立と、老朽化した中央公民館の解体を推進し、代替施設の確保について検討します。また、指定管理者制度による各施設の効果的な管理運用を行います。

(2) 学習内容・機会等の充実

町民の学習ニーズに的確に応えるため、学習講座メニューの改善や町立図書館の蔵書の充実を図り、多様で豊かな学習内容と学習機会の充実に努めます。また、リカレント教育及びリスキリングの実践環境の整備に向け、大学等学術研究機関や各種企業、民間団体との連携により、本町における社会人

の学びを促進するために必要な取組を推進します。

(3) 社会教育関係団体の育成・連携

本町における生涯学習の気運を高め、多様な世代にわたって心豊かな人づくりを進めていくために、子ども会、青年・壮年・地域女性・高齢者等の各種団体の組織の強化を図り、学校教育や生涯学習、地域活動などあらゆる活動を通して社会参画を推進します。また、子ども会活動等を通し、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

(4) 環境教育の推進

学校教育における環境教育の実践を含め、子どもから高齢者まで、環境保全や地域美化活動の取り組みを積極的に推進し、環境に対する意識啓発を図ります。

施策と基本事業

第1項 生涯学習の推進	
(1) 推進体制と施設の有効活用	
項目	基本事業の概要
ア 生涯学習推進体制の確立	指定管理先との連携を強化し、町民のニーズに合った多様な学習機会を提供し、生涯学習の充実に努める。
イ 町内生涯学習拠点の最適	本町における生涯教育の拠点となっていた中央公民館の老朽化が著しいため早期の対策が必要となっており、新施設整備もしくは既存他施設の転用等を含め、現有施設の代替となる拠点の在り方について、地域の意見をもとに検討し対策案を策定する。 なお、新施設整備の際の財政負担軽減策として、民間事業者と連携したPPP及びPFI等の活用を検討する。
ウ 指定管理者制度の効果的な運用	平成24年に町体育施設、平成25年に中央公民館を指定管理制度へ移行しており、今後多目的運動広場の指定管理制度への移行を推進する。

(2) 学習内容・機会等の充実	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 学習内容・機会の充実	町民のライフステージの各時期にふさわしい学習機会を提供・充実させるため、大学等高等教育機関及び民間企業、各種団体との連携を図り、講座内容や開催日時・方法等について検討し、リカレント教育・リスクリングを含めた様々な町民ニーズに対応した学習機会の提供に努める。
イ 町立図書館の充実	生涯学習の拠点施設として、特色のある講座やイベントを行うとともに充実した図書館資料の確保や、老朽化した館内設備のメンテナンスのための財源の確保に取り組む。
(3) 社会教育関係団体の育成・連携	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 社会教育関係団体の育成	各種団体の会員数の減少に伴い、各団体の活動と日常生活との両立が図れるよう、活動の在り方を検討していく。また、講演会・研修会等の学習機会の提供及び参加促進を図る。 併せて子ども会活動における体験学習の機会を重視し、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。
イ 青少年教育の充実	家庭教育学級における父親の参画や男女共同参画の観点からの青少年教育及び違いを認め合う人権教育等の講座等を行う。また、自己肯定感を育むための交流事業や体験活動を継続的に実施することが重要であると捉え、明日の郷土を担うリーダーの健全育成に努める。
(4) 環境教育の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 学校・社会教育等における環境教育の推進	社会の質的变化に伴い、行事のあり方や実施方法を再検討し、町民のニーズに的確に対応することで、環境教育への参加者増加の推進を図る。与論町海洋教育推進協議会との連携を強化し、学習環境の整備・充実に努める。

第3節 文化・スポーツ

第1項 風格のある文化のまちづくり

現状・課題

○ 文化とは地域において先人から紡がれてきた歴史と町民の生活の中から生まれてくるものであり、町民の個性や心の豊かさが与論独自の文化を創り上げてきました。

近年、ライフスタイルの多様化に伴い町民の心の豊かさを求める文化的要求が一層高まりつつあります。

○ 方言や衣食住の生活文化が少しずつ失われつつあり、これらの保存・継承が求められています。

基本方針

文化活動の推進を図るとともに文化財やユンヌフトゥバ等の保存・継承に努めます。

(1) 心豊かで個性ある文化活動の推進

既存の文化施設の充実を図りながら有効な活用方法を検討し、各種文化団体への支援、保護育成に努め、伝統芸能（与論十五夜踊り等）の保存を図り、多様化する文化活動の促進に努めます。

(2) 文化交流の推進

近隣市町村との交流を進め、広域的な文化活動の活性化に努めます。

(3) 文化財の保存活用

歴史的にも貴重な遺跡が発掘されており、文化財保存活用地域計画を策定し、計画的な保存管理に努め、観光資源としての活用による地域振興を推進します。

(4) ユンヌフトゥバをはじめとした生活文化の継承

はるか昔から先人により受け継がれてきたユンヌフトゥバは、世界で与論島にしかない言語であり、その言葉によって表されるものごとは島人の暮らしや世界そのものを豊かに描くかけがえのない財産です。このユンヌフトゥバをはじめ、島の暮らしの折々にある生活文化の保存・継承に寄与する人材の育成に努めます。

施策と基本事業

第1項 風格のある文化のまちづくり	
(1) 心豊かで個性ある文化活動の推進	
施策の項目	取組内容の概要
ア 文化団体の保護・育成	町文化協会員の数を増やすために、加入者が活動を行いやすい環境づくりを図る必要があることから、文化活動をしている団体が、文化協会への加入活動場所の確保や、発表する場の提供を町文化協会で主体的に行う。
イ 文化・芸術の振興	他市町村の展示や舞台発表から、団体内での活動の参考にし、社会教育活動を活発にする。また、団体の高齢化が懸念されているため、若い世代の研修への参加を促し、島全体で文化活動が活性化するような土台を作り上げる。
(2) 文化交流の推進	
項目	基本事業の概要
ア 国内外との交流促進	民間団体とも意見や情報を交換しながら、中長期的な交流ができるよう準備を行い事業等があれば活用する。
(3) 文化財の保存活用	
項目	基本事業の概要
ア 文化財学習の拡充	文化財保護審議会との連携を図りつつ、文化財愛護週間や文化財防火デーも考慮しながら、計画的な文化財の普及啓発に関する文化財学習の充実化に努める。
イ 活動事例の情報提供	本町の文化財を包括した案内地図の作成を進めていくだけでなく、補助事業やふるさと納税を活用した文化財の活用に向けた環境整備や、パンフレット、看板等の作成を行い、地域学習、観光に活用を図っていく。

(4) ユンヌフトゥバをはじめとした生活文化の継承	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ウ ユンヌフトゥバをはじめとした生活文化の継承	ユンヌフトゥバの話者の確保・育成に向け、各教育機関と連携した教育現場でのユンヌフトゥバを学ぶ機会の創出や、ユンヌフトゥバを用いた劇や音楽活動、絵本や会話集の作成等、多様な媒体を通じユンヌフトゥバに触れる機会の確保に努める。

第2項 スポーツ・レクリエーション活動の拡充

現状・課題

- 生活水準の向上や経済の発展は、日常生活の中に物の豊かさや便利さをもたらした反面、人間の身体的活動機会の減少（運動不足）や人間相互の関係の希薄化等を生じさせていることが明らかになっています。
このような中、健康の保持増進に対する関心が高まり、誰もが心身ともに健康を求めています。
また、スポーツ・レクリエーション活動は健康であるための主要素であるとともに、人と人とのふれあいを通じた連帯意識の高まりも期待されています。
- 各体育施設の一部老朽化が見受けられ、今後社会体育の技術レベルアップとスポーツ人口の底上げを図ることや、広域的な大会誘致のために新たなスポーツ施設の建設を含め、早急な施設の整備が求められます。

基本方針

町民が個々の体力や関心に応じて、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに親しむことで、健康を保持・増進させ、豊かで生きがいのある生活がおくれるような環境づくりを推進します。

(1) 生涯スポーツ活動の推進

生涯にわたり、日常生活の中で、自発的にスポーツを楽しみ、継続的な活動を通して、健康づくりと体力の保持増進ができるよう条件整備に努めます。

(2) スポーツ競技の振興と競技力の向上

各スポーツ施設等の整備充実を図るとともに、町体育協会や民間団体等の中

心に指導者の資質向上や指導体制の強化充実によりスポーツ競技の振興と競技力の向上に努めます。

(3) スポーツ交流の推進

体育協会・各スポーツ連盟等を中心に、小学生から高齢者まで、スポーツを通じた交流を図るとともに、島外からのスポーツ交流人口の増加を促す施策の推進を図ります。

施策と基本事業

第2項 スポーツ・レクリエーション活動の拡充	
(1) 生涯スポーツ活動の推進	
施策の項目	取組内容の概要
ア 指導体制の充実	スポーツ推進委員は島外での研修にも参加し、ニュースポーツと呼ばれる生涯スポーツを学び、町内での普及へ準備を進めている。スポーツ推進委員が研修会に参加し、スキルアップができる環境をつくり、独自の事業を開催できるようにする
イ 団体の育成・充実	競技力の向上だけではなく、生涯スポーツの推進にも力を入れ、体育協会等のスポーツ団体と連携しながら、普及活動を行う。 併せてニュースポーツのイベントを実施し、単年ではなく継続的にできる体制を目指す。
(2) スポーツ競技の振興と競技力の向上	
項目	基本事業の概要
ア 競技力の向上	地区大会へ派遣するだけでなく、競技連盟や選手が自発的に大会や練習を行う環境づくりを行う。
イ 指導者体制の充実・強化	指導者向けの講習会を実施するために講師を招へいし、指導者のスキルアップを目指す。
ウ 施設整備の充実	社会体育施設の安全管理に努め、競技者が安心して活動できる環境を整えるとともに、施設の除草や清掃活動を行い、景観整備に努める。

(3) スポーツ交流の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア スポーツ交流の推進	スポーツキャンプ・合宿の誘致を行い積極的な交流を行う。 県の補助や事業の活用を行い、県内外にPRをする。

基本計画 第3章

産業

- ・ 第1節 農業
- ・ 第2節 水産業
- ・ 第3節 商工業
- ・ 第4節 観光業
- ・ 第5節 特産品の開発

第3章 産業

第1節 農業

第1項 農業基盤の整備

現状・課題

- 本町においては農業農村整備事業による土地基盤整備を行い、分散している土地の集約及び形状が不整形な土地の整形に加え、大型機械や施設の導入可能となるような農地整備を推進しています。一方、今後農家の高齢化による耕作放棄地発生が懸念されており、農地の流動化により担い手農家への農地集積を促進する必要があります。
- 農地整備に伴い、雨天時に農地の表土が雨水とともに流出し、沿岸のイノー内に堆積することでサンゴ礁生態系の生育が阻害されるなどの影響が生じていることから、農地整備時に畑地の法面にグリーンベルトの植栽等を行い、赤土流出を防止する必要があります。
- 農業用水は雨水・地下水に頼っており、貯水槽やポーリング施設を整備するには、多額の資金が必要となるため、農家の施設整備費に対する一部助成を行い、農業用水の確保に努めています。また、県営事業を導入することにより、ほ場整備と併せて畑地かんがい施設の整備を推進し、農業収益の向上を図っています。
- 作物の生育の基本となる土壌を改良することにより、農業生産力の強化を図る必要があります。
- 保安林は台風による被害や老木化による立枯れなどでその機能が低下するため、改植や育成管理など計画的な維持管理を必要としています。
- 島内各箇所溜池が整備されていますが、生活雑排水の流入による水質汚染が懸念されています。
- 農道の幅員が狭く、未舗装箇所が多いため、改良舗装整備を行い、生産・流通の合理化と安全性の確保が必要です。

基本方針

農業農村整備事業等を展開し、農業用水の確保や有効的な農地活用を促進し、農業経営の安定化の支援と活力ある農業の振興を図ります。

- (1) 農地基本台帳、住民基本台帳照合、農地地図システムの整備
情報の共有・ネットワーク化を行い、農地の流動化や集積化を推進し、経営規模の拡大と耕作放棄地の縮減及び適正な営農計画を進めます。
- (2) 農地の流動化、集約化の促進
農業農村整備事業の推進により営農の規模拡大、効率化を図ります。
また、農地の流動化・施設の団地化をスムーズに行うためにも、関係機関一体となった体制整備を行う必要があります。

(3) 農業用水資源の確保

区画整理完了地区に県営事業を随時導入し、畑地かんがいの整備を推進するとともに溜池等の浄化対策に努めます。

(4) 土層改良事業による土づくり

土壌改良資材及び堆肥の投入による土づくりを推進し、持続可能な農業生産の基盤を構築します。

(5) 保安林・防風防潮林の整備

保安林の機能を損なう前に、年次的に多様種の組み合わせによる植林を行うことで保安林としての機能強化を図ります。

(6) 耕地防風林と緑化の推進

耕地防風林への助成と地肌が露出した箇所の緑化推進により、農作物への被害を抑えるとともに耕土流出防止や水源涵養を図ります。

(7) 農道の整備

農道については、生産・流通の合理化と農村環境の改善に資するため、地域の状況に応じた計画的な整備を推進します。

施策と基本事業

第1項 農業基盤の整備	
(1) 農地基本台帳、住民基本台帳照合、農地地図システムの整備	
項目	基本事業の概要
ア 農地情報システムの整備	農地に関する情報のシステム化による農地利用の最適化を促進するほか、関係機関と農地情報を共有し農地利用の効率化を図り、規模拡大を目指す担い手農家への農地の集積を促進する。
(2) 農地の流動化、集約化の促進	
項目	基本事業の概要
ア 県営畑地帯総合整備事業の推進	人・農地プランの実質化を図り、農地の集約を促進し、意欲のある担い手農業者に対し規模拡大への支援に取り組む。
イ 町単独農地流動化事業の推進	サトウキビ作を主に、農地の3年間の賃貸借期間を条件に借り手・貸し手に助成し、担い手農家への農地の流動化を促進する。

(3) 農業用水資源の確保	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 県営畑地帯総合整備事業の推進	干ばつ時に水不足が生じないように、新たな水源を整備し安定した農業経営を目指すとともに畑かん未整備地区への事業導入推進を図る。
(4) 土層改良事業による土づくり	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 県営畑地帯総合整備事業の推進	土層改良事業の未完了地区への事業導入推進及び県と協議しながら完了地区への2回目の土層改良事業導入に努める。
(5) 保安林・防風防潮林の整備	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 保安林改良事業の促進	保安林の機能が損なわれている地区については機能回復ができるよう早期導入に努めていく。
(6) 耕地防風林と緑化の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 町造林事業の推進	耕地防風林への助成を行い、我慢強く植栽を推進していくとともに、苗木生産農家と連携して成長が早く、防風・防潮効果の高い樹種の生産に取り組む。
(7) 農道の整備	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 農道整備事業の推進	陳情個所や未舗装箇所の整備を積極的に行い、生産・流通の合理化と安全性の確保を図る。

第2項 担い手農家の育成

現状・課題

- 農業者の高齢化や後継者不足から担い手の減少や労働力の確保が問題化しています。
- 生産資材の高騰や生産物価格の低下などのため、きめ細やかなコスト管理が求められます。
- 簿記記帳率や青色申告率が低く、自らの経営状況をしっかりと把握している農家が少ない状況です。
- 経営状況が把握されていないため、過剰投資したり、制度資金が利用できない農家が見られます。
- 農地面積を必要とするサトウキビ・畜産については、農地の集積・集約が進まず、分散錯圃の状態により生産拡大の妨げとなっています。
- 農業所得が低く、専業農家や新規就農者が少ない状況です。

基本方針

継続的な担い手農家の育成に努めます。

(1) 経営管理の向上支援

関係機関との連携により経営研修会等を開催し、経営感覚にすぐれた農家の育成を図り持続可能な生業としての農業の振興を図ります。

(2) 認定農業者の育成

サトウキビや畜産は、担い手への農地や作業受託の集約を図ります。

狭い農地でも経営可能な園芸等の集約型作目の振興に力を入れ、自立と持続が可能で魅力ある農業の確立を目指します。

(3) 実質化された人・農地プランの推進

人・農地プランの実現に向けた普及推進を図り、継続した話し合いを実施し、プラン実現に向けた取組を支援します。

(4) 新たな支援体制の構築

労働力の補完及び省力化による作業の効率化を図るために、作業の機械化やIoT技術を活用したスマート農業の導入を推進するほか、農作業受委託調整組織を活用した地域課題の改善に取り組めます。

施策と基本事業

第2項 担い手農家の育成	
(1) 経営管理の向上支援	
項目	基本事業の概要
ア 経営研修会等の開催	農業所得の向上を図るため、簿記記帳を推進し経営内容の把握を図り、大規模農家に対しては法人化を進め、経営管理能力の向上を図る。
(2) 認定農業者の育成	
項目	基本事業の概要
ア 重点支援の実施	関係機関と連携し、生産技術の向上や経営改善を図る研修会を実施するほか、認定農業者への作業受託の集約促進に寄与する組織の設立支援や受託金額の在り方について検討し、地域単位での農業経営の拡大や安定に向けた支援を図る。
(3) 実質化された人・農地プランの推進	
項目	基本事業の概要
ア プラン実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 各集落での継続した話し合いを開催し、プランの実現を図る ② 農地中間管理事業を活用した農地の集約・集積の推進
(4) 新たな支援体制の構築	
項目	基本事業の概要
ア 受委託調整組織の活用	中心経営体への集約を図りつつ、作業を分担し支える仕組みづくりを行うことで、新たな担い手の参入支援と高齢農家の労働力を軽減し、持続可能な営農体系を構築する。

第3項 園芸の振興

現状・課題

- 施設を活用して比較的少ない面積でも高い収益を上げる園芸農家が育成されてきています。
- 重点品目であるサトイモは病害や高齢化により生産量が減少しています。
- 市場出荷だけでなく、安定的な契約出荷も拡大しつつあります。
- 高価格・高品質の作物を安定的に生産するためにビニールハウス等の整備が必要です。
- 収穫期に労働が集中するため、規模拡大が進まず、過労や栽培管理不足による品質低下などが起こっています。
- 生産に伴って発生する規格外品の有効活用を図る必要があります。
- 園芸を維持発展させる未来志向の取組みが必要となっています。

基本方針

ビニールハウスや平張施設等の整備を促進し、小さい面積からより収益性の高い野菜・花卉・果樹等の産地づくりを推進します。

(1) 生産体制の整備充実

生産施設の整備を進めるとともに、繁忙期に経験を有した人材を派遣できる人材派遣システムの確立等により、生産物の生産拡大と高品質化を図ります。

(2) 園芸作物の生産振興と導入の検討

生産量が減少傾向にある重点品目の生産拡大に取組むと共に、新たな品種品目の導入と活用を図り、継続的な園芸の振興に取組みます。

(3) 求められる商品づくりと販売体制の充実

消費者や市場のニーズを的確に把握して、売れる商品づくり・選ばれる産地づくりを目指します。併せて、規格外品や地場産物を使った特産品づくりを支援します。

施策と基本事業

第3項 園芸の振興	
(1) 生産体制の整備充実	
項目	基本事業の概要
ア 奄美群島農業創出支援事業の導入	耐候性ビニールハウスや鉄骨平張ハウス導入を推進する。(マンゴー、パッションフルーツ、ソリダゴ、トルコギキョウ等収益性の高い果樹や花卉)
イ 重点作物品質向上対策事業(町単独事業)	重点品目の生産拡大及び品質向上を図るための支援の継続と新たなメニューの検討を行う。

(2) 園芸作物の生産振興と導入の検討	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
<p>ア サトイモとインゲンの振興</p> <p>イ 新規作物の導入</p>	<p>サトイモやインゲンの病虫害対策に取組み、技術の普及と生産拡大を図る。</p> <p>次世代果樹品目としてアボカドや加工用マンゴー、パイナップルなどの導入を検討する。また、かぼちゃなど輸送野菜についても導入を検討する。</p>
(3) 求められる商品づくりと販売体制の充実	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
<p>ア 販路の開拓・調査</p> <p>イ 特産品支援センターの活用</p>	<p>市場のニーズを的確に把握し、品種選定を行うと共に、卸売市場や消費者に向けたPRを行い、認知度の向上と販路確保を図る。</p> <p>設備更新を図りながら農産物の規格外品を使った加工品づくりを支援するほか、研修会を開催し施設の活用を推進する。</p>

第4項 サトウキビの振興

現状・課題

- 県営畑地帯総合整備事業により畑かん施設が整備されている状況です。
- かん水施設のないほ場については糖業振興会がかん水車によるかん水を実施し、干ばつ対策を行っています。
- 植付時期や栽培管理、収穫の遅れにより品質が低下するほ場が課題となってきましたが、近年製糖事業の年内操業が実施されていることで、収穫時期の適正化による単収及び糖度の増加など課題の改善傾向がみられています。
- 干ばつ時にかん水不足のほ場があり、生育不良による単収低下が見受けられます。
- 高齢農家の増加に伴い委託作業が増加傾向にありますが、受け皿となる受託農家の不足が懸念されます。
- 土づくりへの関心が低い農家が多く、土壌改良資材の活用や土壌診断を受ける農家が少ない状況です。

基本方針

さとうきび増産計画に基づき、単収向上や作業の省力化を図り、サトウキビ農家の経営安定化に向けた施策を展開していきます。

(1) 機械化と作業受託体制の整備

担い手農家への農地集積を図るとともに、スマート農業や大型機械の導入や受委託調整組織の設立への支援を行い、作業の省力化を推進します。

(2) 単収向上に向けた取組

かん水施設の年次的整備を行うとともに、優良品種の導入や土づくりによる増収を目指します。

施策と基本事業

第4項 サトウキビの振興	
(1) 機械化と作業受託体制の整備	
項目	基本事業の概要
ア 作業受託体制の整備	① 認定農業者や担い手としての生産者・生産組織の育成 ② 担い手等への農地集積の推進 ③ 受委託調整組織の設立 ④ スマート農業機器やシステム導入による省力化の推進 ⑤ 適期収穫及び早期植付・管理のための製糖事業における年内操業の継続

(2) 単収向上に向けた取組	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 畑地帯総合整備事業	かん水施設整備地区への積極的な利用率向上の啓発・畑かん未整備地区へのかん水対策の推進
イ 干害対策施設整備事業	個人で導入するかん水施設に対する補助を行い、農業用水の確保を促進する。
ウ 土づくりの推進	① 堆肥センターや土壌診断センターの活用 ② 耕畜連携の推進

第5項 畜産の振興

現状・課題

- 農地が狭く、流動化が進まないため飼料畑の確保が困難となっています。
- 長期間にわたり飼料畑として固定的に使用されている土地が多く、更新されていないほ場が多く、チッソ単肥に偏った施肥、刈遅れなどにより粗飼料の品質や生産性が低くなっている状況です。
- 飼料畑の規模が小さく、秋から冬にかけての粗飼料の自給率が低い状況です。
- 本町における肉用牛飼養の現況として近年は飼養戸数が減少傾向にあるものの飼養頭数は増加しており、農家単位の経営規模が拡大傾向にあります。
- 敷料の確保が難しく、特に長雨時などに畜舎環境が悪くなりやすく、子牛が下痢で死亡する事例が多くなっています。
- 畜舎や堆肥舎の整備及び機械導入にかかるコストが高く、規模拡大が困難となっています。
- 10頭以上を飼育する農家では堆肥舎の整備が進んでいますが、10頭未満の小規模農家では、糞尿の野積みや畜舎外への流出が見られます。

基本方針

畜産農家の経営安定化に向けた支援策を講じるとともに、家畜排泄物等の適正処理により環境保全に努めます。

(1) 粗飼料の安定確保

飼料畑の更新、適期刈取や施肥改善、かん水等の栽培技術の向上を図るとともに、サトウキビ農家等との期間借地や連携による粗飼料確保、未利用資源の飼料化や長大作物の導入等により効率的な粗飼料生産体系を確立します。

(2) 畜産経営の充実

飼養管理技術の向上や敷料の確保による子牛の事故率の低減と、高齢牛の定期的な更新、適正交配と優良雌牛の導入・保留に努めます。また、機械の共同購入や共同利用を推進するとともに、パドック型牛舎や簡易牛舎の導入を促進します。

(3) 家畜排泄物の適正処理

家畜排泄物の適正処理と良質堆肥の速やかな農地還元を図ります。

(4) 家畜伝染病等への対応

家畜伝染病等の侵入及び感染防止に努めます。

施策と基本事業

第5項 畜産の振興	
(1) 粗飼料の安定確保	
項目	基本事業の概要
ア 担い手への農地集積と耕畜連携システムの確立	飼料畑の更新、耕畜連携によるさとうきび収穫後の農地の活用で粗飼料の確保を図るとともに、粗飼料収穫作業の受託により作業負担の軽減を図り適期収穫・粗飼料増産を促進する。 また、堆肥センターの優良堆肥を農地に還元し、粗飼料の増産につなげる。
イ 飼料生産技術の向上	飼料作物の刈り遅れ及び永年草の適時切り替えの普及と定着を促進するとともに、飼料生産時の適切な施肥方法の普及を推進する。
(2) 畜産経営の充実	
項目	基本事業の概要
ア 肉用牛導入基金事業の活用促進	肉用牛導入基金事業の活用を図るとともに、優良な自家保留牛及び導入牛に対し導入費用の一部助成を行うことで、自家保留牛及び優良素牛の導入促進を図る
イ 畜産基盤再編総合整備事業の導入	畜舎及び家畜糞尿の流出・地下浸透を防止する堆肥舎の整備
ウ 敷料生産施設の機能強化	町内で伐採された雑木・雑草等を再資源化し敷料の生産拡大を図り、牛舎の生育環境向上を促進するほか、飼養する牛の尿を敷料に吸着させ糞と一緒に堆肥化を進めるほか、生菌資材の活用により糞尿の堆肥化を促進し、地下浸透による地下水資源や海洋環境への負荷を軽減する。

(3) 家畜排泄物の適正処理	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
<p>ア 堆肥舎の整備促進</p> <p>イ 堆肥センターの活用による堆肥の回収</p>	<p>堆肥舎整備の推進を図り、家畜排泄物の適正処理と良質堆肥の速やかな農地還元を図ります。</p> <p>堆肥センターの施設機能を強化し、堆肥生産能力を向上させるとともに、敷料を畜産農家へ十分に供給し飼養する牛の尿を敷料に吸着させ糞と一緒に堆肥化を進めることにより、尿の地下浸透による地下水資源や海洋環境への負荷を軽減する。</p>
(4) 家畜伝染病等への対応	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
<p>ア 防疫体制の整備強化</p>	<p>農家への定期的な呼びかけを行い、畜舎入り口の石灰の散布・消毒槽の継続的な設置を推進する。</p>

第6項 環境保全型農業の推進

現状・課題

- 堆肥センターの稼動により、良質堆肥の投入が広がりつつありますが、生産頭数の拡大により搬入される原料が増加しているため、堆肥生産能力の強化が必要です。
- 有機物の投入不足のほ場がみられます。
- 過剰な堆肥や化学肥料の投入により、地下水や海洋汚染が懸念されています。
- 有機栽培については、栽培技術が高度の上、費用や労力もかかることから生産者が少ない状況です。
- 減農薬栽培等については、有利販売ができていない状況です。
- ほ場整備地区においては、ほ場沈砂地や流末沈砂地を整備していますが、降雨時には裸地になっているほ場を中心に赤土流出が見られ、海域汚染につながっています。
- 島内で消費されている野菜の多くは島外から移入されています。
- 給食センターで可能な限り島内産野菜が利用されていますが、今後より地場産食材の利用を促進する必要があります。
- 地場産の生産物の流通における安定的な供給体制が整っていない状況です。

基本方針

環境に配慮した農業振興施策を推進し、有機栽培等の生産技術向上を図るとともに、地場産農産物の島内自給率の向上を図ります。

(1) IPM*の普及と土づくり・施肥低減の推進

IPMの推進を基軸とし、土壌診断に基づく良質堆肥の施用や夏季の緑肥栽培、単肥配合や肥効調節型肥料等の施肥低減技術を活用して、総施肥量の削減を目指します。

* IPM：「総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）」の略称。利用可能な全ての防除技術の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで病害虫や雑草の発生を抑える技術

(2) 有機栽培等の普及

消費者の安心・安全に向けたニーズに応えるため、有機栽培や減農薬栽培等の生産技術の向上に努めるとともに、安定して有利販売のできる販路の拡大に努めます。

(3) 赤土流出対策

ほ場沈砂地や流末沈砂地を整備するとともに、緑肥作物の作付け、法面への植栽やグリーンベルトの設置を進めます。

(4) 島内自給率の向上

生産者と関係機関との連携を図り、地場産農産物の利用促進と生産体制の整備を図ります。

施策と基本事業

第6項 環境保全型農業の推進	
(1) IPMの普及と土づくり・施肥低減の推進	
項目	基本事業の概要
ア IPMの推進と土壌診断センターの活用	農業資材を効率よく活用するための土壌診断の推進と、緑肥・堆肥活用推進のための取組、IPM技術を活用した省力化に取組み、「農家にも環境にもやさしい農業」を推進する。
イ 堆肥センターの活用	堆肥を積極的に活用した土づくりを推進し循環型農業の普及促進に努める。
ウ 施肥量の適正化	夏季の緑肥栽培、単肥配合や肥効調節型肥料等の施肥低減技術を活用して、総施肥量の削減を推進する。
(2) 有機栽培等の普及	
項目	基本事業の概要
ア 生産性の向上	行政とJAや生産者団体とが連携した有機栽培促進検討体制を構築し、実証ほの設置や研修会の開催等により栽培技術の向上に努める。 化学肥料の使用等に関する年配の生産者層へ適正な施肥技術の研修指導を行う。
イ 販売体制の整備	販路開拓を行う農家への支援を行う。
(3) 赤土流出対策	
項目	基本事業の概要
ア 赤土流出の防止	グリーンベルト等法面植栽の普及及び農地からの排水路の管理の徹底を図り、赤土流出防止に努める。

(4) 島内自給率の向上	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 学校給食や事業者との連携	学校給食への地場産物の積極的な供給に向けて生産者組織の活動支援と、供給生産者組織の活動支援、供給体制の充実に向けて取り組み、児童生徒が地場産物について理解を深めるために生産者との給食交流会の開催等、食育の充実化を推進する。

第2節 水産業

第1項 漁業の振興

現状・課題

- 本町における水産業はソデイカや瀬物等の高級魚及びシビ・カツオなどの回遊魚により漁業従事者の経営安定を図っていますが、海洋環境の変化により、水産資源の減少が将来にわたって懸念されています。
- シラヒゲウニ等、礁内外の水産資源が減少しているにもかかわらず、その対策は遅れており、資源の回復のために藻場の造成や有害生物の駆除等、長期の継続した総合的な施策が必要となっています。
- 近年、漁船は大型化の傾向にあります。魚価の低迷、燃油の高騰により、漁業所得は低下しており、新たな漁法の開拓や高付加価値化への取り組みが必要です。
- 漁港周辺にコンテナを含め漁具等が雑然と置かれる等、漁港の景観を損ねるような状況があります。また、将来観光産業と一体化を進めるため、周辺環境や施設の整備を進める必要があります。
- 加工施設の有効利用策として特産物の開発に取り組み、観光土産品として販売できる体制が必要になっています。
- 漁船の大型化と漁場の遠距離化に伴い、既存の製氷施設では、氷不足が発生し、漁業生産活動に支障をきたしており、増設を行う必要があります。
- 大型船の増加に伴い、漁船の修理施設の整備・拡充を図る必要があります。

基本方針

安定的な水産業経営を図るために、「獲る漁業」だけでなく、「作り育てる漁業」の育成を基本とし、海洋資源の保護を進めながら、加工品の開発や養殖を促進し、より生産性の高い水産業の振興を図ります。また、漁業施設や環境の整備を推進し、観光と漁業の連携を図り、観光漁業を推進します。

(1) つくり育てる漁業の推進

- ・ 豊かな海の土台となる藻場を再生するために、海藻が生育しやすい環境をつくとともに、人為的な手法により繁殖を促します。
- ・ 恵まれたイノー*環境を活用し、伝統的な海藻・貝類の養殖を推進し、新たな特産物による島興しを図るとともに、水産資源回復技術を培います。

イノー*：リーフ内の礁湖。

- ・ 海洋汚染を防ぐための総合的な環境保全対策を講じるとともに、栽培漁業や鮮度保持の研究に取り組み、稚魚、ウニ等の放流を推進し、内外海の豊かな水産資源の確保に努めます。
- ・ ソデイカ・シラヒゲウニ・マチ類の資源調査を行い、禁漁期間及び禁漁区域の周知徹底と資源保護を進めます。

(2) 集落による漁業づくり

- ・ 豊かな海づくりのため、特定海域を指定しての保全活動の推進を検討するほか、海底耕起等による藻場の再生方法の実証を行います。
 - ・ オニヒトデ等の駆除により、サンゴの再生を促し多様な生態系を取り戻します。
 - ・ 新たな漁業への取り組みや、未利用資源の加工品への開発を促進します。
- (3) 施設の充実と環境整備の推進
- ・ 漁港の周辺環境や景観整備を進め、観光ポイントの一つとしてセリ市や売店の充実を図りつつ、加工特産品の販売を含めて観光と漁業を組み合わせた魅力ある漁業を目指します。
 - ・ 製氷施設・冷凍施設の整備を図り、安定して新鮮な魚を市場に出荷できるようにします。

施策と基本事業

第1項 漁業の振興	
(1) つくり育てる漁業の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 豊かな海づくり	海洋環境の保全は単年度で成果が得られるものではないため、先を見据えた中長期的な取り組みを大学・水産試験場等研究機関との共同研究や一般企業・団体からの技術提供等の連携体制により継続した取組として展開する。
イ 海面養殖への取組	もづく養殖ほか各種海面養殖については、現在技術試験段階のため、今後も生育状況の観察や量産体制への整備を進めていく。
ウ 栽培漁業の推進	藻場造成と関連して資源回復のための取組を継続する。
(2) 集落による漁業づくり	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 離島漁業再生支援事業の推進	総合的な事業推進を図り更なる漁場の生産力向上や創意工夫を生かした新たな取り組み等の活動を積極的に行い、水揚げ及び漁業者所得の向上に努める。

(3) 施設の充実と環境整備の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 加工施設等の充実	未利用資源の商品化による漁業所得向上を図るほか、魚食普及による島内消費拡大・物産展等出店による消費者ニーズの把握に取り組む
イ 製氷施設・冷凍施設の充実	現在既に導入されている機器が十分に活用されていない状況のため、機器活用のための材料確保（シビ等）の水揚げ技術の向上及び漁船の整備を推進するとともに、漁家が安心して出漁できるよう施設の維持補修を図る。
ウ 環境整備	観光関連産業との連携を図り、観光資源としての水産環境の活用のほか、水産加工部門の衛生管理技術の向上による水産特産品の生産・出荷が可能な環境整備を推進する。

第3節 商工業

第1項 商工業の振興

現状・課題

- 時代の変化とともに、商工業者を取り巻く状況が変化（安価で良質な品物が通信販売等により容易に購入できるなど）しており、島民のみを対象にした販売や価格競争では多様なニーズに対応できなくなってきました。
- 近年のコロナ禍等による世界規模の不況のあおりを受け、島内の商工業者においても資金繰り等に伴う苦況が続いています。
- 従前の振興計画期間においても新たな販路拡大にシフトするための人材育成や、新商品の開発及び若手の新規起業の意欲を刺激するための施策を進めてきましたが、これらの取組をより一層推進していく必要があります。
- 国・県の中小企業金融対策等注視しながら、金融機関とも連携を図り商工業者への速やかな対応をとる必要があります。
- 店舗の老朽化に加え、商店街の周辺環境において不便を来たしているため、魅力ある個店づくりの取り組みや、商店街の環境整備を図る必要があります。
- 事業承継に課題を抱える商工業者が増加しているため、次世代の担い手の確保や店舗施設の新たな利活用の対策が必要となっています。

基本方針

商工会の各種事業の支援、新商品の開発、人材育成のための研修等を推進するとともに、インターネットを活用した販路拡大を推進し、商工業の活性化を図ります。また、魅力ある個店づくりを支援し、商店街環境の整備を推進していきます。

(1) 商工業の育成

地域ICT*事業等を活用し、販路拡大及び新分野開拓等に係る事業を商工会や他の関係機関と連携して積極的に推進します。

ICT*：情報通信技術。

(2) 経営金融対策

商工業の経営強化対策を金融機関及び商工会とも連携しながら進めます。

(3) 魅力ある商店街づくり

個性ある個店づくりを支援し、商店街全体の買い物客に対する交通面・サービス面等の向上を図り、魅力ある商店街づくりを進めます。

(4) 商工業振興の推進体制づくり

商工会の育成強化を図り、経営の近代化・情報化等に対応できるような体制づくりを支援します。

また、事業承継に課題を抱えている事業者が、相談しやすい支援体制の構築を図るとともに、国や県の支援制度の積極的な活用による事業承継の支援体制づくりに取り組みます。

施策と基本事業

第1項 商工業の振興	
(1) 商工業の育成	
項目	基本事業の概要
ア 地域ICT*を活用した商工業の活性化 ICT*：情報通信技術。	商工会と連携した島内外への情報発信の強化・SNS等を活用した特産品の販路開拓・ICT社会に対応した特産品の新規開発支援及び既存商品のパッケージ又は販売形態のリニューアル支援の実施
(2) 経営金融対策	
項目	基本事業の概要
ア 中小企業への金融対策の強化	金融機関及び商工会との連携強化による情報共有・各種金融支援制度の活用支援の推進
(3) 魅力ある商店街づくり	
項目	基本事業の概要
ア 魅力ある中心市街地の形成	空き店舗の有効活用支援・各種支援制度の情報収集・商工会や通り会との連携強化・旧役場跡地の有効活用
(4) 商工業振興の推進体制づくり	
項目	基本事業の概要
ア 商工会の育成強化	・商工会との連携強化・創業支援窓口の強化
イ 経営の近代化・情報化等に対応するための人材育成講座の開設	事業経営におけるDX化の導入や社会情勢の変化に伴う商取引形式の転換等に要する知見や技能の習得を希望する商工業者に対し、学び直しの機会を確保し町内の商工業における生産性の向上を担う人材育成を推進する。
ウ 事業承継の課題可決に向けた支援体制の構築	事業承継に課題を抱える事業者が利用しやすい相談支援体制づくりに努めるとともに、国・県の支援制度を活用した事業承継の支援に寄与する産官の連携を推進する。

第4節 観光業

第1項 観光の振興

現状・課題

- 昭和の観光ブームの頃からのツアー客誘客による大規模な来訪客の誘致は、その経済的恩恵のみが重要視されていましたが、近年では地域の自然環境の悪化や住民の生活文化との摩擦等、いわゆる「オーバーツーリズム」による弊害が大きな課題として指摘されています。
- 従前の観光形態によらない視点からの新たな観光資源の創出と、地域がイニシアチブをとり地域の自然環境や生活文化を消費せず、来訪客と住民との対等な交流を通じた観光振興の推進が必要とされています。
- 島内では様々な体験メニューがあるが、沖縄地区との差別化が図りにくく、また、体制についても充実しているとは言い難い状況です。
- 本町の観光コンテンツはその多くが海域でのマリンレジャー分野に偏在しており、陸域における農業体験や史跡の散策、島唄や料理の体験等、島の生活文化を活用した観光コンテンツの創出と提供を通じ、島の暮らしへの理解を通じ地域の生活文化を嗜好する来訪需要を創出する必要があります。
- これまでの誘客宣伝方法について再検討し、島の自然環境や生活文化への理解を深め、中長期的な滞在を中心としたリピーターとなり得る顧客層へのプロモーションを展開する必要があります。
- 宿泊施設をはじめとする観光関連産業における生産性の向上を図るため、事業者の業務形態を見直し、先端技術の導入や統一的な基準の適用による提供サービスの向上と省力化を図る必要があります。
- 与論島の海・自然・健康などをメニューとするゆんぬツーリズムにより、農水産業等の他産業分野と連携した多様な体験型観光地づくりを充実させるとともに、世論らしさを活かした長期滞在型の島づくりへの取組が必要です。
- 観光事業における生産性向上の取組を通じ、観光産業従事者の収益増加と観光業へ携わることへの誇りや充実度を高め、来訪客層の質的向上を図る必要があります。

基本方針

与論の自然、農業、水産業、伝統文化など島の資源を活用した自然体験型観光地づくりと受入体制づくりを推進するとともに、「観光総合振興計画」の方針に沿った持続的な観光地づくりを推進し、与論独自の持続可能で特色ある地域資源を活用した観光振興を図ります。

(1) 島の自然環境や集落景観に配慮した持続可能な観光地域づくり

地域の美しい自然環境や景観を保全し持続可能な観光地域づくりを推進するために、島内の観光ルールの構築・普及と、観光ルールと連動した地域づくりを推進します。

(2) 島の生活文化の保存継承及び地域住民への配慮と交流を軸とする陸域観光推進

来島者に対し、滞在中の責任ある旅行行動の推奨と陸域での観光メニューの体験を通じた島民の生活への理解度の向上により、新たな観光需要の創出と島民の生活様式に対する理解と持続意識の向上を図ります。

(3) 島の集客交流産業の生産性向上と観光従事者の仕事満足度の拡充

観光事業における生産性向上の取組を通じ、観光産業従事者の収益増加と観光業へ携わることへの誇りや充実度を高め、来訪客層の質的向上を図ります。

施策と基本事業

第1項 観光の振興	
(1) 島の自然環境や集落景観に配慮した持続可能な観光地域づくり	
項目	基本事業の概要
ア 与論町観光振興計画の推進	観光協会を主体として事業者の協議により策定された、本町における持続可能な観光地づくりの指針となる「与論町観光振興計画」の着実な推進に係る支援に取り組む。
イ 魅力的な島の環境維持と現代の観光にあわせた島の景観整備	環境配慮のルールづくりや環境に配慮したアクティビティ観光の推進等、レスポンスツーリズム（責任ある観光）を推進する。 「地域づくり」を目的とする島内観光地の景観デザイン方針の確認と今後の方策を検討するとともに、島らしい景観を楽しむための安全な社会環境整備を行政の建設部署も巻き込んで行う。
ウ 持続可能な観光地域づくりのための各種基盤整備	観光地づくりの財源確保や島外有識者（経営指導の専門家等）を入れた観光協会の財政運営体制を検討するとともに、担い手人材の確保（特定地域づくり事業協同組合との連携による担い手確保の検討、島外地域等との人材交流等）方策の検討を行う。 計画の定期的な見直しとPDCAサイクルの確立および実施体制の構築 自然災害や感染症への対応、危険箇所の把握・周知等の観光の危機管理体制の整備 地域への負担を軽減した持続可能なイベント

<p>エ 関係機関との連携強化や観光協会のDMO化を軸とする観光推進体制づくり</p>	<p>のあり方の検討・実施</p> <p>観光協会による主体的な行政機関や各種関連団体（農協、漁協、商工会、スポーツ団体、エコツアーガイド連絡協議会等）との連携強化および役割分担の明確化・島内住民と観光客との広範な交流につながる観光推進体制の構築。</p>
<p>(2) 島の生活文化の保存継承及び地域住民への配慮と交流を軸とする陸域観光推進</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 生活文化を反映させたアクティビティの開発及び商品造成</p> <p>イ 新たな観光と既存の観光をつなぐルールづくり</p> <p>ウ 島(地域)らしい食の提供と特産品づくりのための島内システムの構築</p>	<p>・与論島らしい陸域観光のコンテンツ（星空、十五夜踊り、アドベンチャーツーリズム、集落あるきやまちあるき等）の開発</p> <p>・海の暮らしを継承する体験コンテンツの開発（漁具づくり体験や生物観察、海の学びのある体験等）</p> <p>・雨天時や悪天候時の観光コンテンツの開発</p> <p>・多様なガイド人材（観光事業者以外で案内ができる人材づくり、中高生による島内ガイド等）の創出と育成。</p> <p>・従来の観光施設や公共施設（サザンクロスセンター、ゆんぬ体験館、多目的運動場、砂美地来館等）の再編による柔軟な利活用と陸域観光の充実化</p> <p>・新しい観光スタイル（ワーケーション&ブレジャー、サスティナブルツーリズム等）の誘致や誘客と受入れ体制の構築。</p> <p>・観光協会が主体となる特産品の開発生産販売までのワンストップ支援体制の整備</p> <p>・島内の飲食特産品事業者と一次産業関係者の交流機会（農林水産物マルシェの検討、食材供給が可能な島内農家の把握等）の創出</p> <p>・特産品開発につながる島内事業者マッチング（飲食店の参画による特産品開発等）の検討</p> <p>・島内向け（飲食店や宿泊施設向け原材料）と島外向け（土産物等）に適した特産品の区分と</p>

	販売戦略の検討。
(3) 島の集客交流産業の生産性向上と観光従事者の仕事満足度の拡充	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア リゾート地としての快適性や利便性向上と宿泊業の負担軽減策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の利便性向上方策（チェックアウト後や体験事業者の待合場所づくり、手荷物の一時預かり等）の検討 ・宿泊事業者の負担軽減（宿泊客の送迎、泊食分離、スポット的な業務支援のマンパワー確保等）と収益性向上等による「後継者が継ぎたくなる宿泊業」への転換方策の検討
イ スムーズな島内移動のための域内交通のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・到着後のスムーズな島内移動と住民利便性も視野に入れた移動手段（公共交通の社会実験、貨客混載等の新システムの導入等）の検討 ・観光客の手荷物の島内輸送システムの検討
ウ 主要なターゲットへ向けた適切なプロモーション方策とツールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・観光統計データにもとづくターゲット設定（コロナ後を見据えた誘客等）の検討 ・ターゲットに即したプロモーション（既存のプロモーションの確認、設定するターゲット別のPR方策検討等）の実施 ・考古学や民俗学、文化人類学等の歴史文化、環境や海洋に関連する与論島に適した学会等を中心とする小規模なMICEの誘致 ・スポーツチームの自主トレや大学のスポーツ部の誘致によるスポーツツーリズムの受入れに向けたPRや周知活動の実施
エ 観光情報の発信強化と観光統計情報の広範な公開	<ul style="list-style-type: none"> ・DX/デジタルトランスフォーメーション（観光客向、観光協会内向）を活用した観光（デジタルマップシステムの導入による周遊データ収集、協会業務のデジタル化等）の推進 ・情報発信の強化（質の高い既存コンテンツの多角的な利活用、既存サイトの見直し、マップデザインの見直しと各種体験のテーマ別マップの整備、更新が容易な飲食店情報提供方策等）とDXによる具体策の検討 ・観光統計データの収集と分析及び公開

第5節 特産品の開発

第1項 特産品開発の推進

現状・課題

- 農水産物の加工は主に家庭用であり、商品化への取組意識は低い状況です。
- 園芸野菜の未利用資源は、その殆どが廃棄されている状況です。
- 市場に対応した情報収集、取り組みが後手となっています。
- 農業・観光・商業とのつながりを生み、相乗的に牽引するような特産品が不足しています。
- 島のイメージ戦略に繋がるような作物の導入が求められています。
- 季節的な作物は利用時期が限られているため、通年で利用できるよう保存法を確立する必要があります。
- 農業・観光・商業が一体となり、販路の確保と開拓を併せた特産品開発と継続的な支援が急務となっています。

基本方針

ヨロン特産品支援センター等の活用を促進し、農業・観光・商業が連携して、ユニークな特産品開発を進めます。

(1) 地場産加工品の創出

- ・ 加工技術の提供や関連する情報提供により創造性豊かな特産品づくりを推進します。
- ・ ヨロン特産品支援センターの設備の充実と利用促進により利用者の加工技術の向上を図ります。
- ・ 多様な自生薬草やハーブ等の生産・加工や、亜熱帯性気候を利用した発酵技術の導入により地場特産物の高付加価値化を図ります。

(2) 島内産物有効活用システムの構築

関係機関と協力し、農水特産物やその未利用資源を有効に活用すべく、粉末やレトルト食品などの低コストで保存性の高い加工品の開発に取り組みます。

(3) 先進的情報収集による開発促進

早期情報収集やユニークな商品開発を推進し、島から発信する特産品開発を図ります。

(4) 農・商・工との連携

農・商・工が連携できる特産品開発ネットワークを構築し、島内流通やマーケティング推進による持続的な取り組みが出来る環境づくりを推進します。

施策と基本事業

第1項 特産品開発の推進	
(1) 地場産加工品の創出	
項目	基本事業の概要
ア 特産品開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・島内向け加工品やお土産など、多様な商品づくりを推進する。 ・特産品関連団体間の交流や研修に取り組む。 ・産直施設を整備することで、商品開発の推進と販路確保を行い、生産の持続化を図る。
イ 取り組みやすい加工技術の推進	特産品センターを活用した定期的な講習会を開催し、人材育成を図る。
ウ 伝統食材を活かした特産品開発	薬草などの伝統食材を活用した商品開発を行い、伝統や健康を打出した商品を通して、島のイメージ向上を推進する。
(2) 島内産物有効活用システムの構築	
項目	基本事業の概要
ア 資源有効活用システムの構築	島の農水産物やその未利用資源を有効に活用できる方法を模索し、その利用を推進する。
(3) 先進的情報収集による開発促進	
項目	基本事業の概要
ア 情報収集とその活用	情報収集と共有によるユニークな商品開発を推進する。
(4) 農・商・工との連携	
項目	基本事業の概要
ア 連携ネットワークの構築	農・商・工を連携させる協議体制を構築し、事業者の継続的な取組への支援を推進する。
イ 独自性の高い商品への育成	特産品の生産から販売までを総合的に支援する組織を中心にブランド化を図ると共に、既存商品のブラッシュアップを推進する。

基本計画 第4章

生活基盤

- ・ 第1節 土地利用
- ・ 第2節 道路・交通
- ・ 第3節 情報・通信
- ・ 第4節 住宅
- ・ 第5節 緑化
- ・ 第6節 水道
- ・ 第7節 環境保全
- ・ 第8節 消防防災・生活安全
- ・ 第9節 墓地

第4章 生活基盤

第1節 土地利用

第1項 秩序ある調和のとれた土地利用

現状・課題

- 本町は面積が20.58km²と狭小な土地に5,100人あまりが生活しており、島嶼部としてはかなり人口密度の高い町となっています。
- 島民性の特徴のひとつとして、土地所有に対する志向の強さが挙げられるため、地価水準が近隣市町村に比較して高く、第1次産業の振興や公共事業の推進等に支障を来しています。
- 島内の一部地域が平成29年に国立公園に指定されており、対象地域内での開発行為等の規制について、今後も住民の理解を促進する必要があります。

基本方針

本町の狭小な土地を集約化・流動化することにより土地の有効活用を図り、自然環境の保全に配慮しながら調和のとれた土地利用を促進します。

(1) 秩序ある調和のとれた土地利用の推進

限られた土地の有効利用と美しい自然の保護のために、環境に負荷を与えない秩序ある調和のとれた土地利用を図ります。

(2) 狭小な土地の有効利用

限られた土地を有効利用し、土地の集約化・流動化を進めます。

施策と基本事業

第1項 秩序ある調和のとれた土地利用	
(1) 秩序ある調和のとれた土地利用の推進	
項目	基本事業の概要
ア 農業地域のゾーニング* *ゾーニング：都市計画などで、地域の利用法をきめること。地域設定計画。	「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、サトウキビ畑などの農村景観地域ゾーニングに指定し景観づくりを推進する。
イ 保護地域のゾーニング	「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、海と海浜地域の植生等の景観や琉球の影響がみられる集落景観などをゾーニングに指定し、植生の保全や建築物の規定などを検討し景観づくりを推進する。

	また、国立公園地域内における開発行為の規制等、保護区域内の環境保全に対する住民理解の促進に引き続き取り組む。
(2) 狭小な土地の有効利用	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 土地流動化の推進	狭小な土地を集約化することにより土地の有効活用を図り、自然環境の保全にも配慮した調和のとれた土地利用を促進する。

第2節 道路・交通

第1項 幹線道路の整備促進

現状・課題

- 町道の整備率が低く交通の便に支障をきたしています。
- 交通量が多く車の往来等危険な交差点等について、早急に整備する必要があります。
- 町道未改良地区について、改良舗装整備を行うことにより、地域住民の生活環境を整備し、車両等の通行の安全と利便化を図りながら、産業の振興に寄与していく必要があります。
- 県道循環線の未改良地区について、交通の円滑化を図るため虫食い状態の路線の拡張整備が急務となっています。

基本方針

日常生活で最も身近な生活基盤である町道及び県道について、未改良道路の整備を行い、安全性の確保、道路交通の利便性の向上に努めます。

(1) 道路交通基盤の整備

- ・ 未改良道路の改良整備により、地域住民の生活環境を整備し、車両等の通行の安全と利便化を図りながら、産業の振興に努めます。
- ・ 県道の未改良区間の線形確定に取り組み、工事計画をたて早期整備を図ります。

施策と基本事業

第1項 幹線道路の整備促進	
(1) 道路交通基盤の整備	
項目	基本事業の概要
ア 町道の長寿命化及び未改良区間の整備促進	町道上田線の未改良地区の整備事業を計画実施する。また、主要幹線道路の長寿命化について計画し実施する。
イ 県道未改良区間の整備促進	立長～東区～古里集落地内における県道の未改良区間の改良整備について、鹿児島県と連携のうえ計画の策定・事業の実施にあたる。

第2項 空港の利便性の向上

現状・課題

- 与論空港は、昭和51年の開港以来、沖縄・鹿児島・奄美便等が就航し、住民生活や観光面からも重要な交通基盤施設となっていますが、エプロンの規模が狭小であるなど、供用面からエプロン拡張を始めとした施設整備が求められています。
- 気圧によって離陸に必要な距離を確保できない等の理由で乗客数を調整するなど、滑走路の距離が短いことにより支障をきたしています。
- 現状パイロットによる目視確認のみでしか滑走路へ進入することができないため、現就航機材の有視界飛行による滑走路進入を援助する誘導施設の追加整備など、定常運航率向上のための滑走路の拡張整備及び機能改善等が必要となっています。
- 空港駐車場敷地内における歩行者の保安・バリアフリーのための歩道等の設置が必要です。

基本方針

本町の空の玄関口である与論空港は、町民生活及び観光客等の重要な交通基盤の拠点であり、滑走路及びエプロンの拡張整備や航空機の進入支援設備等、空港関連施設整備について県に要望していきます。

(1) 与論空港の拡張整備

県への整備計画を要望しつつ、計画的に推進を図ります。

施策と基本事業

第1項 空港の利便性の向上	
(1) 与論空港の拡張整備	
項目	基本事業の概要
ア 与論空港の拡張整備及び関連施設の整備推進	エプロン拡張及び滑走路安全帯の整備による空港の安定的運用に係る空港の施設拡張、機能強化に係る整備計画を県に要望し、拡張整備の実現と関連施設の整備を目指す。

第3項 港湾の整備

現状・課題

- 生活物資の確保の面からも定期船岸壁等の港湾整備の必要があります。
- 臨港道路の改良整備を進める必要があります。
- 与論港茶花地区待合所の施設が老朽化しており、利用者の安全面からも早急に改修整備する必要があります。
- 一般船舶の係留施設の整備や、ヨット等の係留・航海準備等の整備の必要があります。
- 観光振興面から、茶花海岸一带の整備が求められています。

基本方針

本町の海の玄関口である与論港は、町民生活・物資輸送・観光客等の重要な交通基盤拠点であるため、港湾の機能改善・港湾周辺施設整備・市街地への交通アクセス整備を推進します。

(1) 港湾整備の推進

港湾は、本町の生活安定の点から重要な基盤であり、供利・茶花地区の円滑利用が図られるよう港湾整備と交通アクセスの整備を推進します。

(2) コースタルリゾート利用促進対策・環境整備の推進

ヨット等の係留施設や防災対策用緑地などの施設について、周囲の環境や景観に配慮しながら整備を進めます。

外洋ヨット等の円滑なる利用を図るための航路標識の設置及び航路浚渫、修学旅行生の体験活動等のためのイベントステージの整備を図ります。

施策と基本事業

第1項 港湾の整備	
(1) 港湾整備の推進	
項目	基本事業の概要
ア 港湾整備	国や県と連携し与論港発着船便の抜港、欠航軽減化対策の調査を実施し、供利地区・茶花地区の岸壁の機能を補完する整備実現に向けた要望を展開する。
イ 臨港道路の整備	利用者の岸壁への安全な交通環境を維持するため臨港道路の補修管理に努める。

(2) コースタルリゾート利用促進対策・環境整備の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 海浜地の環境整備	港湾地区内の海浜環境を活用した施設整備や維持管理に努める。
イ 海洋スポーツ拠点としての利用促進	施設利用促進に係る施設の維持管理と機能向上に努める。

第3節 情報・通信

第1項 情報化の充実

現状・課題

- 平成22年度に光通信サービスが開始されましたが、今後この情報基盤の維持管理について、民間活力の導入による住民サービス水準の向上と通信環境の改善による経済活動の活性化が求められています。
- 本町で生産されている農産物や水産物、観光資源等のさらなる振興を図るため、国内外へのデジタルマーケティングの手法を利用したPR活動の重要性が高まっています。
- 光ファイバー等を活用したソフト産業の誘致・育成が求められています。
- 整形外科・耳鼻科・精神科・眼科・産婦人科等は島外からの専門外来に依存していることから、インターネットを活用したリモート環境の充実化による遠隔医療が求められています。
- 教育での電子教材の充実や住民イベントが観戦できる仕組み、文化の伝承を目的とした教育コンテンツの作成・配信など総合的な取組が必要です。

基本方針

町民のICT利活用能力を高めるとともに、光ファイバー網の活用を促進して住民サービスの向上を図るとともに、特産品等のPR・販売促進やソフト産業の誘致企業等の支援など、情報基盤を生かした地域活性化と情報化の充実を目指します。

(1) 光通信基盤の管理運用への民間活力導入

本町が所有し管理している光通信網設備について、民間通信事業者への譲渡により、光通信導入申込から設備設置までの手続きの簡略化及び工期の短縮、申込料金の低減化などの利便性向上を図るほか、通信網の維持管理に係る行政コストの軽減に取り組みます。

(2) ICT利活用環境の整備

公衆Wi-Fiスポットの整備推進によるインターネットへのアクセス利便性の向上を図ります。

(3) 住民向けサービスの導入促進

「ITリテラシー研修サービス」、「リモートによる専門人材サービスの確保」、「誘致企業への支援サービス」等を重点に住民向けサービスの導入を促進します。

施策と基本事業

第1項 情報化の充実	
(1) 光通信基盤の管理運用への民間活力導入	
項目	基本事業の概要
ア 光通信網設備の民間管理への移行	本町が所有し管理している光通信網設備について、民間通信事業者への譲渡により、光通信導入申込から設備設置までの手続きの簡略化及び工期の短縮、申込料金の低減化などの利便性向上を図る。
(2) ICT利活用環境の整備	
項目	基本事業の概要
ア 地域ICTの活用促進	希望する住民が安価かつ迅速に光ブロードバンド・サービスを受けられるよう、住民への利用方法の周知を図る。
イ 公衆Wi-Fiスポットの拡充	公共施設等における公衆Wi-Fiスポットの新規整備を推進し、インターネット環境の利便性向上を図る。
(3) 住民向けサービスの導入促進	
項目	基本事業の概要
ア ITリテラシー研修サービス	時代に即したITリテラシー研修サービスを提供できるように、講習会など学習機会の創出に努める。
イ 事業者における業務デジタル化の促進	住民が自らの商品やサービスをネット環境上で販売できるように、ECサイトの構築や運営、また決済取引や帳簿管理のデジタル化等を支援する体制構築に努める。
ウ リモートによる専門人材の確保支援	専門医療におけるリモート診療など、島内外をデジタル環境で繋げることによる人材の確保を推進する。
エ 伝統文化の保存継承におけるデジタル技術の活用	本町伝統的な生活技術やユンヌフトゥバ、行事や芸能などの文化様式をデジタル技術を活用した各種記録資料の作成、データベース化を図り、次世代への継承に取り組む。

第4節 住宅

第1項 住宅行政の推進

現状・課題

- 本町では町営住宅の6割以上が老朽化の進行により建て替え対象となっている上に、質・数ともに町民のニーズに応えていない現状にあります。
- 令和2年度末における公営住宅1戸当たりの世帯数*は、本町は1.6戸と、依然として高い数値を示し、住環境整備の需要の増大傾向が続いていますが、厳しい財政状況等を背景として、町営住宅の整備のみによる住宅需要への対応は限界があり、民間事業者の住宅整備への参入を促す必要があります。
*公営住宅1戸当たりの世帯数：総世帯数／公営住宅総戸数。
- 住宅のバリアフリー化など高齢者等に配慮した住宅の改修・建設の必要があります。

基本方針

与論町住生活基本計画に定める基本方針に沿って、公共・民間セクターによる賃貸住宅施設の新規整備と併せ、町内に存在する空き家の利活用を官民連携により推進し、UIターン者層向けの定住促進住宅等の整備を進め、町内の住宅整備のバランスを図りつつ、自然環境と調和のとれた魅力ある住環境の確保に取り組みます。

(1) 町営住宅の整備の最適化

与論町住生活基本計画及び公共施設等総合管理計画の方針に即して、町営住宅の整備の最適化を進めます。

(2) 民間事業者の参入促進

拡大傾向が続く住宅需要は、公営住宅の整備のみによる対応では限界があるため、民間事業者による住宅賃貸業への参入促進に努めます。

(3) 空き家の利活用推進

官民が連携した協議体による町内の空き家の状況調査と利活用に向けた取組を継続的に推進し、住生活環境の向上を図ります。

施策と基本事業

第1項 住宅行政の推進	
(1) 町営住宅の整備の最適化	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 町営住宅の新規整備	住生活基本計画の方針に即し、集落ごとに住宅を整備できるよう計画実施する。
イ 公営住宅改善整備	老朽化した町営住宅の改修を行い、長寿命化とバリアフリー化による住環境の改善を図る。
(2) 民間事業者の参入促進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 民間事業者の住宅整備への参入促進	増大傾向が続く住宅需要を事業契機として民間事業者の住宅整備への参入促進に寄与する助成制度等について検討する。
(3) 空き家の利活用推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 官民連携による空き家の利活用推進	町内の空き家の状況調査と利活用に向けた取組を継続的に推進する。

第5節 緑化

第1項 緑化対策

現状・課題

- 緑化対策については、老人クラブ等地域における住民団体において取り組まれています。計画的な緑化対策が進まない現状にあります。

基本方針

与論らしさを体感できる沿道景観整備と地域の伝統・文化を演出する地域景観整備を進めます。

(1) 緑化対策

各家庭からの緑化の取り組みを起こすため、ガーデニングコンテストや緑化モデル地区等の設定を検討し、緑化に関する住民意識の高揚を図ります。

施策と基本事業

第1項 緑化対策	
(1) 緑化対策	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 住民意識の醸成及び地域緑化への参画促進	景観整備に係る住民意識の醸成に向け、景観整備に係る講座や緑化のセミナー等を開催するほか、町内においてモデルになるような花壇や景観に合わせた植栽方法について互いに高め合う勉強会等の実施を行う。 整備した花壇等については、緑化推進員による継続した管理を行うことでいつ見ても美しい環境整備を目指す。
イ グリーンバンクの整備	町道や県道、その他の公共施設の周辺等にアダマンやソテツ等、在来種を生かした植栽を実施するとともに、道路整備や土地改良などの公共事業における伐採対象樹木を一旦保管し再利用した植栽等を通じ、在来の植物資源を効果的に再利用した緑化の推進に取り組む。

第6節 水道

第1項 水道の充実

現状・課題

- 淡水化施設の完成により、安全で清浄な水道水を安定的に供給し、町民が安心して快適に暮らせる生活基盤としてのライフラインは整備されましたが、老朽化している施設の更新が必要となっています。
- 環境問題への配慮、地震・台風等の災害に対する適正な施設の維持管理が必要となってきました。
- 水道利用者のライフスタイルの変化により水需要が抑えられ、料金収入が減少傾向にあり難しい事業運営を強いられています。

基本方針

与論町水道ビジョンに基づき、上質な水づくりと安定した飲料水の供給に努めます。

(1) 水道施設の維持・更新

財政状況を勘案しながら施設の更新を実施していきます。また、有収率*の向上を図り安定経営を目指します。

*有収率：配水量に対する料金収入となった水量の割合。

施策と基本事業

第1項 水道の充実	
(1) 水道施設の維持・更新	
項目	基本事業の概要
ア 施設能力の強化 水道施設更新 老朽管布設替 増口径布設替	老朽管布設替 水道施設耐震化 最適管口径布設替 有収率90%以上 水道水質の向上(海水淡水化施設の更新)
イ 水源の確保 既存水源の維持・更新	既存水源池の機器及び施設の更新
ウ 災害対策の強化 緊急遮断弁設置 配水池更新	新規配水池計画の策定・設置 既存配水池の耐震化

第7節 環境保全

第1項 環境保全の島づくり

現状・課題

- クリーンセンターから出る焼却灰は、隣接する最終処分場において処理を行っていますが、焼却灰の貯蔵量増加に伴う中間整備が必要となっています。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理については、1基のし尿処理タンクで処理されていますが、施設の老朽化により維持管理に支障を来していることから、し尿及び浄化槽汚泥を高度処理する施設の整備が必要です。
- 農業生産活動に伴う過度な化学肥料の施肥や畜産の糞尿の堆積、各家庭からの生活污水等による地下水や海の汚染が懸念されることから、これらの適正処理が求められています。
- 小型合併処理浄化槽の整備普及により、町全体の生活污水処理の適正処理が求められています。
- 下水道の整備は、茶花赤佐地区は農業集落排水施設によりし尿・生活排水の集約処理が可能になりましたが、施設の老朽化に伴い維持管理への対応が迫られています。
- 農業集落排水への未加入世帯があるため加入促進が必要です。

基本方針

町民の環境問題に対する意識の高揚を図り、豊かな自然環境の保全に努めながら、焼却施設等の整備を行い、環境負荷の軽減に配慮した資源循環型社会の構築を目指します。

(1) 島のごみの減量化の推進

住民単位でのリデュース・リユース・リサイクル・アップサイクル*の実践によりごみの減量化を図ることで、ごみ処理に係る負担軽減を図ります。

*環境保全・廃棄物対策に関するキーワードであり、Reduce（リデュース）は製品などをつくる際の資源使用量の削減や廃棄物発生量の抑制、Reuse（リユース）は使用済製品やその部品等を繰り返し使用することによる廃棄物発生量の抑制、Recycle（リサイクル）は廃棄物の他産業における原材料やエネルギー源としての再資源化・有効利用、Upcycle（アップサイクル）は廃棄物や不用品をより良い品質と環境価値を持った新しい製品に変換するプロセスを意味する。

(2) サンゴ礁生態系を中心とした海洋環境の保全

島のイノーへの陸域からの栄養塩流入による水質の変化や、漂着ごみによる生態系への影響を抑制するため、海洋環境の保全を推進します。

(3) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備

し尿及び浄化槽汚泥を高度処理する施設整備について、早急な整備を行います。

(4) し尿処理の推進

小型合併処理浄化槽の整備普及により、町全体の生活污水処理を年次的に行っていく予定です。

- (5) 農業集落排水施設の計画的整備
老朽設備について、計画的に設備更新を図り、機能維持に努めます。
- (6) 農業集落排水への加入促進
未加入世帯の加入促進を図ります。
- (7) 地下水の水質保全
生活雑排水の適正処理、農地への施肥低減と肥料の流出防止、農薬の適正散布、家畜糞尿等の適正処理を行い、地下水の水質保全に努めます。

施策と基本事業

第1項 環境保全の島づくり	
(1) 島のごみの減量化の推進	
項目	基本事業の概要
ア ごみ減量化に向けた取組の推進	住民に対するごみの減量化の啓発を実施しつつ、リサイクルセンターにおける再資源化の強化、先端技術の導入によるリサイクルの効率化やアップサイクルに係る住民ワークショップの開催などを通じ、ごみの減量に係る活動の普及に努める。
(2) サンゴ礁生態系を中心とした海洋環境の保全	
項目	基本事業の概要
ア ヨロンの海再生事業の推進	サンゴ礁生態系をはじめとする海洋環境保全に係る官民の連携組織を構築し、定期的な現況調査と海洋環境の再生に向けた活動を支援する。
イ サンゴの海の再生に係る環境教育の推進	与論特有のサンゴ礁生態系への理解と持続可能な地域づくりに寄与する環境学習の推進
ウ 将来的なビジョンの検討・策定	島の共有財産であるサンゴ礁生態系を再生保全し、その恩恵を持続的に享受することが可能な地域づくりの実現を目的として、海とともに生きる地域が目指すべき将来像を検討・策定する。

(3) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備	財政担当や県、国との情報共有を徹底し、出来るだけ財政に負担の少ない財源確保に努める。施設研修等を実施し、運転管理方法を身に付け、安全安心な施設運営を目指す。
(4) し尿処理の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 小型合併処理浄化槽の普及促進	新築への補助金を単独浄化槽や汲み取りからの切り替えに財源を上乗せするタイミングの検討と実施を行う。また、保健所や環境保全協会と連携し、汚水処理人口の見直しを行う。
(5) 農業集落排水施設の計画的整備	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 施設の計画的整備	令和5年度迄の適切な機器更新事業を行う農業集落排水施設耐震化計画の策定・更新に取り組む。
(6) 農業集落排水への加入促進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 未加入者の加入促進	区域内加入率100%の達成を目指し、加入を呼びかけるとともに施設使用料の適正化を図る。
(7) 地下水の水質保全	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 地下水汚染の防止	農家への適正な施肥量の散布やタイミング等の講習会等の実施を行う。また、牛舎等の窒素分地下水流出防止の方法や補助等検討・実施する。・畜産農家への堆肥舎建設の推進・法面植栽の維持及び水路口の管理の徹底を図り、赤土流失防止に努める。

第2項 新エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進

現状・課題

- 世界的な気候変動への対応が国際社会における重要課題として顕在化しており、限りある資源の持続可能性を確保するため、SDGsをはじめとする国際的な指標に基づいた各地域における新エネルギーの普及が求められています。
- 限りある資源・エネルギーを有効に活用する観点から、大量消費・大量廃棄物型のライフスタイルを見直し、地球環境の持続的な保全を図る必要があります。
- 風力発電など町内における新エネルギー生産の整備事例があるものの、設備の設置及び運用管理に係るコスト高の問題があり、新エネルギーの利用普及上の課題となっています。

基本方針

外海離島の環境下にある本町の自然環境において、エネルギーの生産効率や施設の耐久性、経済性等に適合した新エネルギーの導入について継続的に検討するとともに、自然環境等や未利用資源の活用可能性について、大学等研究機関や民間事業者と連携し、本町における最適な新エネルギーの生産環境の在り方について検討します。

(1) 新エネルギーの導入促進

新エネルギーの導入に際しては、地域住民及び有識者や民間事業者と連携し、本町の自然環境や社会経済の諸条件下における最適な導入方法を検討します。

(2) 省エネルギーの推進

過度な消費型のライフスタイルを見直すとともに、公共施設における設備について、より省エネルギーの形態への更新を推進しエネルギー消費の抑制を推進するとともに、地球環境の保全に努めます。

施策と基本事業

第2項 新エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進	
(1) 新エネルギーの導入促進	
項目	基本事業の概要
ア 離島環境に適応した新エネルギーの導入	離島及び台風常襲地域である本町に適した、費用対効果の高いクリーンな新エネルギーの導入について研究機関や企業と連携した最適なエネルギー利用形態の検討を推進する。
(2) 省エネルギーの推進	
項目	基本事業の概要
イ 省エネルギーの推進	脱炭素社会の実現に向けて、官民双方の領域における省エネルギー化の促進に取り組む。

第8節 消防防災・生活安全

第1項 安心・安全な生活の確保

現状・課題

- 消防自動車等の老朽化や消火栓の劣化が進行しているため、随時車両の更新や消火設備の補修の必要があります。
- 例年発生する台風に加え、地震や津波など突発的に発生する災害を想定した対応体制の確保と十分な訓練を実施しておく必要があります。
- 集落単位で、住民の自主防災組織による災害への備えを準備しておく必要があります。
- 防犯意識が希薄であるため、住民の防犯に対する意識高揚が必要です。
- 危険箇所の把握を行い、カーブミラーやガードレール等交通安全対策の整備が必要です。
- 交通安全に対する町民意識の高揚と、ドライバーの安全運転と歩行者等の安全意識の啓発を図る必要があります。

基本方針

町民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 消防・防災体制の充実

消防車両及び防災設備を順次更新整備し、災害対応に必要な設備環境を整えるほか、多様な災害に対応するための体制づくりと町内全体での災害訓練の実施による対応力の維持に努めます。

(2) 防犯活動の推進

安心安全なまちづくりのため、警察・地域・各種団体の連携強化を図り、犯罪を未然に防止する効果的な防犯活動を推進します。

(3) 交通安全の推進

交通安全に対する町民の意識啓発と交通ルールの遵守について、警察及び関係機関と連携し、指導徹底を図ります。また、危険箇所における道路交通環境の整備を進め、安全確保を図ります。

施策と基本事業

第1項 安心・安全な生活の確保	
(1) 消防・防災体制の充実	
項目	基本事業の概要
ア 消防車両及び消防設備の整備更新と消防団の機能強化	消防力が低下しないよう、重要設備の計画的な更新と機能強化に向けた訓練の実施、物品の確保に努める。
イ 火災警報器の整備推進	火災警報器の電池推奨期限を過ぎる家庭が多数見込まれることから、電池交換もしくは更新の推進及び新築家屋への設置を推進する。
ウ 災害情報の伝達設備の整備	<p>通信機器のメンテナンスを行い、機器の長寿命化を図るとともに、アンテナの設置等で不感地帯を解消する。</p> <p>多種多様な情報伝達を確保することにより情報伝達の冗長化を図るとともに、視覚・聴覚障害者または高齢者等への伝達手段を確保する。</p>
エ 自主防災組織の推進	各集落の自主防災組織の活性化を目的とし、消防署及び消防団等の関係機関及び関係団体と連携し、活動支援を展開する。
オ 防災知識の普及啓発	各種防災組織において、防災知識の普及啓発活動を活性化することを目的とし、消防所及び消防団等の関係機関及び関係団体と連携し、活動支援を展開する。
カ 与論町地域防災計画の再整備	台風災害に留まらず、地震・津波災害等多様な災害に対応するための定期的な与論町地域防災計画の見直しや防災計画に記載のある各種訓練を実施し、計画的な本町の防災力の維持・向上を図る。

(2) 防犯活動の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 防犯体制の強化と防犯意識の高揚	今後も安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成する。
(3) 交通安全の推進	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 交通安全の意識啓発	交通事故の発生を防止し、安全な町民生活の維持を図るため、与論幹部派出所をはじめとした各関係機関と連携をとり、交通安全意識の醸成を図る。
イ 道路交通環境の整備	島内の交通危険個所の点検を行い、効果的な交通安全施設の整備・更新を実施し、走路環境の安全性の確保に寄与する環境整備を推進する。

第9節 墓地

第1項 墓地管理の最適化

現状・課題

- 本町における墓地は、墓地ごとに利用者による自主的な管理がなされてきていますが、近年では人口減少の影響を受け、無縁化し放置された墓などが見受けられ、墓地の荒廃が進行している状況にあります。
- 無縁化した墓が増加する一方、合葬等の集約化は進んでおらず、既存の墓地では新規の墓地取得が困難になってきています。
- 今後の少子高齢化の一層の進行や、墓地に対するニーズや希望する形態の多様化により、墓地の継承や管理における将来的な在り方に不安を抱える方が増えてきています。

基本方針

本町における墓地管理の中長期的な方針について、住民や有識者を交え多角的に検討を行い、協議の結果を踏まえて本町の墓地管理の最適化に係る基本方針を策定し、計画に即した施策を実施します。

(1) 与論町墓地基本計画の策定

本町における墓地管理の基本的方針となる「墓地基本計画」について、住民及び有識者等との協議を実施し、本町における墓地管理の中長期的な指針について多角的に検討し、その結果を踏まえた計画の策定に取り組みます。

(2) 共同墓地整備についての検討

(1)における墓地基本計画の策定に際し、墓地の無縁化による墓地荒廃対策としての共同墓地（納骨堂）の整備について他地域事例を参考としつつ十分に検討を行い、本町における墓地管理の最適化を図ります。

施策と基本事業

第1項 墓地管理の最適化	
(1) 与論町墓地基本計画の策定	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 与論町墓地基本計画の策定	住民や有識者を交えた「与論町墓地基本計画策定委員会」において、本町における墓地管理の基本方針について協議・検討を行い、「与論町墓地基本計画」を策定する。
イ 墓地管理の最適化の推進	上記の計画に即して、各墓地における管理運営の最適化を推進する。
(2) 共同墓地整備についての検討	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 共同墓地の整備の検討	(1) において策定された基本計画に即し、共同墓地の整備を含めた本町における今後の墓地の在り方について検討する。

基本計画 第5章

共生・協働

- ・ 第1節 共生・協働

第5章 共生・協働

第1節 共生・協働

第1項 住民参画の推進

現状・課題

- 近年の地方分権の進展や社会情勢の変化により、より実効性と信頼性のある行政運営を推進するには、従来の「行政主導型」から行政と住民が協働でまちづくりを行う「協働型」への転換が求められています。
- 町から住民への広報に係る情報伝達媒体の在り方等について、住民意見を聴取しながら先進技術の導入などによる最適化を図ります。
- 町民からの様々な意見や提言を町政へ反映させるための工夫が必要です。
- N P O等のまちづくりへの積極的な参加が増えてきています。
- 民間の有するまちづくりに関するノウハウ等を行政施策に積極的に導入し、活用していくことが今後の課題となっています。

基本方針

町民と行政が協働し、より実効性と機動性の高いまちづくりを推進します。

(1) 町民と行政のパートナーシップの構築

住民のニーズを的確にとらえ、対等な立場で協力し合い、信頼されるまちづくりの推進を目指します。

(2) 広報・公聴活動の充実

様々な行政情報を広報誌やWebページ等を活用し、広く住民に発信するとともに、住民の意見・提言等を町政に反映するための工夫を行うなど、透明性のある行政運営に努めます。

(3) 民間活力の導入

行政の実施する各種施設整備事業やサービスの効果向上を図るため、民間の有する優れたまちづくりのノウハウや活力等を積極的に導入します。

施策と基本事業

第1項 住民参画の推進	
(1) 町民と行政のパートナーシップの構築	
項目	基本事業の概要
ア まちづくりに参加しやすい環境づくり	町政に関する意見・提言を効果的に収集し、住民の行政運営への参画に資する効果的な方策を推進する。
イ 官民協働体制の拡充	総合振興計画の各年度進捗状況をはじめ、町政に関する諸施策の実施内容や成果及び課題について定期的に共有し、官民協働の視点から行政・民間が双方向の意見を交換する協働体制を構築する。
(2) 広報・公聴活動の充実	
項目	基本事業の概要
ア 町ホームページの充実	本町の公式ホームページは掲載情報の更新が滞り、利用者の利便性が損なわれている現状のため、最新の行政情報や特産品・観光スポット等、島の魅力を積極的に発信するためのホームページ管理体制の適正化を図る。
イ 「広報よろん」の充実	「広報よろん」はこれまで不定期での発行であったため、定期的な発行による情報発信の充実化に努める。 また、町内のライターやデザイン事業者との連携を図り、幅広い年代に分かりやすい誌面作りに努めるとともに、アプリを活用した電子版の普及を進め、町内外における広報誌の読者層の拡大に努める。
ウ 週報配布の最適化	紙媒体配布の効率性の問題や小組合長への負担軽減及び本町の高齢化率の上昇により小組合制度自体の運用が困難であることから、住民意見の聴取による週報配布の最適化を検討し実施する。

第2項 男女共同参画の推進

現状・課題

- 長年にわたり踏襲されてきた慣行・しきたりによって、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、労働や行事等でのジェンダー格差の解消に向けて、なお課題を有している状況です。
- 本町における少子高齢化の進行による人手不足や情報化・国際化の進展など社会経済環境と雇用情勢の変化する中で、男女が互いに人権を尊重しつつ、それぞれに役割と責任を共有し、生産労働やまちづくりに参画できる社会の実現が課題となっています。

基本方針

「与論町男女共同参画プラン」を策定し、本町に暮らす男女がその性差によって差別されることなくともに参画し、男女の別なく生産性の向上に寄与するとともに、ともに地域の暮らしの運営に対し責任を担い合う社会の実現を目指します。

(1) 男女共同参画の意識啓発

広報・啓発活動のほか、性差別の弊害等への理解度向上に資する勉強会等を開催し、町民全体の意識改革を行います。

(2) 男女が働きやすい環境づくり

男女の別・年齢の別等で差別することなく、平等に評価される環境づくりを推進し、事業所の理解の普及を促進します。

(3) DV*（ドメスティック・バイオレンス）の防止及び被害者の保護

島中の人顔見知りという環境で、DVの被害者が相談しづらいという現状を踏まえ、Web環境等を活用し非対面形式での相談サポートを展開し、被害者の支援やDV防止のための活動を行います。

*DV：配偶者等から受ける暴力行為。家庭内暴力。

施策と基本事業

第2項 男女共同参画の推進	
(1) 男女共同参画の意識啓発	
項目	基本事業の概要
ア 広報・啓発活動	男女参画地域推進員と連携し、本町における男女共同参画の普及に係る意識改革や職場環境の改善を推進する。
イ 各種委員会や組織等における男女共同参画の推進	以前より少しずつ理解が広まりつつあるが、固定的役割分担の潜在意識が依然とあるため、各種団体長や様々な分野での女性が活躍できるよう、意識改革を含めた体制づくりを推進する。
(2) 男女が働きやすい環境づくり	
項目	基本事業の概要
ア 子育て支援等の拡充	子育て世代の女性が仕事と家庭の両立を図れるよう、放課後児童健全育成事業の拡充等を通じた支援を推進する。
イ 働く場におけるハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとした職場におけるハラスメント被害の防止と解決に向け、産官連携によるハラスメント対策の実施に取り組む。
(3) DV*の防止及び被害者の保護	
項目	基本事業の概要
ア 被害者の保護・支援 *DV：配偶者等から受ける暴力行為。家庭内暴力。	早期発見と対応を可能とする分かりやすく相談しやすい環境づくりの強化や相談センター等の情報などの広報回数を増やして多くの人に周知するとともに、Web環境等を活用した非対面での相談窓口整備に取り組む。

基本計画 第6章

行財政

- ・ 第1節 行政
- ・ 第2節 財政

第6章 行財政

第1節 行政

第1項 行政改革の推進

現状・課題

- 本町は、課の統廃合によって所管する事務が多種多様化し、また職員一人当たりの事務量は年々増加し煩雑化する傾向にあり、行政サービスの品質維持・向上のためには、より効率的・効果的な事務の遂行を図る必要があります。
- 厳しい財政状況や職員数の削減が進められていく中で、複雑化・多様化する行政需要や新たな行政課題に対し、いかに的確に対応していくかが課題となっています。
- 県や国と連携した人材研修制度の利用や、民間分野における各種講師を招聘し、研修会を開催するなど人材育成に取り組んできています。
- 分権時代の進展に伴い、必要とされる政策形成能力・創造的能力・法務能力・情報技術の活用能力、表現能力等を習得した職員の育成・確保が課題となっています。
- 地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大したことに伴い、住民に対する説明責任等をいかに果たすかが課題となっています。
- 常備消防等に関する業務を広域行政で行っていますが、そのメリット・デメリットを再検討し、適切な見直しを行う必要があります。

基本方針

地方分権一括法*により、市町村への権限委譲が進められている中で、事務量の増大・行政ニーズの多様化など、変化に速やかに対応できる体制づくりを整備するとともに、定員適正化計画による職員数及び人件費の適正化、職員の資質向上を図り、町民サービスの維持向上に努めます。

*地方分権一括法：正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権の柱として、1997年7月、地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、475本の法律の改正部分を1本の法律として改正。2000年4月施行以降、令和3年まで11次にわたり法令整備が行われている。

(1) 事務内容の見直し

本町における行政セクターの担うべき責任・役割を見直し、町として実施すべき施策の選択や重点化について、継続的に検討や見直しを図るとともに、行政が所有・管理する公共施設の管理の最適化に取り組みます。

(2) 組織・機構の見直し

組織・機構の見直しに当たっては、従前の形態にとらわれることなく、社会情勢の変化や地域におけるニーズへの適切な対応を可能とする効率的な組織・機構の構築を推進します。

(3) 定員及び給与の適正化

事務内容の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、自動化等の推進により、合理的な定員管理と職員配置を行うとともに、職務内容に応じた適正な給与支給に取り組みます。

(4) 人材の育成・確保

職員の資質の向上を図るため、各種研修等の開催や他団体との人事交流、大学と連携した資格取得機会の確保などに取り組み、本町の行政運営を担う人材の育成に努めます。

(5) 情報化等行政サービスの向上

行政サービスの生産性向上や、民間分野での産業活動及び社会活動の一層の振興を図るための有効な方策として、行政手続きの電子化、統計等行政が所管する公開情報のオープンデータ化等、情報化の推進を従来よりも強力に進めます。

(6) 公正の確保と透明性の向上

住民主権を十分に認識し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(7) 広域行政の最適化

業務の広域行政化については、慎重な検討を行います。

施策と基本事業

第1項 行政改革の推進	
(1) 事務内容の見直し	
項目	基本事業の概要
ア 町民サービスの向上	町民向けサービス向上のため、庁舎窓口で対応可能な業務を一元化し町民の負担軽減を図るとともに、マイナンバー等を活用したネット上での各種許認可申請・届出の積極的導入、各種手続きに係る押印の省略など、町民の行政サービス利用に係る手続きの簡素化・利便性の向上を図る。
イ 民間委託等の推進	民間委託等により行政事務の効率化が図られる事務事業については、民間への委託等を計画的に推進する。 民間活力の導入促進を図る観点から、住民との間でサウンディング等の機会を持ち、利用者視点からの行政サービスの効率化を推進する。

<p>ウ 公共施設管理の最適化に向けた見直し</p>	<p>公共施設等総合管理計画に基づき、町が保有する公共施設の維持管理や統廃合など適正な管理の徹底に努める。また、上述したサウンディングの活用により、効果的な財産の活用法について継続して検討する。</p>
<p>(2) 組織・機構の見直し</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 事務を円滑に遂行できる組織体制の整備</p>	<p>町政の重要課題や行政ニーズの高まり等への対応を図るうえで最適な組織体制を構築するため、各課の統合・細分化を適宜実施し特定の事務事業についてはグループ制を取り入れるなど、より効果的な行政推進体制の導入を検討するほか、各課長における決裁権限の範囲についても適宜見直しを行う。</p>
<p>(3) 定員及び給与の適正化</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 定員管理の適正化</p>	<p>定員管理計画については、行政ニーズの変容に伴う業務量の増減や組織再編等の見直しなどにより、適宜定員管理計画の見直しを行う。</p>
<p>イ 給与の適正化</p>	<p>人事評価制度に基づき、職員の昇給・昇格を実施し、職員の業務に対する士気高揚や業務の効果的推進に努める。</p>
<p>(4) 人材の育成・確保</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 人材育成の推進</p>	<p>職員の自己申告を活用した定期的な人事異動や県自治研修センター等における研修への計画的派遣、講師招聘による職員研修の実施及び地方自治体等との相互人事交流を推進する。</p>
<p>イ 多様な人材の確保</p>	<p>職員採用基準を見直し、中途採用枠の拡大による多様な社会経験を有する人材の確保及び障害者雇用率の達成による開かれた雇用の確保を図る。</p>

<p>ウ 学術機関との連携</p>	<p>大学等の学術機関と連携し、職員の資格取得や技能習得など、資質向上に係る様々な研修や講習機会を確保するとともに、行政評価や財政運営など地方自治体の持続可能性の向上に寄与する専門的な知見の提供が可能な体制を構築する。</p>
<p>(5) 情報化等行政サービスの向上</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア Webページ*等の充実による情報発信の充実</p> <p>イ 行政事務の効率化の推進</p> <p>ウ 推進体制の構築</p>	<p>町ホームページの定期的な見直しを行い、より検索しやすいホームページ作りに努めるほか、掲載情報の更新遅れを解消するための管理体制の強化を図る。</p> <p>各課における事務のシステム化・ネットワーク化による業務の簡素化・効率化・迅速化を進めるとともに、電子決済の導入や申請事務手続への電子申請システムの導入に取り組み、利便性の向上に努める。</p> <p>各課に情報推進担当を置き、課内に留まらず各課の情報等横の連携を図り、各課一律の情報化施策の展開を可能とする推進体制を構築する。</p>
<p>(6) 公正の確保と透明性の向上</p>	
<p>項 目</p>	<p>基 本 事 業 の 概 要</p>
<p>ア 適正な公文書管理の推進</p> <p>イ 情報公開の推進</p>	<p>適正な情報公開を行うための前提となる公文書管理について、庁内各課において統一的な基準に基づいた文書管理を推進する。</p> <p>Webページ等を活用し、町民への情報の公開・提供を積極的に推進し、開かれた町政運営に努めるとともに、個人情報保護条例の整備を行い適正な情報管理を行い公正で信頼される行政運営を推進する。</p>

(7) 広域行政の最適化	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 広域行政の適正化	広域行政における課題の把握に努め、広域行政の適正化を検討する組織を設置し、業務の広域行政化について慎重に検討する。

第2節 財政

第1項 財政改革の推進

現状・課題

- 本町の財政は、歳入における町税等の自主財源が少なく、非常に厳しい財政状況です。平成19年からサンゴ礁基金を創設し、ふるさと納税制度の活用による自主財源の確保に努めています。
- 町税等の滞納対策の強化と各種手数料や使用料・負担金等の受益者負担の適正化が一定の成果を上げつつあるものの、町税の徴収になお課題を有しているため、引き続き推進する必要があります。
- 財政健全化計画等を策定し、より一層の内部努力を行い、今まで以上に経費の徹底した節減合理化に努め、計画的・効果的な事業選択を行っていくことが必要です。
- 厳しい財政事情の中で、緊急性・必要性の高い事業から実施していく必要があります。
- 財源の確保と公債費の抑制を勘案した財政運営の実施が必要です。
- 年々医療費が増大し、国民健康保険事業会計の財政運営が厳しい状況にあり、一般会計からの赤字補填繰り出しによる運営となっており、国保財政の健全化が課題となっています。

基本方針

歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行い、財政指標等の公表により財政の透明性を高めながら、与論町行財政改革大綱の方針に即した効率的な財政運営を推進します。

(1) 財源の確保・充実

- ・ 財源の長期的・安定的な確保・充実を図るため、町税等の自主財源の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化を図ります。
- ・ 国・県・財団等の効率的で有利な補助金等の導入に努めます。
- ・ 町債を財源とする事業については、公債費の増大に留意し、中長期的視点から事業の優先度を十分に精査するとともに、交付税措置の高い有利な起債の計画的活用を努めます。

(2) 財源の重点的配分と効率的執行

徹底した経費削減と事業の優先順位等を勘案した計画的・年次的な予算執行を図ります。

(3) 財政の計画的運営

- ・ 財政の健全化を図るため、計画的・重点的な事務執行を行うとともに、有利な補助事業等について研究し、その有効活用を図ります。

- ・ 財政調整基金や減債基金等の確保及び弾力的な運用による財源調整を図りながら長期的展望に立った健全な財政運営に努めます。

(4) 特別会計への繰り出しの適正化

各特別会計の自律的運営を促進し、一般会計から特別会計への基準外繰出し額の抑制を推進します。

施策と基本事業

第1項 財政改革の推進	
(1) 財源の確保・充実	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 町税等の安定的確保	固定資産税等の町税について、定期的に町内の建築物の現況調査を行うことにより、新築家屋等の評価漏れを防ぐ。 使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持費やサービスを提供するためのコスト等を適切に反映しているか定期的に検証する。
イ 効率的な財源の捻出	大型事業の実施に際し、事業費やその財源内訳を把握し、基金を積み立て準備するなど整備事業の着手に向けた計画的な財源の事前確保に努める。 また、老朽化した施設の改修や新設にあたっては、旧施設の解体・撤去事業までを踏まえた事業費の算定を行う。
(2) 財源の重点的配分と効率的執行	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 歳出の節減	各年度の財政運営においては、短期的・限定的な需要への偏向によらない中長期的な将来予測に立脚した事業の実施を基本とした計画的で持続可能な財政運営への取り組みを図る。
イ 効率的な事業の推進	町内業者の状況を考慮しながら事業量について精査し、会計年度の独立の原則に基づいた予算執行を図る。

(3) 財政の計画的運営	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ア 財政改革の推進	公債費率及び将来負担比率等の実測数値に基づく、健全かつ持続可能な財政運営の実現に向けた各事業の合理性・効率性の徹底及び財政規律の厳格な維持
イ 公会計制度の活用推進	作成された公会計資料を活用し、公共施設の維持・改修事業や将来的な予測を踏まえた持続可能な財政運営を図る。
(4) 特別会計への繰出しの適正化	
項 目	基 本 事 業 の 概 要
ウ 特別会計への繰出しの適正化	各特別会計における自律的運営の促進に係る取組を強化し、各会計の財政基盤の強化を図ることで繰出し額の抑制を推進する。

第2項 税収の確保

現状・課題

- 景気の低迷、国の税源移譲による住民税の税率アップ、国民健康保険税の負担増など、厳しい状況が続く中、現年度分の徴収率は増加傾向にありますが、特に過年度の固定資産税滞納分が大きいいため、全体的な徴収率の向上に課題を残しています。
- 納期内納税の推進及び滞納者への適切な行政執行が課題となっています。

基本方針

納税意識の高揚と滞納処分を進めることにより、収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

(1) 町税の完納と効果的な徴収対策

- ・ 納税意識の高揚促進を図り、年間を通じての継続的な訪問徴収・文書及び電話等による催告を行うとともに、納税相談を実施し、税に対する理解・協力を得る努力をします。
- ・ 収納対策室を中心に滞納処分を進めるとともに、各課との連携を密にして徴収率アップに努めます。

施策と基本事業

第2項 税収の確保	
(1) 町税の完納と効果的な徴収対策	
項目	基本事業の概要
ア 町税の完納と効果的な徴収対策	町民の利便性の向上及び納税意識の高揚促進を図るため、多様な納税方法を導入するほか、さまざまな滞納者に対応したきめ細やかな滞納整理による滞納者の納税意識の改革を図りできるだけ早期に納期内納税者に移行するよう支援や指導を推進する。
イ 各課との連携	行政サービスに伴う制限措置の対象を町の徴収金に拡充し、滞納徴収金の徴収強化に向けて情報を共有し、各課との連携を強化するほか、各課との連携した徴収事務の研修参加や職員同士の滞納整理の研修等を開催し、徴収強化を図る。

資料編

第6次総合振興計画策定に係る経過

日程	作業内容	備考
令和2年2月14日	第1回ワーキング委員会開催・委嘱状交付 ①作業内容確認・班編成 ②作業スケジュール調整	委員23名
令和2年2月16日	各課へ第6次振興計画策定に係る重点課題の抽出作業依頼～抽出された課題のとりまとめ	
令和2年7月	本町において新型コロナウイルス感染症のクラスター感染が発生し、策定作業に係る会議形式での協議開催を当面延期	
令和2年11月	本町において2例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター感染が発生	
令和2年12月22日	第5次総合振興計画の総括評価について各課へ依頼	
令和3年3月12日	第5次総合振興計画の総括評価の公表	
令和3年4月	第5次総合振興計画の総括評価を受けた第6次総合振興計画の素案の検討・作成	
令和3年7月	第2回ワーキング委員会にてワークショップ開催 本町において3例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター感染が発生	
令和3年12月27日	第1回ゆんぬまちづくり委員会開催 ①委嘱状の交付・委員会での作業内容確認 ②総合振興計画の構成の確認 ③今後のスケジュール調整	委員12名
令和4年1月	第2回ゆんぬまちづくり委員会開催 第3回ゆんぬまちづくり委員会開催 第4回ゆんぬまちづくり委員会開催 第5回ゆんぬまちづくり委員会開催	1月7日 1月14日 1月24日 1月28日
令和4年2月	第6回ゆんぬまちづくり委員会開催 与論町総合振興計画策定委員会開催	2月4日 2月28日
令和4年3月	与論町振興開発計画審議会開催 パブリックコメント（町HP上） 令和4年第1回与論町議会定例会最終本会議に基本構想及び基本計画案を上程（議案第35号）	3月4日 3月7日～ 13日

町長から審議会に対する諮問

与 総 第 623 号
令和 4 年 3 月 1 日

与論町振興開発計画審議会
会長 高田 豊繁 殿

与論町長 山 元宗



第 6 次与論町総合振興計画（案）について（諮問）

本町は、「共に創ろう 未来への架け橋 ～元気・チャレンジ・感動～」を基本理念に掲げ、「第 5 次与論町総合振興計画（平成 23 年度～令和 2 年度）の下、これまで様々な施策を展開してまいりました。

この度、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を計画期間とする新たな時代を見据えた総合振興計画の策定が求められているところです。

つきましては、今後の町政運営の指針となる第 6 次総合振興計画（案）について、与論町振興開発計画審議会条例第 1 条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

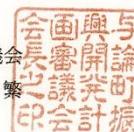
審議会から町長に対する答申



与論町長 山 元宗 殿

令和4年3月4日

与論町振興開発計画審議会
会長 高田 豊繁



第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画について（答申）

令和4年3月1日付与総第623号で、与論町振興開発計画審議会に諮問のあった第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画については、下記のとおり答申します。

記

- 1 賛否の別： 審議会における審議の結果、諮問どおり決定することを適当と認めます。
- 2 付帯意見：
 - 1) 本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間、本町が進むべき方向性と町民と行政が一丸となり取り組む施策を示すものであり、今後の計画の推進に際しては、基本理念である「想いどう島の力—あなたの想いが島の力になる—」をすべての住民が共有し、将来に向けたまちづくりが展開されるよう努めてください。
 - 2) 基本計画に記載された各種施策の推進にあたっては、各年度の財政運営や住民の理解の確保等について十分に検討を行い、本計画における基本目標及び将来像の実現に向けて効果的な事業推進に努めてください。
 - 3) 本計画に記載されている重点プロジェクトは、総合振興計画の計画期間10年間における重点施策であることから、より実効性の高い推進体制づくりに努め、プロジェクトの効果向上に寄与する取組を行ってください。
 - 4) 審議会での審議過程において示された修正意見・要望については、最大限計画案への反映を図るとともに、各期の「実施計画」の策定及び進捗評価・計画の一部改訂等、今後の総合振興計画の推進に際しては、住民と行政とが連携したマネジメント体制を構築し、互いに協働・連携したまちづくりを推進するよう期待します。

与論町振興開発計画審議会委員名簿

役職名等	氏名	備考
議会議長	高田 豊繁	会 長
議会副議長	沖野 一雄	委 員
議会 総務厚生文教委員長	林 隆壽	〃
議会 環境経済建設委員長	野口 靖夫	〃
教育委員会 教育長職務代理者	中山 隆	〃
農業委員会会長	原田 新一郎	〃
あまみ農業協同組合与論事業本部統括理事	山口 利光	〃
与論町漁業協同組合代表理事組合長	西 武雄	〃
与論町商工会長	田畑 克夫	〃
(一社)ヨロシ島観光協会理事長	山下 哲博	〃
与論町体育協会会長	川畑 充男	〃
与論町連合青年団長	田畑 和将	〃
与論町地域女性団体連絡協議会長	田畑 香織	〃
与論町老人クラブ連合会長	平田 暢孝	〃
与論町自治公民館連絡協議会会長	山下 健勇	〃
有識者	高杉 香志也	与論病院院長
有識者	徳重 正宏	与論中学校校長
ゆんぬまちづくり委員会 委員長	柳田 孝志	委 員

ゆんぬまちづくり委員会委員名簿

氏名	集落	備考
柳田 孝志	茶花	NPO法人事務局長・委員長
原田 理恵子	叶	元与論町地域おこし協力隊・デザイン事業者
内野 正世	西区	NPO法人代表・教育委員
川畑 力	茶花	介護老人福祉施設理事
原田 治彦	那間	農業経営者
叶 太輔	立長	畜産経営者
箕作 駿	茶花	農業経営者
柳田 真希	茶花	ヨロン島観光協会サステナブルコーディネーター
田畑 香織	茶花	学習塾経営者・地域女性団体連絡協議会会長
村上 竜雄	立長	中小企業診断士・一般社団法人地域デザイン経営支援協会代表理事
池田 龍介	那間	観光業経営者・一般社団法人E-Yoron事務局長
浦口 昭和	那間	建設業経営者・与論町建友会事務局長
沖島 範幸	—	事務局
町 聡志	—	事務局

与論町総合振興計画策定委員会委員名簿

氏名	役職	備考
山 元宗	与論町長	委員長
久留 満博	与論町副町長	副委員長
町岡 光弘	与論町教育長	
沖島 範幸	総務企画課長	事務局長
大角 周治	会計課長	
武東 真奈美	税務課長	
田畑 文成	町民福祉課長	
松村 靖志	商工観光課長	
仁禮 和男	水道課長	
朝岡 芳正	環境課長	
町本 和義	建設課長	
山下 秀光	産業振興課長	
久野 泰司	農業委員会事務局長	
町 健司郎	議会事務局長	
田畑 博徳	教育委員会事務局長兼学務課長	
川上 嘉久	教育委員会事務局長生涯学習課長	
町 聡志	総務企画課主事	書記

与論町総合振興計画策定ワーキング委員会委員名簿

氏名	役職	所属	備考	班別
久留 満博	与論町副町長		委員長	総括
沖島 範幸	課長	総務企画課	副委員長	総括
堀田 哲也	課長補佐	総務企画課		総括
町 聡志	主事	総務企画課	担当（正）	行財政及び推進体制
山 眞實	主事	総務企画課	担当（副）班長	行財政及び推進体制
西 聖莉奈	主事	総務企画課	担当（副）	行財政及び推進体制・共生協働
光 朋克	係長	税務課		行財政
坂元 守	課長補佐	町民福祉課	班長	保健・福祉・医療
杉田 裕美	係長	町民福祉課		保健・福祉・医療
山下 真紀	所長	保健センター		保健・福祉・医療
佐藤 真奈美	保健師長	保健センター		保健・福祉・医療
山下 高明	主幹兼係長	産業振興課	班長	産業
喜村 一隆	係長	産業振興課		産業
麓 誘市郎	主幹兼係長	商工観光課		産業
裾分 大喜	係長	商工観光課		産業
阿野 斉	課長補佐	教育委員会事務局生涯学習課	班長	教育・文化
南 勇輔	主事	教育委員会事務局生涯学習課		教育・文化
山下 康	係長	教育委員会事務局学務課		教育・文化
中島 真由美	主事	教育委員会事務局学務課		教育・文化
林 健太郎	課長補佐	建設課	班長	生活基盤
山口 政治	主事	水道課		生活基盤
光 俊樹	主事	環境課		生活基盤
池田 レミ	係長	議会事務局		生活基盤

用語集

本計画に記載された用語の解説

あ行

■ ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

■ IoT

Internet of Things の略称。今までインターネットに繋がっていなかった様々なモノ（物）をインターネットに接続することで、広範なデータの収集や機器の遠隔操作を可能とし、生産性の向上などを図ることを指す。

■ IPM

「総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）」の略称。利用可能なすべての防除技術の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで病害虫や雑草の発生を抑える技術

■ IT リテラシー

コンピュータ等の情報技術の利用能力。

■ アドベンチャーツーリズム

「自然」・「アクティビティ」・「文化体験」の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行を指す。アドベンチャーツアーを嗜好する旅行者は、旅行を通じて自分自身の変化や視野の拡大、学び等を得ることを目的としており、個々のコンテンツの質の高さは当然として、旅行者それぞれの興味・関心に応じたテーマ・ストーリー性のある滞在プランなど、その地域ならではの体験を求めていることが特徴となっている。

■ アップサイクル

環境保全・廃棄物対策に関するキーワードのひとつ。英字標記は Upcycle で、廃棄物や不用品をより良い品質と環境価値を持った新しい製品に変換するプロセスを指す。

■ EC サイト

自社の商品やサービスをインターネット上で販売するために Web 上に開

設し独自運営している Web サイトのこと。EC は Electronic Commerce (=電子商取引) の略称。

■ イノー

与論島の周囲に存在する裾礁（リーフ）内の浅い海域の方言名。礁湖。

■ AI

Artificial Intelligence の略称。人工知能。

■ 栄養塩

植物プランクトンや海藻の栄養となる、海水中に溶けたケイ酸塩・リン酸塩・硝酸塩・亜硝酸塩等を総称して栄養塩又は栄養塩類と呼ぶ。海水は栄養塩類の希薄溶液であり、栄養塩類の濃度が上昇すると、植物プランクトンの増殖などが起こる。サンゴ礁を形成しているサンゴは、栄養塩類濃度の低い環境を好むため、海水中の栄養塩類濃度の上昇はサンゴの生育を阻む大きな要因となっている。

■ SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際指標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓うもので、発展途上国・先進国の別なく全世界において普遍的に取り組むべき指標となっている。

■ オーバーツーリズム

特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させるような状況を指す。

■ オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に加工・編集・再配布等の利用が可能となるよう、二次利用可能かつ機械判読に適した形式で、無償利用が可能な形で公開されたデータのことを指す。

か行

■ GIGA スクール構想

文部科学省が提唱する、学校教育における ICT 環境整備構想。1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を整える構想を指す。GIGA スクール構想によって、これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限引き出すことを目的としている。

■ 健康よろん 21

町民一人ひとりの健康を保持増進することにより健康な地域社会を創るために平成 17 年 4 月に策定された与論町民の健康づくり計画。

■ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが出来る人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のことを指す。特別な資格等は必要なく、支援が必要な人の周囲にいる人がそれぞれの立場や職業によってゲートキーパーの役割を持つとされる。

■ 公営住宅 1 戸当たりの世帯数

(与論町の総世帯数/公営住宅戸数) 本計画に起債の数値は令和 2 年度末現在の数値。

さ行

■ サウンディング

行政における新規事業の発案や検討段階及び事業者の選定段階において、事業の内容やスキームに関して行政以外の分野に属する事業者等と直接対話することを指す。サウンディングの機会を設けることにより、民間事業者等の意見や提案を集めた上で再び事業案の検討を進めることができ、多角的な情報の収集により事業の精度や効果の向上に繋がる効果がある。また、事業案の検討段階から対外的な情報提供を行うことによる民間事業者の参入意欲を高める効果もある。

■ サステイナブルツーリズム

観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように、観光地の開発やサービスのあり方を見定め旅行の設定を行うこと。

■ スマート技術

生産活動現場等において、従来の環境に自動ロボットやAI、IoT技術など先端技術を導入し、作業の自動化や情報共有の簡易化、データの活用等を図り、状況に応じて運用を最適化するシステムを構築する技術のこと。農業生産の現場などにおけるスマート技術を応用した生産体系は「スマート農業」と呼ばれる。

■ Society5.0

科学技術基本法に基づき策定された科学技術基本計画の第5期において提唱された未来社会のビジョン。人類がこれまで歩んできた社会を狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）情報社会（Society4.0）とし、これに続く第5の新たな社会を、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会として定義されている。

■ ゾーニング

都市計画などで地域の利用法を決めること。地域設定計画。

た行

■ 地方分権一括法

正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権の柱として1997年7月、地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、475本の法律の改正部分を1本の法律として改正した。2000年4月施行以後、令和3年まで11次にわたり法令整備が行われている。

■ DX/デジタルトランスフォーメーション

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを指す。

■ DMO

Destination Management (Marketing) Organization の略称で、「観光地域づくり法人」を指す。観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地域経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。

■ DV

Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略称。配偶者等から受ける暴力行為。家庭内暴力。

は行

■ ハラスメント

職場等の環境において、業務上の範囲を逸脱した言動や行動により労働者の就業環境が害されるものをいい、職場での優越的な地位を背景としたパワーハラスメント、性的な言動等を伴うセクシュアルハラスメント、職員の妊娠・出産に関する言動等によるマタニティハラスメントなどがある。

■ PFI

Private Finance Initiative の略称。公共事業を実施するための手法のひとつで、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う事業手法を指す。

■ PDCA サイクル

マネジメント手法の一種で、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検 (Check)」、「改善 (Action)」の頭文字をとったもの。PDCA はマネジメントサイクルと呼ばれる管理タイプの一つで、業務計画の作成、計画に則った実行、実践の結果を計画目標と比較する点検、発見された課題点を是正する改善の4段階からなるサイクルを反復することで、段階的に業務効率を向上させることが出来る。

■ ビッグデータ

インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデータセットと、それらの保存・操作・管理を可能にする全ての技術のこと。大容量のデータの分析により、生産活動の効率化や疾病予防、犯

罪防止、リアルタイムでの気象予測や交通状況管理等、様々な分野における課題可決に繋がる可能性を持つ。

■ PPP

Public Private Partnership の略称で、行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用、行政の業務効率化等を図る概念を指す。

■ ブレジャー

仕事 (Business) と休息 (Leisure) を組み合わせた造語で、業務での出張先で滞在を延長するなどして業務の後に旅行 (レジャー) も楽しむこと。日本語では「出張休暇」と訳されることもある。

■ ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者等を地域の支援者 (保育士、保健師、福祉事業所等) が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムを指す。発達障害やその傾向がある子供を持つ保護者だけでなく様々な悩みを持つ保護者に有効とされている。

ま行

■ MICE

Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention/Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会) の頭文字をとった造語で、これらの集客交流効果が大きいビジネスイベントの総称。

■ マイナンバー

住民票を持つ日本国内の全住民に対し付番される 12 桁の番号のことで、「個人番号」とも呼ばれている。マイナンバーは現在行政における社会保障、税、災害対策の分野で、法律や条例で定められた事務手続きに使用されている。マイナンバーによって個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になり、行政手続きにおける添付書類の削減や手続きの簡素化、支援の迅速化等を通じた利便性の向上に寄与する制度である。

や行

■ UI ターン

地域への移住形態を示す用語で、U ターンは生まれ育った場所から一度移住し、再び出身地に戻ってくる移住形態を指し、I ターンは出身地以外の場所へ移住し暮らすことを指す。

■ 有収率

配水量に対する料金収入を伴った水量の割合。

■ ユニバーサルツーリズム

全ての人を楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のことを指す。

ら行

■ ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数。

■ リサイクル

環境保全・廃棄物対策に関するキーワードのひとつ。英字標記は Recycle で、廃棄物の他産業における原材料やエネルギー源としての再資源化・有効利用を指す。

■ リデュース

環境保全・廃棄物対策に関するキーワードのひとつ。英字標記は Reduce で、製品などを製造する際の資源使用量削減や廃棄物発生量の抑制を指す。

■ リユース

環境保全・廃棄物対策に関するキーワードのひとつ。英字標記は Reuse で、使用済み製品やその部品等を繰り返し使用することによる廃棄物発生量の抑制を図ることを意味する。

わ行

■ ワークেশョン

仕事 (Work) と休暇 (Vacation) の合成語で、リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行う、あるいは休暇と併用し旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。

